



平成 1 9 年度年次報告（案）

この報告書は、電気通信事業紛争処理委員会令（平成 1 3 年政令第 3 6 2 号）第 1 4 条に基づき、平成 1 9 年度における電気通信事業紛争処理委員会の活動状況について、総務大臣に報告するものである。

平成 2 0 年 4 月

電気通信事業紛争処理委員会

(参考) 電気通信事業紛争処理委員会の年次報告に関する参照条文

○ 電気通信事業紛争処理委員会令 (平成13年政令第362号)

(あっせん及び仲裁の状況の報告)

第十四条 委員会は、総務大臣に対し、総務省令で定めるところにより、あっせん及び仲裁の状況について報告しなければならない。

○ 電気通信事業紛争処理委員会手続規則 (平成13年総務省令第155号)

(あっせん及び仲裁の状況の報告)

第三条 令第十四条の規定による報告は、国の会計年度経過後一月以内に、当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする。

- 一 あっせん及び仲裁の申請件数
- 二 あっせんをしないものとした事件及びあっせんを打ち切った事件の件数
- 三 あっせんにより解決した事件の件数
- 四 仲裁判断をした事件の件数
- 五 その他電気通信事業紛争処理委員会 (以下「委員会」という。) の事務に関し重要な事項

はじめに

平成19年度、電気通信事業紛争処理委員会は平成19年11月22日に5年ぶりに総務大臣への勧告を行うとともに、11月30日に第3期目の活動を開始した。また、委員会の認知度・利便性の向上など、委員会の機能を強化するための取組を推進した。

委員会は、平成13年11月の発足以来6年余りの間に、合計60件の事案を処理してきた。これらを通じ、コロケーションに関する紛争や、料金設定の在り方を巡る紛争、MVNOとMNO間の接続等の紛争を解決し、ひいては我が国のブロードバンドの普及や通信料金の低廉化などに貢献してきた。

今日、電気通信市場においては、IP化の進展による次世代ネットワーク（NGN）の構築やMVNOを含む移動通信事業者の新規参入に伴う競争の更なる活性化等の展開が見られる。これらに伴い、委員会の対象とする電気通信事業者間の紛争にも従来にない形態のものが出現しつつある。

また、多様な無線システムの出現により周波数がひっ迫している中で、無線局の開設希望者等と既存無線局の免許人等との間の調整が円滑に進むようにするため、平成19年12月に電波法等が改正され、平成20年4月より、当委員会によるあっせん・仲裁手続が開始されることになった。

委員会において、このような電気通信分野の変化や制度変更に対処し、引き続き我が国電気通信の発展に寄与していくためには、紛争処理に係る情報収集等の強化、委員会の認知度・利便性の向上、委員会の知見の情報発信の強化、紛争処理機能強化・制度整備への対応など、委員会の機能を強化するための取組を継続することが重要である。

本報告書では、以上の認識にたつて、第I部において平成19年度における委員会活動の状況について、第II部において平成19年度における紛争処理の状況について、関連する事項を含め幅広く取りまとめている。

当委員会は、これまでの実績を踏まえ、今後とも委員の専門性を生かしながら、迅速かつ円滑な紛争解決に向け、任務に取り組んでまいり所存である。

平成20年4月25日
電気通信事業紛争処理委員会

目 次

はじめに

第Ⅰ部 平成19年度における委員会活動の状況	1
第1章 委員・特別委員の任命（三期目の活動の開始）	1
第2章 委員会の開催状況	5
第3章 電気通信事業及び競争政策等の動向	8
第4章 委員会の所掌事務の追加等	<u>16</u>
第5章 委員会の機能強化に向けた取組	<u>20</u>
第Ⅱ部 平成19年度における紛争処理の状況	<u>28</u>
第1章 紛争処理の概況	<u>28</u>
第2章 あっせん事件の処理状況	<u>32</u>
第3章 諮問事案の処理状況	<u>34</u>
第4章 総務大臣への勧告状況	<u>48</u>

おわりに

【資料編】

資料1 委員会の模様	<u>51</u>
資料2 ネットワークの中立性に関する懇談会 報告書（抜粋）	<u>52</u>
資料3 有線放送による放送の再送信に関する研究会 最終とりまとめ（抜粋）	<u>53</u>
資料4 無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の創設	<u>54</u>
資料5 無線局の開設等に係るあっせん及び仲裁の開始（報道資料）	<u>58</u>

資料 <u>6</u>	無線局の運用者の変更制度の創設	59
資料 <u>7</u>	電気通信事業者に対する業務改善命令の要件の見直し	60
資料 <u>8</u>	電気通信の現状	61
資料 <u>9</u>	電気通信紛争処理用語集	84
資料 <u>10</u>	広報用パンフレット	97
資料 <u>11</u>	電気通信事業紛争処理委員会ウェブページのリニューアル（報道資料）	99
資料 <u>12</u>	新競争促進プログラム2010（抜粋）	100
資料 <u>13</u>	委員会発足以来の紛争処理件数	101
資料 <u>14</u>	電気通信事業紛争処理委員会の歩み（年表）	102

第 I 部 平成 19 年度における委員会活動の状況

第 1 章 委員・特別委員の任命（三期目の活動の開始）

1 委員の任命

電気通信事業紛争処理委員会は、電気通信事業に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する委員 5 名をもって組織される（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 145 条及び第 147 条）。

委員は、平成 19 年 2 月 14 日に香城委員が退任して以降、4 人となっていたが、同年 6 月 20 日に総務大臣により龍岡委員が委員に任命された¹。

また、平成 13 年 11 月 30 日の委員会発足から丸 6 年を経過し、委員の任期（3 年）が満了したことに伴い、平成 19 年 11 月 30 日に総務大臣より以下の 5 名の委員が任命された²。5 名のうち、3 名の委員は新任、2 名の委員は再任であり、また、委員の専門分野は、法律、経済・会計、通信工学である。

委員の交替を受け、平成 19 年 12 月 4 日に開催した第 85 回委員会において、委員の互選により龍岡委員が委員長に、坂庭委員が委員長代理に選任され、龍岡委員長の下、委員会は新たな体制で三期目の活動を開始した。

【委員】

氏名	職業	任命日
龍岡 資晃 (委員長)	学習院大学専門職大学院 法務研究科（法科大学院） 教授 (元福岡高等裁判所長官)	平成 19 年 11 月 30 日再任 (第 1 期：平成 19 年 6 月 20 日 ～平成 19 年 11 月 29 日)
坂庭 好一 (委員長代理)	東京工業大学大学院理工 学研究科教授	平成 19 年 11 月 30 日新任

¹ 本任命は、第 166 国会において、平成 19 年 6 月 19 日に衆議院本会議の同意について、また、6 月 20 日に参議院本会議の同意について、それぞれ議決を得て行われた。

² 本任命は、第 168 国会において、平成 19 年 11 月 13 日に衆議院本会議の同意について、また、11 月 14 日に参議院本会議の同意について、それぞれ議決を得て行われた。

尾 畑 裕	一橋大学大学院商学研究 科教授	平成 19 年 11 月 30 日新任
富 沢 木 実	法政大学大学院政策科学 研究科客員教授	平成 19 年 11 月 30 日再任 (第 1 期 : 平成 13 年 11 月 30 日 ～平成 16 年 11 月 29 日) (第 2 期 : 平成 16 年 11 月 30 日 ～平成 19 年 11 月 29 日)
淵 上 玲 子	弁護士	平成 19 年 11 月 30 日新任

(平成 19 年 11 月 29 日に退任した委員)

氏 名	職 業	退 任 日
森 永 規 彦 (前委員長)	広島国際大学工学部長	平成 19 年 11 月 29 日退任 (第 1 期 : 平成 13 年 11 月 30 日 ～平成 16 年 11 月 29 日) (第 2 期 : 平成 16 年 11 月 30 日 ～平成 19 年 11 月 29 日)
田 中 建 二 (前委員長代理)	明治大学大学院会計専門 職研究科教授	平成 19 年 11 月 29 日退任 (第 1 期 : 平成 13 年 11 月 30 日 ～平成 16 年 11 月 29 日) (第 2 期 : 平成 16 年 11 月 30 日 ～平成 19 年 11 月 29 日)
吉 岡 睦 子	弁護士	平成 19 年 11 月 29 日退任 (第 1 期 : 平成 13 年 11 月 30 日 ～平成 16 年 11 月 29 日) (第 2 期 : 平成 16 年 11 月 30 日 ～平成 19 年 11 月 29 日)

2 特別委員の任命

委員会には、委員の他に、専門的な案件や多数の事案が発生した場合等に備え、総務大臣が任命する特別委員を置き、あっせん・仲裁の手續に参与させることになっている（電気通信事業紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）第1条）。

特別委員として、従来、7名が任命されていたが、任期（2年）の満了及び尾畑特別委員の委員就任に伴い、平成19年11月30日に総務大臣より以下の8名の特別委員が任命された。8名のうち、5名は新任、3名は再任であり、また、特別委員の専門分野は、法律、経済・会計、通信工学である。

なお、従来、特別委員は7名であったが、今回、無線通信の専門家が加わり、8名となった。

【特別委員】

氏名	職業	任命日
小野 武美	東京経済大学経営学部教授	平成19年11月30日新任
白井 宏	中央大学理工学部教授	平成19年11月30日新任
瀬崎 薫	東京大学空間情報科学研究センター准教授	平成19年11月30日再任 (第1期：平成13年11月30日 ～平成15年11月29日) (第2期：平成15年11月30日 ～平成17年11月29日) (第3期：平成17年11月30日 ～平成19年11月29日)
寺澤 幸裕	弁護士	平成19年11月30日新任
長谷部 由起子	学習院大学専門職大学院 法務研究科（法科大学院） 教授	平成19年11月30日再任 (第1期：平成13年11月30日 ～平成15年11月29日) (第2期：平成15年11月30日 ～平成17年11月29日) (第3期：平成17年11月30日 ～平成19年11月29日)

樋口 一夫	弁護士	平成19年11月30日再任 (第1期：平成17年11月30日 ～平成19年11月29日)
森 由美子	関東学園大学経済学部教授	平成19年11月30日新任
若林 亜理砂	駒澤大学大学院法曹養成研究科教授	平成19年11月30日新任

(平成19年11月29日に退任した特別委員)

氏名	職業	退任日
浅井 澄子	大妻女子大学社会情報学部准教授	平成19年11月29日退任 (第1期：平成13年11月30日 ～平成15年11月29日) (第2期：平成15年11月30日 ～平成17年11月29日) (第3期：平成17年11月30日 ～平成19年11月29日)
藤原 宏高	弁護士	平成19年11月29日退任 (第1期：平成13年11月30日 ～平成15年11月29日) (第2期：平成15年11月30日 ～平成17年11月29日) (第3期：平成17年11月30日 ～平成19年11月29日)
和久井 理子	大阪市立大学大学院法学研究科准教授	平成19年11月29日退任 (第1期：平成17年11月30日 ～平成19年11月29日)

第2章 委員会の開催状況

平成19年度は、図表のとおり計12回の委員会を開催した。
 なお、委員会の模様については、【資料1】のとおり。

図表 委員会開催状況（平成19年度）

会 合	日 付	議 事 等
第77回	平成19年4月4日	あっせん申請のあった事件の取扱い（平成19年（争）第1号・第2号）
第78回	平成19年4月20日	① 平成18年度年次報告（案）について ② 電気通信事業の最近の動向についての意見交換（MVNO等について有識者からの説明） ③ その他 ④ 終了事件についての報告
第79回	平成19年6月28日	① 紛争処理のための手続等に関する便覧の改訂について ② 電気通信事業分野における競争状況の評価について（総合通信基盤局からの説明） ③ 新競争促進プログラム2010の進捗状況について（総合通信基盤局からの説明） ④ その他
第80回	平成19年9月21日	① 電気通信事業法第35条第3項の規定に基づき日本通信株式会社から申請のあった裁定の諮問（総合通信基盤局からの説明） ② 電気通信事業法第35条第3項の規定に基づき日本通信株式会社から申請のあった裁定の審議 ③ その他
第81回	平成19年10月12日	① 電気通信事業法第35条第3項の規定に基づき日本通信株式会社から申請のあった裁定の審議 ② その他

第82回	平成19年10月19日	① 電気通信事業法第35条第3項の規定に基づき日本通信株式会社から申請のあった裁定の審議 ② その他
第83回	平成19年10月30日	① 電気通信事業法第35条第3項の規定に基づき日本通信株式会社から申請のあった裁定の審議 ② その他
第84回	平成19年11月22日	① 電気通信事業法第35条第3項の規定に基づき日本通信株式会社から申請のあった裁定の審議（総務大臣への答申及び勧告の決定） ② その他
第85回	平成19年12月4日	① 増田総務大臣及び佐藤総務副大臣挨拶 ② 委員長及び委員長代理の選任 ③ 新委員長の挨拶 ④ 日本通信株式会社と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの電気通信設備の接続に関する裁定について（総合通信基盤局からの説明） ⑤ あっせん委員及び仲裁委員になり得る者の指定 ⑥ 委員会の活動について（電気通信事業紛争処理委員会の活動について6年間の実績と今後の取組み） ⑦ その他
第86回	平成20年2月1日	① 施設見学（電波干渉対策基地局、NGN関係施設等） ② その他

第87回	平成20年2月25日	<ul style="list-style-type: none"> ① 無線局の開設等及び無線局の運用の特例に係るあっせん・仲裁制度の導入について（総合通信基盤局からの説明） ② 電気通信事業分野における最近の競争政策について（総合通信基盤局からの説明） ③ 委員会の認知度・利便性の向上に向けた取組の状況 ④ 電波干渉調整の実務について（電気通信事業者からの説明） ⑤ その他
第88回	平成20年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ① 無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の創設に伴う電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部を改正する決定（案）及び「無線局紛争処理マニュアル」（案）の作成について ② 平成19年度年次報告（案）の審議 ③ 東京弁護士会におけるあっせん・仲裁活動について（淵上委員からの説明） ④ その他

第3章 電気通信事業及び競争政策等の動向

委員会は、委員会を取り巻く環境の変化に適切に対応していかなければならない。ここでは、平成19年度における電気通信事業、競争政策及び情報通信分野等における他の紛争処理の検討状況について、概観する。

1 電気通信事業の動向

(1) ネットワーク等の状況

平成19年度においても、次のとおりIP化、ブロードバンド化、モバイル化の傾向がさらに進展した。

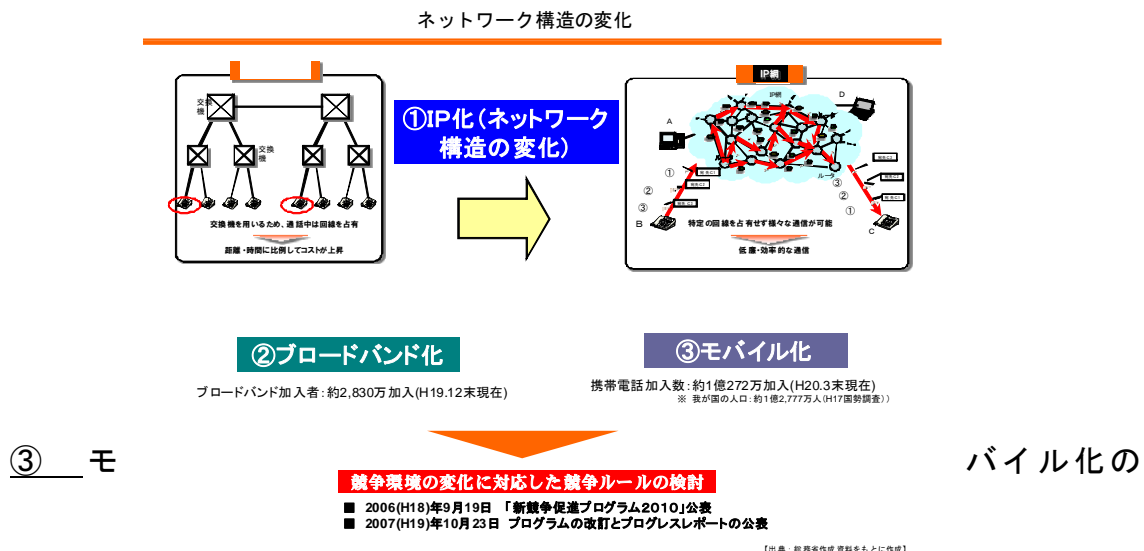
なお、平成20年3月に総務省が公表した「日本のICTインフラに関する国際比較評価レポート」では、我が国はICTインフラの利用料金、高速性の分野については世界最先端レベルを維持しているが、ICTインフラの普及度、社会基盤性については低調であると評価している。

① IP化の進展

平成19年11月時点で我が国のブロードバンド契約者のトラフィック総量（試算）は、平均で約800Gbpsであり、過去3年間で約2.5倍に増加した。また、平成19年12月末にIP電話の利用番号数が1,677万となり、対前年同期比で21.9%増加している。平成20年3月には、NTT東西が次世代ネットワーク（NGN）の運用を開始した。

② ブロードバンド化の進展

ブロードバンドサービスの加入者は、平成19年12月末で2,830万に達した。特にFTTHアクセスサービスの加入者は1,133万となり、1,000万を超えた。他方、加入電話及びISDNの加入者は、平成19年12月末で5,240万であり、対前年同期比で6.5%減少した。



③ モ

バイル化の

進展

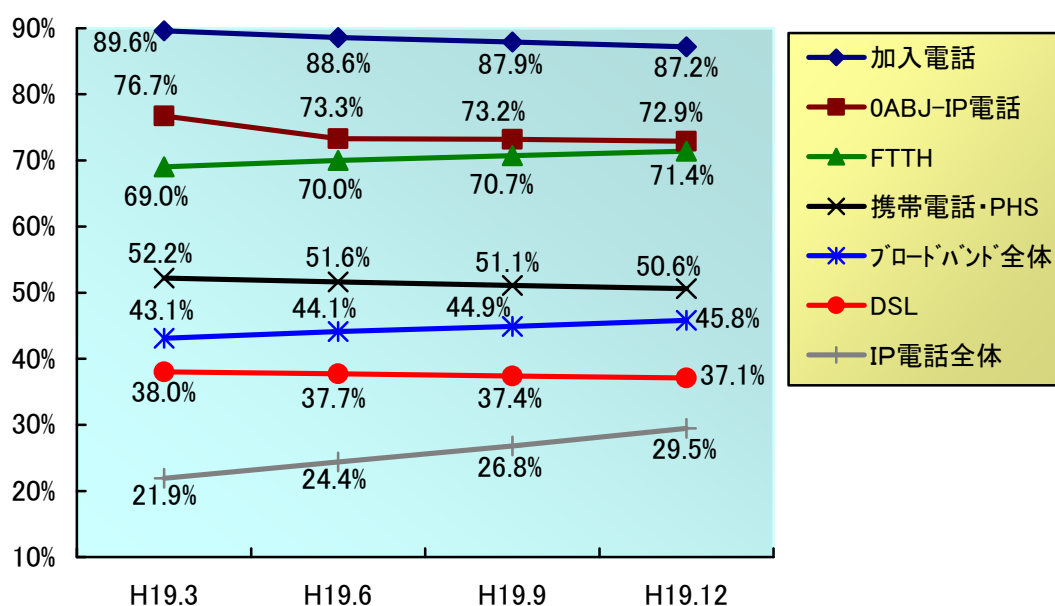
携帯電話の加入者は、平成20年3月末で1億272万であり、1億を超えた。ただし、加入者の増加率は低下傾向にある。また、平成19年3月に移動データ通信サービス開始したイーモバイルが事業を拡大するとともに、MVNOの参入が進んだ。

(2) 競争の状況

平成19年12月末時点におけるNTT東西及びNTTドコモグループの市場シェアをみると、加入電話の契約数（NTT加入電話、直収電話、OABJ-IP電話、CATV電話の合計）でNTT東西が87.2%、OABJ-IP電話の利用番号数でNTT東西が72.9%、FTTHの契約数でNTT東西が71.4%と、高いシェアを占めている。

また、携帯電話・PHSの契約数でNTTドコモグループが50.6%、ブロードバンド全体（DSL、FTTH、CATVインターネットの合計）でNTT東西が45.8%と、5割前後の市場シェアを占めている。

NTT東西及びNTTドコモグループの市場シェアの推移



(注) OABJ-IP電話及びIP電話全体は利用番号数、その他は契約数のシェア

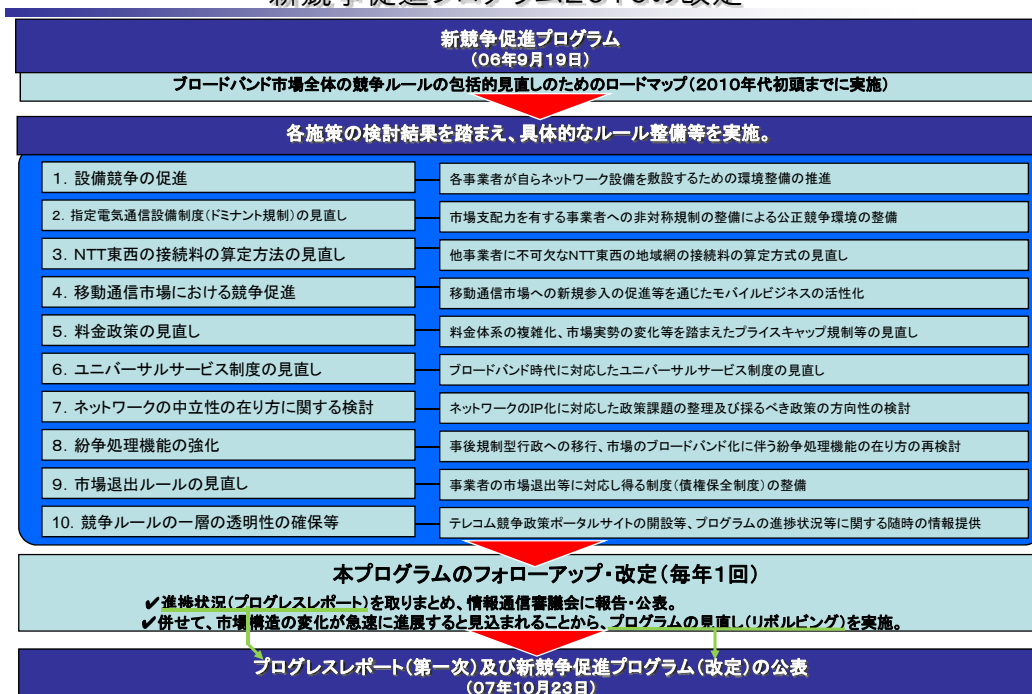
【出典：総務省報道資料(H20.4.3)により作成】

2 競争政策の動向

総務省における電気通信事業の競争政策は、2010年代初頭までに実施する公正競争ルールの整備等のためのロードマップとして平成18年9月に策定された「新競争促進プログラム2010」に基づき展開されている³。平成19年10月には、この1年間の進捗状況をプログレスレポートとして取りまとめるとともに、急速な市場環境の変化に的確に対応するために、プログラムの改定が行われた。

ここでは、平成19年度における総務省の取組のうち、委員会に特に関係の深いものを概観する。

新競争促進プログラム2010の改定



(1) 設備競争の促進

① 広帯域移動無線アクセスシステムの事業者の決定

アクセス網の多様化を推進するため、2.5GHz帯の広帯域無線アクセスシステム(BWA: Broadband Wireless Access)に関し、平成19年12月に全国バンドの周波数を利用する事業者が、ワイヤレスブロード

³ なお、NTTの組織問題については、市場の競争状況の評価等に係るレビューを毎年実施するとともに、平成22年(2010年)の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得ることとなっている。

バンド企画⁴及び(株)ウィルコム⁴の2社に決定された。また、固定系地域バンドの周波数を利用する事業者について、平成20年3月に免許申請の受付が開始された。

② 「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の改正

平成19年4月に「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」が改正され、定型的かつ反復して行われる光引込線等に係る設備の使用の申込みを受けた場合の手続の簡素化・効率化等が行われた。

(2) 指定電気通信設備制度（ドミナント規制）の見直し

① 競争セーフガード制度の開始

平成19年4月に指定電気通信設備の範囲やNTTグループに係る累次の公正競争要件の有効性について定期的に検証するための「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」が策定された。平成20年2月にはガイドラインを踏まえた検証結果が発表され、NTT東西に対して接続の業務に関して入手した情報の目的外利用の防止等の周知・徹底などの要請が行われた。

② 指定電気通信設備制度の包括的な見直し

平成19年9月に「ネットワークの中立性に関する懇談会」報告書が公表され、平成20年中を目途に指定電気通信設備制度の見直しについて具体的な結論を得て、平成22年度までに運用を開始することとされた。今後、報告書を踏まえ、ドミナント事業者を起点として、これと資本関係を有する事業者との連携等による市場支配力の濫用を防止する包括的な枠組みが再構築される予定としている。

③ FMCサービスにおける公正競争条件の確保

平成19年7月に「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」が改正され、FMCサービスについて、NTT東西及びNTTドコモが原則として別個に設備等を構築して業務を営むことや、両者が排他的な共同営業を行わないことを活用業務認可の際の要件とすることが明確化された。

④ NTT東西の次世代ネットワーク（NGN）に係る接続ルールの整備

平成20年3月にNTT東西が次世代ネットワークを用いたサービスを開始するとしていることを踏まえ、平成20年3月に情報通信審議会か

⁴ 平成20年3月にUQコミュニケーションズ（株）に社名を変更した。

ら「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申が行われた。

同答申では、ア) NGN及びひかり電話網を新たに第一種指定電気通信設備に指定するとともに地域IP網は引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが適当、イ) フレッツサービス、ひかり電話など既存サービスを提供するための機能はアンバンドルの対象とし、帯域制御機能等のNGN固有の機能は具体的な利用形態等が明確でない現段階ではアンバンドルの対象としないことが適当、ウ) FTTH市場において、NTT東西のサービスシェアが70%を超えている状況等を踏まえ、FTTHサービスの提供コストを低廉化し事業者間競争を図るという政策的要請を踏まえ、平成20年度以降の加入光ファイバ接続料を見直すことが適当、エ) ウ) の措置に加え競争事業者間でOSU（光信号伝送装置）共用に積極的に取組を進め、NTT東西においては、OSU共用実験に必要な協力を行うとともに、事業者間の検討の場に参加するなど競争事業者間におけるOSU共用実現に向けて可能な協力を行うことが必要等の考え方が示された。

(3) NTT東西の接続料の算定ルールの見直し

① 固定電話の接続料の算定方法の見直し

固定電話の接続料に係る算定方法については、平成19年9月に情報通信審議会から「平成20年度以降の接続料算定の在り方について」答申が行われた。

同答申では、長期増分費用方式に関する新モデル（第4次モデル）の適用期間を平成20年度から3年間とし、また、NTSコストの扱いについて、ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方法の見直しに伴い、NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路に係る費用をNTT東西のみが負担する結果となることを踏まえ、当該費用をNTT東西の利用部門を含む各事業者が公平に負担するため、NTSコストを5年間で段階的に接続料原価から控除するという原則を維持しつつ、当該費用を当分の間の措置として段階的に接続料原価に算入することが適当との考え方が示された。

② 光ファイバに係る接続料の算定方法の見直し

平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料については、平成20年3月に、情報通信審議会から答申が行われた。同答申では、FTTHサービスの提供コストを低廉化し事業者間競争の促進を図る観点から、他事業者による活発な事業展開を考慮してダークファイバの需要予測を見直

して接続料を再算定すること、これに伴い接続料収入の予測と実績の乖離を次期接続料に算入する制度（乖離額調整制度）の導入を今回の接続料算定に限定した措置として特例的に認めることが適当との考え方が示された。

(4) 移動通信市場における競争促進

平成19年9月に、モバイルビジネスを活性化するため、①通信料金と端末価格の分離プランの導入、販売奨励金に係る会計整理の明確化などの販売モデルの見直し、②MVNO事業化ガイドラインの再改定やMNOの卸電気通信役務に関する標準プランの策定などのMVNOの新規参入の促進など、包括的な施策を内容とする「モバイルビジネス活性化プラン」が公表された。平成20年3月に「モバイルビジネス活性化プラン評価会議」が開催され、今後、同プランの進捗状況の検討や今後の政策展開の方向性についての検討等が行われる。

(5) 紛争処理機能の強化

平成19年12月に「電気通信事業分野における意見申出制度の運用に係るガイドライン」が策定され、意見申出制度（電気通信事業法第172条）について、申出者の秘密保護に合理的な根拠があると認められる場合には、当該申出者を特定できる情報を開示しない仕組みが導入された。

(6) その他

平成18年12月に策定された「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」を受け、平成19年5月にNTT東西が定めた当該債権保全措置等に係る接続約款の変更が認可された。当該認可に際しては、NTT東西の債権保全措置の運用が適正に行われるよう、運用開始後2年間、定期的（四半期ごと）にNTT東西から総務省が報告を受け、その検証を行い、必要な場合には適切な措置を講じることとされた。

3 情報通信分野等における他の紛争処理の検討状況

(1) 電気通信事業者とコンテンツプロバイダ等との間の紛争への対応⁵

⁵ なお、欧州委員会が2007年11月13日に公表した電子通信分野の規制に関する指令見直し案では、放送事業者を含むコンテンツ・プロバイダーと電気通信事業者との間の紛争について、これが枠組み指令（Directive 2002/21/EC）第20条の規定による紛争処理の対象となることを明確化するため、同条の規定を改正することを提案している。

総務省は、平成18年11月から「ネットワークの中立性に関する懇談会」を開催して、ネットワークのコスト負担の公平性及びネットワークの利用性の公平性を軸にネットワークの中立性について検討を行い、平成19年9月に報告書を公表した【資料2】。

同報告書においては、電気通信事業者とコンテンツプロバイダ等の上位レイヤーの事業者との間の紛争に関し、現行制度上は事業者間において解決されることが基本であるが、事案が今後増加することが想定されること及び各事案を個別に解決に導くことによってインターネットの供給能力の有効活用が図られることが期待されることにかんがみ、電気通信事業紛争処理委員会を活用した紛争処理手続の拡充の是非も含め、裁判外紛争処理制度（ADR：Alternative Dispute Resolution）の活用について検討することが望ましいとしている。

(2) 利用者保護のための紛争処理機能のあり方の検討

総務省は、平成20年4月に「電気通信サービス利用者懇談会」を開催し、多角的な観点から利用者利便の確保・向上のための施策展開の在り方について検討を開始した。同懇談会では、ADRを含む紛争処理機能の在り方についても主な検討事項の一つとしており、平成20年12月を目途に報告書を取りまとめる予定としている。

(3) 有線放送による放送の再送信に係る紛争への対応

総務省は、平成19年10月から「有線放送による放送の再送信に関する研究会」を開催して、有線放送による放送の再送信の現状の把握、課題の整理、今後の方策について検討を行い、平成20年3月に最終とりまとめを公表した【資料3】。

最終とりまとめにおいては、有線放送による放送の再送信に係る紛争に関し、総務大臣による裁定の制度に加え、新たな紛争解決の手段として、当事者間の自主性に配慮したあっせん及び当事者双方の合意に基づき申請される仲裁の制度を設けることも有意義であると考えられるとした上で、紛争処理のスキームの在り方について今後中期的に検討されることが適当であるとしている。

あっせん等の制度を設ける場合におけるあっせん等の主体については、情報通信分野について表現の自由の問題等慎重に対処すべき点多々含まれていること及び放送事業者の利益と受信者の利益との調整が複雑になることにかんがみ、これを放送制度や紛争解決に関する高い専門性を備えた専門組織に委ねることが必要であるとしている。また、あっせん等の主体をそのような専門組織に委ねる際には、例えば、電気通信事業について電気通信事

業紛争処理委員会が担当していることを参考に、同様の機関を設けることや同委員会に新たな業務を担わせることも一つの方法と考えられ、この場合には、あっせん等を行う機関に裁定の諮問をすることがあっせん等に当たって整理した事実関係等を有効に活用する等の観点から適当であるとしている。

このほか、あっせん等の制度を設ける場合には、これらが機能するための条件整備（誠実対応義務等）について検討すべきであるとしている。

第4章 委員会の所掌事務の追加等

平成19年12月21日に放送法等の一部を改正する法律により電波法及び電気通信事業法の一部が改正されたことに伴い、次のとおり、当委員会の所掌事務が追加等され、平成20年4月1日に施行された。

1 無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の創設【資料4】、【資料5】

近年、ワイヤレスブロードバンド技術の進展等に伴い、多種多様な無線システムが実用化され、周波数の逼迫が進行している。

このような中で、無線局の開設又は無線局の周波数等の変更に当たっては、既存の無線局との混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約（混信等防止契約）の締結についての当事者間の協議が円滑に行われることが重要になる。この協議は、従来は当事者間において行われていたが、なかには1年ないし2年半という長期間にわたる事例も見受けられた。

そこで、この協議が円滑に進むようにするため、電波法の一部改正により、当委員会によるあっせん及び仲裁の制度が創設された（電波法第27条の35）。これと同時に、電気通信事業法の一部も改正され、当委員会の権限に関する規定及び委員の資格に関する規定が改められた（同法第144条第2項、第147条第1項）。

なお、本あっせん・仲裁制度の創設に伴い、無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）の一部が改正され、無線局の免許人等（電波法第14条第2項第2号の免許人又は同法第27条の23第1項の登録人）にあつては、混信等防止契約の締結について協議の申入れがあつたときは、電波の公平かつ能率的な利用を確保する見地から、誠実に協議を行うとともに、相当の期間内に当該協議が調うよう努めなければならないことが定められた（同令第4条の2）。

(1) 対象となる無線局

あっせん・仲裁制度の対象となる無線局は、次の①から⑦までのいずれかに該当する業務を行うことを目的とする無線局である（電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第20条の2）。

- ① 電気通信業務
- ② 放送の業務
- ③ 人命若しくは財産の保護又は治安の維持に係る業務
- ④ 電気事業に係る電気の供給の業務
- ⑤ 鉄道事業に係る列車の運行の業務
- ⑥ ガス事業に係るガスの供給の業務

⑦ MCAを使用する業務

(2) 申請の要件

ア あっせんの申請の要件

あっせんは、免許等（免許又は電波法第27条の18第1項の登録をいう。）を受けて無線局を開設し、又は免許等を受けた無線局に関し次の①から⑪までのいずれかに該当する事項を変更しようとする者が、当該無線局の開設又は当該事項の変更により混信その他の妨害を与えるおそれがある他の無線局の免許人等に対し、混信等防止契約の締結について協議を申し入れたにもかかわらず、当該他の無線局の免許人等がその協議に応じず、又は協議が調わないときに申請することができる（電波法第27条の35第1項、電波法施行規則第20条の3）。

- ① 通信の相手方
- ② 通信事項
- ③ 無線設備の設置場所
- ④ 無線設備
- ⑤ 放送事項
- ⑥ 放送区域
- ⑦ 識別信号
- ⑧ 電波の型式
- ⑨ 周波数
- ⑩ 空中線電力
- ⑪ 運用許容時間

イ 仲裁の申請の要件

仲裁は、混信等防止契約の締結について協議が調わないときに申請することができる（電波法第27条の35第3項、電波法施行規則第20条の3）。

(3) 手続

無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の手続は、電気通信事業者間の紛争に係るあっせん・仲裁制度の手続に準じたものとなっている（電波法第27条の35第2項、第4項及び第5項等）。

(4) 委員会運営規程の改正及びマニュアルの作成

委員会では、無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の創設に対応する

ため、平成20年3月18日の第88回委員会において、電気通信事業紛争処理委員会運営規程の改正を決定し、関係規定の整備を行うとともに、「無線局紛争処理マニュアル」について審議を行い、4月1日に公表した。

2 無線局の運用者の変更制度の創設に伴うあっせん・仲裁の対象の追加【資料6】

改正前の電波法では、無線局の運用は免許人等自身が行い、これ以外の者は無線局を運用することができなかった。しかしながら、近年、電波利用の拡大・浸透とともに、無線通信の利用が一般化し、免許等を受けずに簡易な手続で無線局を利用したいというニーズが顕在化してきた。そこで、電波法が改正され、免許人等以外の者による無線局の運用のための制度が創設された（同法第5章第4節）。このことにより、PHS用の小型基地局の再販事業者等による運用等が可能となった。

この改正に伴い、電気通信事業者間の無線局の運用者の変更に関する契約に係る紛争が、当委員会によるあっせん及び仲裁の対象に加えられた（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第54条の2第4号）。

3 電気通信事業者に対する業務改善命令の要件の見直しに伴う総務大臣から諮問される事例の拡大【資料7】

改正前の電気通信事業法第29条第1項第9号においては、総務大臣が、「電気通信事業者の業務の方法が適切でないため、利用者の利益を阻害しているとき」に該当すると認める場合に業務改善命令を発動することができることが定められていた。利用者の利益が現に阻害されていることが同号の規定による業務改善命令の要件となっていたため、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でなく、同法の目的として第1条に掲げる「電気通信の健全な発達」及び「国民の利便の確保」に支障が生ずるおそれがある場合といえども、利用者の利益が現に阻害されるまでは、同号の規定による業務改善命令を発動することができなかった。

そこで、電気通信事業法が改正され、総務大臣が、「電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため」、電気通信役務が安定的かつ継続的に提供されなくなるおそれがあるなど「電気通信の健全な発達又は国民の利便が確保に支障が生ずるおそれがある」ときに該当すると認める場合には、利用者の利益が現に阻害されていなくても業務改善命令を発動することができるようになった（同法第29条第1項第12号）。例えば、詐欺的な手法等によって不適正な資金調達を行っている電気通信事業者、虚偽のネットワーク構成等を周知させることにより利用者を集めている電気通信事業者等に対し、利用者の

利益が現に阻害されていない段階においても業務改善命令を発動することができるようになった。

業務改善命令を発動するに当たっては、当委員会への諮問が必要とされており（電気通信事業法第160条）、本改正に伴い、総務大臣から諮問される事例が拡大された。

第5章 委員会の機能強化に向けた取組

1 委員会が果たしている役割

委員会は、平成13年11月30日に発足以来、6年以上経過しているが、この間委員会が果たしてきた役割として、次の4点をあげることができる。

第一に、**専門性を活かして、迅速に紛争を解決**してきた。

委員会では、法律、経済・会計、通信工学の分野で専門的知見を有する委員及び特別委員が紛争処理にあたることで、これまで48件のあっせん事案と3件の仲裁事案を扱い、平均約1ヶ月半で処理してきた。このうち、あっせん事案については約6割の事案を解決している。

総務大臣による裁定等の行政手続や裁判所による司法手続による場合に比べ、費用・時間面で当事者の負担は軽減され、また、紛争解決により早期にサービスは開始されており、利用者利便の向上も実現している。

第二に、紛争の発生前に**紛争を未然に防止**してきた。

委員会事務局では、平成16年12月に「電気通信事業紛争処理相談窓口」（平成18年6月に『「電気通信事業者」相談窓口』に改称）を開設して以降、電気通信事業者からの多くの相談に対して適切にアドバイスを実施してきた。当窓口においてアドバイスすることにより、本格的に紛争化する前段階で解決したケースもある。

また、委員会のウェブサイトや紛争処理マニュアルにおいて、過去の紛争処理情報を積極的に公開しており、これを紛争処理の前例として電気通信事業者が参照することにより、類似の紛争の発生を未然に防止している。

第三に、新規参入事業者等にとって、**セイフティネットの機能**を果たしてきた。

電気通信事業者間における電気通信設備の接続に関する協議を行うに当たっては、加入者へのアクセス回線を持つ電気通信事業者などの方が優位な立場にあり、対等な立場で協議が行えない場合もありうる。しかし、万一、紛争化した場合であっても委員会という公正中立な第三者機関の場で、事業規模にかかわらず、自己の考え方を対等に主張できる機会が保障されていることで、事業者は安心感を持って事業を展開することが可能になっている。

第四に、**総務大臣への「勧告」を通じ、競争ルールの改善**を促してきた。

委員会では、これまで3件の勧告を総務大臣に行っている。平成14年2

月に行ったコロケーションのルール改善に向けた勧告によって、NTT東西の接続約款の改正が行われ、ブロードバンドサービスの競争促進に貢献した。また、平成14年11月に行った接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告によって、総務省は「固定電話発携帯電話着の料金設定に関する方針」を策定しており、固定電話発携帯電話着の料金の低廉化にもつながった。

平成19年11月には接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置を勧告したが、現在、大臣部局において、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」の見直しなどが検討されている（第Ⅱ部第4章、P48参照）。

委員会が果たしている役割

1 専門性を活かした迅速な紛争解決

紛争解決に要する時間:2週間～8か月(平均約1か月半)
→費用・時間面での当事者の負担軽減、早期サービス開始による利用者利便向上

【参考】 総合規制改革会議 14年度中間とりまとめ(平成14年7月23日)

第3章 1. (3) 2) 専門的機関の整備

1. 電気通信事業分野では、平成13年に電気通信事業紛争処理委員会が設置され、専門性及び中立性が確保された体制の下で、迅速な対応がされている。

2 紛争の未然防止

- ・「電気通信事業者」相談窓口を設けて、本格的に紛争化する前段階においても当事者からの相談に対応(→この段階で解決するケースもある)
- ・過去の紛争処理事案に関する情報を積極的に公開(ウェブサイト、紛争処理マニュアル)。委員会の紛争処理の前例を事業者が参照することにより、類似の紛争の発生を未然に防止

3 セーフティネット機能

- ・電気通信事業者は他事業者との協議にあたり、万一、紛争化した場合であっても、委員会という公正中立な第三者機関の場で自己の考え方を主張できる機会が保障されていることで、事業展開に際して安心感を持つことができる。

4 総務大臣への「勧告」を通じた、競争ルールの改善

- ・ブロードバンドサービスの競争促進、固定発携帯電話料金の低廉化などに一定の貢献

2 委員会の機能強化に向けた取組

電気通信市場は、インターネットやモバイルなどの急速な技術革新と競争の進展により、急速に変化しており(第3章、P8参照)、これに伴い電気通信事業者間の紛争もこれまでとは異なる形態のものが発生すると想定される。例えば、IP化の進展による紛争として、新世代ネットワーク(NGN)における接続に関する紛争や新規事業者の参入による紛争として、MVNOとMNO間の接続に関する紛争などが発生することが予想される。

これらの新たな紛争に適切に対応していくため、これまで以上に委員会の機能強化を図っていく必要がある。委員会では、平成18年9月に、委員会の当面の活動として、情報収集等の強化、委員会利用の利便性の向上、情報発信の強化、制度整備への対応に取り組むことを決定し、以降逐次実施に移してきた。

平成19年12月4日に新体制の下、開催された第85回委員会においては、当面の活動予定を一部見直し、次の4項目に重点的に取り組んでいく旨、事務局より報告が行われ、了承された。

- (1) 紛争処理に関する情報収集等の強化
- (2) 委員会の認知度・利便性の向上
- (3) 委員会の知見の情報発信の強化（競争ルールへのフィードバック）
- (4) 紛争処理機能の強化・制度整備への対応

各項目について、平成19年度に次のとおり、取組を行った。

委員会の今後の取組

【今後想定される紛争事例】「電気通信事業における紛争処理等の将来像」（平成18年10月3日発表）

- (1) IP化の進展による紛争
例) 次世代ネットワーク（NGN）における接続に関する紛争
- (2) 新規事業者の参入等による紛争
例) MVNOとMNO間の接続に関する紛争
- (3) アクセス網の高度化等による紛争
例) 光引込線の敷設のための電柱等の利用手続の公平性に関する紛争

【委員会の機能強化に向けた当面の活動予定】

- (1) 紛争処理に関する情報収集等の強化
⇒ 情報通信の専門家等との意見交換、施設見学、諸外国の調査、基礎資料の整備
- (2) 委員会の認知度・利便性の向上
⇒ ウェブサイトの刷新、パンフレットの制作・配布
電気通信事業者等へのアンケート・ヒアリングの実施
事業者団体等への周知活動、地方における紛争処理の相談会の開催
- (3) 委員会の知見の情報発信の強化（競争ルールへのフィードバック）
⇒ 適切に「勧告」を実施、年次報告書の充実
- (4) 紛争処理機能の強化・制度整備への対応
⇒ 総務省関係部局等と意見交換

(1) 紛争処理に関する情報収集等の強化

① 委員会における有識者及び政策担当者からのヒアリング

- ・ 平成19年4月20日 第78回委員会

情報流通ビジネス研究所所長飯塚周一氏から移動通信市場の環境変化と今後の展望について、MVNOの実態を中心に説明を受け、意見交

換を行った。

- 平成19年6月28日 第79回委員会

総合通信基盤局から、ア) 電気通信事業分野における競争状況の評価及びイ) 新競争促進プログラム2010の進捗状況について、説明を受け、意見交換を行った。

- 平成20年2月25日 第87回委員会

総合通信基盤局から、ア) 無線局の開設等及び無線局の運用の特例に係るあっせん・仲裁制度の導入及びイ) MVNOを含むモバイルビジネス活性化等の電気通信事業分野における最近の競争政策について説明を受け、意見交換を行った。また、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモから電波干渉調整の実務について、具体的な事業者間調整内容等の説明を受け、その後意見交換を行った。

- 平成20年3月18日 第88回委員会

瀧上玲子委員から、東京弁護士会におけるあっせん・仲裁活動について、説明を受け、意見交換を行った。

② 委員会における視察

- 平成20年2月1日 第86回委員会

株式会社ウィルコム¹の電波干渉対策済みPHS基地局及び東日本電信電話株式会社の次世代ネットワーク(NGN)フィールドトライアルの現場視察を行った。

③ 基礎資料の整備

今後の紛争処理に役立つ基礎資料として、「電気通信の現状」【資料8】、「電気通信紛争処理用語集」【資料9】をとりまとめ、委員会ウェブサイトにおいて公開した。

(2) 委員会の認知度・利便性の向上

① 電気通信事業紛争処理マニュアルの改訂及び配布

従前のマニュアルに最近のあっせん事例の追加や関係資料の現行化等を行うため、平成19年8月に「電気通信事業紛争処理マニュアルー紛争処理の制度と実務ー【第7版】」を作成し、電気通信事業者等に配布した。

② 委員会パンフレットの作成及び配布

委員会の利用者である電気通信事業者に委員会の紛争処理活動を認知・再認識してもらい、委員会の利用を促すため、平成20年2月に簡単な紛争解決事例、Q&Aなどを盛り込んだ広報用パンフレットを作成し、電気通信事業者、総合通信局等に配布した【資料10】。

③ 委員会ウェブサイトの刷新

平成20年4月1日に当委員会ウェブサイトを刷新するため、電気通信事業者に委員会の利用を促す内容を充実するとともに、情報の探しやすさやサイトの使いやすさの改善、基礎資料の追加等を行った【資料11】。

④ 電気通信事業者へのヒアリング実施

電気通信事業者間の紛争の所在に関する情報収集等のため、平成19年12月から平成20年1月にかけて、電気通信事業者8社に対し、ヒアリングを実施した。その結果、接続料の体系や水準、NGNへの接続条件、コロケーションや電柱利用の円滑な手続などについて紛争の可能性があることが確認された。

⑤ 電気通信事業者へのアンケート実施

平成20年1月～2月に、当委員会の認知度等を調査するため、各種事業者団体を通じて、電気通信事業者に対し、アンケートを実施した（有効回答108社）。

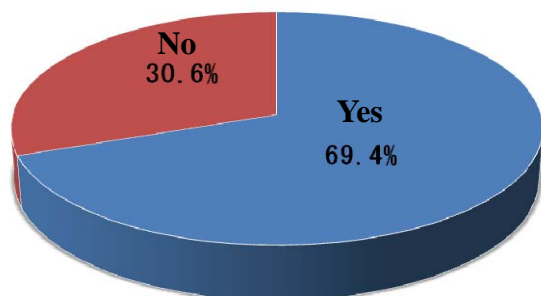
約7割の事業者が当委員会を、また約6割の事業者が「電気通信事業者」相談窓口を認知していた。また、約15%の事業者が、協議が難航中の事案を抱えており、そのうち、約4割の事業者が当委員会のあっせん等の申請を検討している。なお、協議が難航中の事案を抱えながら、あっせん等の申請を行わないとした理由は、協議の相手方との関係の悪化を懸念したためとの回答が多かった。

⑥ 地方における業務説明・相談の実施

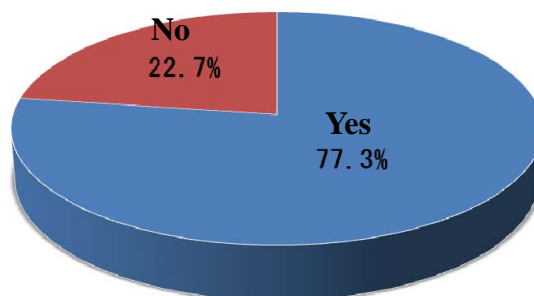
平成20年2月15日に（社）日本インターネットプロバイダー協会が長野市で開催した「地域ISPの集い」に事務局職員を派遣して、当委員会の周知・広報、過去に処理した事案の紹介及び事業者からの相談への対応等を行った。

図表 電気通信事業者へのアンケート結果

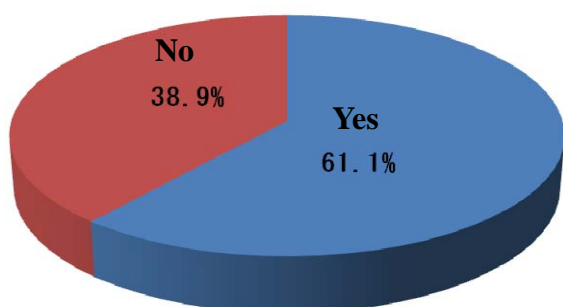
問1 委員会を知っていますか。



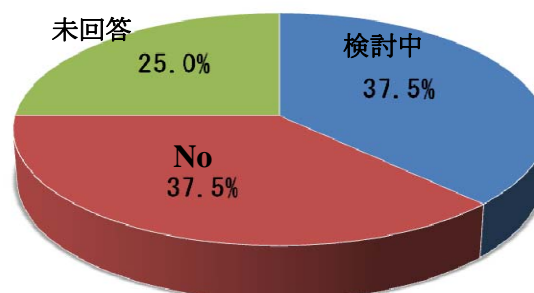
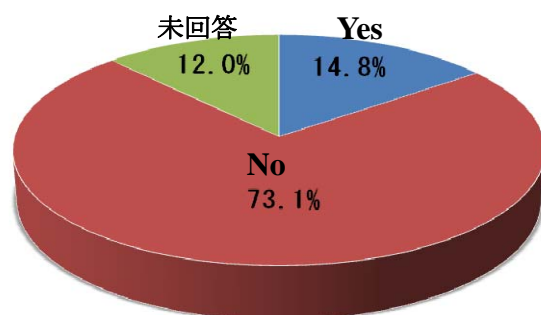
問2 問1で Yes と回答した場合、あつせん・仲裁制度を知っていますか。



問3 「電気通信事業者」相談窓口を知っていますか。



問4 協議難航中の事案はありますか。問5 問4で Yes と回答した場合、あつせん等の申請を行う考えはありますか。



⑦ 事業者団体との意見交換

平成20年2月25日、5事業者団体（(社)電気通信事業者協会、(社)テレコムサービス協会、(社)日本ケーブルテレビ連盟、(社)日本インターネットプロバイダー協会及び(社)電波産業会）との間で「第2回 事業者団体等と電気通信事業者紛争処理委員会事務局との懇談会」を開催し、電気通信分野の紛争処理について意見交換を行った。

懇談会では、今後、NGN、FMC、MVNO関係の紛争が予想されるとの説明や委員会の機能拡充の要望などがあった。

⑧ 総合通信局等との関係強化

地方の電気通信事業者に接する機会の多い総合通信局等に対し、平成20年2月、事務局長名にて委員会の周知、事業者への働きかけ等への協力を依頼する文書を発出した。

(3) 委員会の知見の情報発信の強化（競争ルールへのフィードバック）

平成19年11月22日 接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置について、総務大臣に勧告を行った(第Ⅱ部第4章、P48参照)。

(4) 紛争処理機能の強化・制度整備への対応

① 無線局の開設等に係る新たなあっせん・仲裁制度の導入への準備

平成20年4月1日より、当委員会による無線局の開設等に係る新たなあっせん・仲裁制度が導入されることから、平成20年2月1日の第86回委員会において、電波干渉対策基地局の見学を、また同年2月25日の第87回委員会において、総合通信基盤局及び電気通信事業者からのヒアリングを行った。また、同年3月18日の第88回委員会において、電気通信事業紛争処理委員会運営規程の改正、「無線局紛争処理マニュアル」の審議を行い、4月1日に公表した。

② 新競争促進プログラム2010における紛争処理機能の強化等【資料12】

新競争促進プログラム2010においては、「電気通信事業者とコンテンツプロバイダ等の上位レイヤーの事業者等との間の紛争事案を紛争処理機能の中で取り扱えるようにするほか、土地等（電柱・管路などを含む）の使用に係る紛争事案について、現行の裁定に加えて、あっせん・仲裁を可能とする仕組みとする等、紛争処理機能の取扱範囲の拡充についても、

可能な限り速やかに所要の制度整備を行う」とされている。また、「消費者保護策の強化に向けた具体的施策を検討するため、07年度中に新たな検討の場を設置し、08年中を目途に検討結果を取りまとめる。」、「ADR (Alternative Dispute Resolution: 裁判外紛争処理制度) を含む紛争処理制度の強化等を含め、多角的な観点から検討を行う」とされている。

これに関連して、平成19年6月28日の第79回委員会及び平成20年2月25日の第88回委員会において総合通信基盤局より説明を受けるとともに意見交換を行った。

③ その他

無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の導入やNGNなどに関する新たな紛争処理への対応、委員会の認知度・利便性向上に向けた活動の強化など、委員会の事務局機能を強化するため、平成20年2月に調査専門官1名を増配置した。

第Ⅱ部 平成19年度における紛争処理の状況

第1章 紛争処理の概況

当委員会は、次の3つの機能を有している。

- ① 電気通信事業者間の紛争を解決するためのあっせん・仲裁
- ② 総務大臣が行う行政処分についての諮問に対する審議・答申
- ③ その権限に属された事項に関し、必要なルール整備等について総務大臣に対して勧告

また、事務局に「電気通信事業者」相談窓口を設け、接続その他電気通信事業者間のトラブル等に関する問合せ・相談等に対応している。

平成19年度に行ったこれらの紛争処理の状況は、次のとおりである。

なお、委員会発足以来の紛争処理件数については、【資料13】のとおり。

1 平成19年度における紛争処理件数及び事件の概要・経過概況

当委員会が平成19年度に行った紛争処理は、あっせんを実行しないものとした事件が2件、総務大臣から諮問を受け答申を行った事件が1件、総務大臣への勧告が1件であった。また、あっせんについては2週間、諮問に対しては2か月の期間で処理を終了している。

図表1 電気通信事業紛争処理委員会による紛争処理件数（平成19年度）

あっせん申請	処理終了	処 理 中
0	2 ⁶ (あっせん不実行 2) (あっせん打切 0) (解決 0)	0
仲裁申請	処理終了	処 理 中
0	0 (仲裁判断 0)	0
諮 問	答 申	審 議 中
1	1	0
勧 告		
1		

⁶ 平成18年度に申請があった事件である（平成19年3月23日付け申請）。

図表2 事件の概要及び経過概況

① あっせん・仲裁事案

番号	事 件 (申請日)	申 請 内 容	終了事由 (終了日)
1	平成19年 (争)第1号 (19.3.23)	A社によるB社との回線切替工事等に関する接続協定の細目等 (あっせん申請)	不実行 (19.4.5)
2	平成19年 (争)第2号 (19.3.23)	A社によるC社との回線切替工事等に関する接続協定の細目等 (あっせん申請)	不実行 (19.4.5)

② 諮問事案

番号	事 案	概 要 等
1	平成19年7月9日 裁定申請 (諮問：9月21日、 答申：11月22日)	日本通信㈱による㈱NTTドコモに対する接続に関する裁定(MVNOとMNO間の接続協定に係る裁定)

③ 勧告事案

番号	発 出 日	概 要 等
1	平成19年11月22日 (平成19年7月9日 裁定申請関連)	接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の勧告

2 あっせん・仲裁

(1) あっせん

当委員会は、平成19年度に2件のあっせん申請に係る事件の処理を行った。両事件とも、相手方からあっせんに応ずる考えはない旨の通知を受けたため、電気通信事業法第154条第2項等の規定に基づき、本件はあっせんをするのに適当でないことから、あっせんをしないものとした。

(2) 仲裁

平成19年度には、仲裁申請に係る事件がなかった。

3 総務大臣への答申

平成19年度には、総務大臣から、MVNOとMNO間の接続に関する裁定に係る諮問1件があり、当委員会は、これについて審議を行い、総務大臣への答申を行った。

なお、総務大臣では平成19年11月30日に本答申を踏まえ、裁定を行っている。

4 総務大臣への勧告

当委員会は、平成19年度に総務大臣への勧告を1件行った。この勧告は、上記3（総務大臣への答申）の答申と併せて行ったものであり、総務大臣に対して、当該裁定内容を「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に反映させることのほか、接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する事項について、適時適切に検討を行い、所要の措置を講ずることを勧告するものである。

なお、総務省は、この勧告を受けて、本ガイドラインの見直しに向けた検討を行っているところである。

5 「電気通信事業者」相談窓口における相談等

「電気通信事業者」相談窓口において、平成19年度に34件の相談、問い合わせ等を受けた。相談内容ごとの受付件数は、次のとおりであり、接続に関する費用負担が24件と7割を占めている。

相談内容	受付件数
① 接続に関する費用負担	24件
② 接続協定の細目	2件
③ 接続に必要な設備の設置・保守	3件
④ 役務提供のための設備の利用	2件
⑤ 土地等の使用	2件
⑥ その他	1件
計	34件

【主な相談内容】

① 接続に関する費用負担

接続申込者が接続に関して負担すべき金額の支払を怠り、又は怠るおそれがあるとして、接続相手より債務の履行の担保を求められたが、どのような基準で債権保全措置を求められたのかが明らかでない等の相談である。

なお、総務省では平成18年12月に「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」を定めていることから、債権保全措置に関する相談があったことについて、総合通信基盤局に対し情報提供を行った。

② 接続協定の細目

MVNOとの接続協定の細目について、事業者間で協議を行うに当たっての留意事項を教えてほしいという相談である。

③ 接続に必要な設備の設置・保守

既設のコロケーション設備を別の設備に交換する際に、必要な手続を簡素化できないかという相談である。

④ 役務提供のための設備の利用

局舎にコロケーションしている一般利用者の設備との接続に当たっての局内のダークファイバの利用に関する相談である。

⑤ 土地等の使用

個人の土地に了解なしに電柱が設置されたのではないかなど、土地等の使用権に関する相談である。

第2章 あっせん事件の処理状況

平成19年3月23日申請事例（電気通信事業紛争処理委員会平成19年3月26日（争）第1号・同第2号）（接続協定の細目等についてのあっせん申請）

（1）経過

平成19年 3月23日 A社、あっせんの申請（平成19年（争）第1号（以下この章において「第1号」という。）及び同第2号（以下この章において「第2号」という。））（⇒（2））

3月26日 B社に対し、あっせんの申請があった旨通知（第1号）
C社に対し、あっせんの申請があった旨通知（第2号）

3月30日 B社、あっせんに応じる考えはない旨の報告（第1号）
C社、あっせんに応じる考えはない旨の報告（第2号）（⇒（3））

4月 5日 各当事者に対し、あっせんをしない旨通知

（2）申請における主な主張（第1号及び第2号）

A社は、アナログ電話サービスの提供に当たり、B社及びC社との間で、通常の回線切替工事等とは異なる、一定の処理件数を保証した特別な受付・工事体制整備を求める契約を締結する一方、次の事項を求め協議を行った。

- ① 同契約で定めた費用負担（額）に関し、実費精算、実費の明細開示等
- ② 通常の受付・工事体制下におけるB社及びC社の各工事等ごとの処理可能件数の開示

しかし、B社及びC社は、これらに応じないとして協議が不調となったことから、上記事項を義務付ける契約の締結についてあっせんを申請する。

（3）あっせんに応じる考えはない旨の報告（第1号及び第2号）

電気通信事業紛争処理委員会から通知があった、A社を申請人とするあっせんの申請については、B社及びC社は、以下の理由から応じる考えはないので、その旨報告する。

- ① B社及びC社はA社との間で双方合意の上締結した契約に従い対応したものであり、A社が主張するような新たな契約締結に応じる考えはない。
- ② A社は、「申込受付処理及び工事等処理に要する人員の確保等に係る費用」について、「本契約書は実費精算を前提として締結された」と主張しているが、そのような合意の事実は一切ない。

第3章 諮問事案の処理状況

平成19年7月9日申請事例（基・電・料金サービス課平成19年7月9日第196号）（MVNOとMNO間の接続に関する裁定の申請）

（1）経過

- | | | | |
|-------|-----|-----|---|
| 平成19年 | 7月 | 9日 | 日本通信株式会社（以下この章において「日本通信」という。）、裁定の申請（⇒（2）） |
| | 7月 | 10日 | 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下この章において「ドコモ」という。）に対し、裁定の申請があった旨の通知 |
| | 7月 | 31日 | ドコモ、答弁書提出（⇒（3）） |
| | 8月 | 8日 | 日本通信、ドコモからの答弁書（7月31日付け）に対する意見書提出 |
| | 8月 | 15日 | ドコモ、日本通信からの意見書（8月8日付け）に対する意見書提出 |
| | 9月 | 21日 | 総務大臣、電気通信事業紛争処理委員会に諮問（諮問第6号）（⇒（4）） |
| | 10月 | 9日 | 日本通信及びドコモ、総務大臣諮問書等についての意見の提出 |
| | 11月 | 22日 | 電気通信事業紛争処理委員会、総務大臣に答申及び勧告（⇒（5）） |
| | 11月 | 30日 | 総務大臣、日本通信及びドコモに対し、裁定について通知（⇒（6）） |

（2）申請における主な主張

① 裁定を求める事項

ア 裁定事項1

本件相互接続に関するドコモの以下の主張には、合理性があるか。

- 相互接続において、ドコモの役務提供区間に係る電気通信サービス（エンドユーザー向けサービス）は、エンドユーザーに対してドコモが提供するサービスであり、そのサービスの内容、運用等については、日本通信の意向に関係なく、ドコモが独自に決めることができる。

イ 裁定事項2

本件相互接続における料金設定の在り方は、「ぶつ切り料金」、あるいは「エンドエンド料金」（日本通信が料金設定）のいずれとすべきか。

ウ 裁定事項 3

本件相互接続における料金体系は帯域幅課金とすべきか。

エ 裁定事項 4

本件相互接続における料金の具体的金額は、いくらとすべきか。

オ 裁定事項 5

本件相互接続に関して開発を要する機能、装置構成、開発方法、開発期間、開発費用及び日本通信の負担分はどうあるべきか。

② 見解の概要

(5) 答申及び勧告中、本件の経緯（別紙）1 日本通信からの申請（1）～（5）イ 見解の概要のとおり

③ 協議の不調の理由

日本通信がドコモの携帯電話網（3G）を利用したMVNO事業を行うことを希望して、平成18年11月2日にドコモに対し協議を申し入れた。その後、日本通信は、同年同月29日付けで相互接続による「エンドエンド料金」（日本通信が利用者料金を設定）及び料金体系は「帯域幅課金」等を希望し事前調査申込みを行ったが、ドコモは「ぶつ切り料金」及び「従量制課金」等を主張したため、協議が不調に至った。

(3) 答弁書における主な主張

(5) 答申及び勧告中、本件の経緯（別紙）2 ドコモの答弁のとおり

(4) 諮問

平成19年9月21日諮問第6号（次のとおり）

諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第35条第3項の規定に基づき、日本通信株式会社から、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの電気

通信設備との接続に関する裁定の申請があった。

よって、同法第160条第1号の規定に基づき、本件裁定について諮問する。

(以下(裁定案及び理由)略)

(5) 答申及び勧告

平成19年11月22日電委第69号(次のとおり)

答申書及び勧告書

平成19年9月21日付け諮問第6号をもって諮問された事案について、電気通信事業法第1条(目的)ほか関連条項の規定の趣旨を踏まえ審議した結果、下記1から4までのとおり答申する。また、本件答申に併せ、同法第162条第1項の規定に基づき、下記5のとおり勧告する。

なお、本件の経緯は、別紙のとおりである。

記

1 裁定事項1(株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下「ドコモ」という。)の役務提供区間における役務内容等は、ドコモが独自に決めることができる、という主張には合理性があるか。)

裁定事項1については、抽象的な考え方について合理性の判断を求めるものであり、日本通信株式会社(以下「日本通信」という。)とドコモとの間の電気通信回線設備の接続(以下「本件接続」という。)に関する協定の細目には当たらず裁定対象とは認められないことから、裁定を行わないことが適当である。

なお、日本通信の申請内容に関連しては、接続に係る両当事者のサービス提供区間のそれぞれのサービスについては、接続協定の内容に整合する形でサービス提供されるものであることから、両当事者のそれぞれのサービス提供条件の内容についても、接続条件その他協定の細目に含まれる場合には独自に自由に決定されるべきものではなく、接続協議に必要な範囲内で当事者間で誠実に協議されるべきものと考えられる。

2 裁定事項2（利用者料金の設定はぶつ切り料金かエンドエンド料金か。）

裁定事項2については、本件接続における利用者料金は、「エンドエンド料金」とし、日本通信に利用者料金の設定権を認めることが適当である。

（理由）

(1) ぶつ切り料金とエンドエンド料金

独自にエンドエンド料金の設定が可能な寡占的なMNOに加え同じ条件のMVNOの新規参入を可能とすることが競争促進に寄与する。逆に、ドコモが日本通信のサービスと競合する自社独自サービス（本年10月22日から提供開始したPC向け定額サービス）でエンドエンド料金を設定する一方、日本通信にエンドエンド料金を許容しないことはイコールフットィングの観点から問題である。また、日本通信が予定する速度別料金や時間帯別料金その他利用者ニーズをよりよく反映させた多様なサービスの展開にはぶつ切り料金では対応しきれないと考えられることなどから、利用者利益の観点からもエンドエンド料金が適当である。

(2) 利用者料金設定権

エンドエンド料金とする場合に、ドコモに本件サービスの利用者料金の設定を認めると、ドコモは自社独自の競合サービスの料金設定権を併せ持つ一方で、日本通信は自社の予定するサービスの料金設定権を持ち得ないこととなる。これは、公正な競争を著しく制限することとなり、適当ではない。また、営業活動を行い顧客を獲得する事業者がエンドエンド料金を設定する方が、利用者にとって分かりやすく、事業者にとっても営業努力が報われ事業活動の意欲を高めることができ、利用者のニーズや要望の把握をもとに不断のサービス内容の改善につなげることが可能となると考えられ、利用者利益及び競争促進の観点から適当である。これらのことから、日本通信に利用者料金の設定権を認めることが適当である。

付言するに、接続を請求する日本通信が自社で利用者料金設定権を有するエンドエンド料金とすることを希望するのに対し、ドコモは、日本通信が利用者料金を設定するエンドエンド料金とすること

は自社の設備投資インセンティブを減殺するなどとして反対し、ぶつ切り料金とすることを希望している。しかし、エンドエンド料金の場合でも「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えない範囲（電気通信事業法第34条第3項第4号）で適切な接続料金（同法第34条第2項に規定する「取得すべき金額」）を設定することは可能であり、ドコモの投資インセンティブを減殺するなどの不利益をもたらすとは認められないことから、ドコモが本件接続条件に反対する主張に十分な合理性は認められない。

なお、ドコモが主張する顧客管理等の基本的事項を独自決定したいとすることやネットワークの輻輳の懸念は、この裁定事項と別に対応することが可能と考えられる。

3 裁定事項3（接続料金の課金方式は帯域幅課金とすべきか。）

裁定事項3については、具体的な一定額を算定する方式については裁定事項4の問題として切り分け、本件接続における接続料金の課金方式は帯域幅課金（帯域幅に基づき、通信量に比例せず一定額を課金する方式。）とすることが適当である。ただし、帯域幅課金とすることには、裁定事項5に含まれる疎通制御機能の開発等ネットワークの輻輳対策について、電気通信の健全な発達の観点に立って両当事者間で十分に協議を行い、協議が調うことを条件とすることが適当である。

（理由）

日本通信は、速度別料金や時間帯別料金などの多様なサービスの提供がしやすいことなどから、接続料金を帯域幅課金とすることを要望している。これに対しドコモは、①情報量とは無関係に帯域幅の比率で全体コストを按分し接続料金を算定することは実際の設備への負荷やコストを反映しない、②接続料金を帯域幅課金とすることで、利用者料金定額制のもとでアプリケーション制限なしのサービスが提供されれば、ドコモのネットワークに輻輳が生じる危険性が高い、として帯域幅課金に反対し、パケット量に応じた従量制課金（通信量に比例して課金する方式）を希望している。

従量制課金に比較すれば帯域幅課金とする場合の方が、その帯域幅の枠を速度や時間の刻みでフルに有効活用することを通じ、より日本通信による多様なサービスの提供を促進させることができると考えられ、今後のモバイルデータ通信サービスの高度化・多様化が期待され、利用者利益の観点から適当である。また、今後インターネット利用等のために

高速なPC向け定額制サービスのニーズが高まっていくと予想される中、ドコモは自社独自サービスで定額制を導入する一方、日本通信には利用者向けに定額制サービスの設定がしにくい従量制の接続料金しか認めないことは、公正競争上問題なしとしない。

ドコモは帯域幅の比率で全体コストを按分し接続料金の算定を行うと実際のコストを反映しないとして帯域幅課金に反対しているが、接続原価の算定は別に行った上で帯域幅に換算する方法や、帯域幅（接続回線の伝送容量）の使用率に一定の標準的な余裕率を設ける方法などの工夫も可能であり、帯域幅課金であるからといって実際の設備負荷やコストを反映できないというものではない。

ドコモが強く懸念しているネットワークの輻輳に接続料金に関係する点については後述するが、その点を別にすれば、課金方式の帯域幅課金自体を否定する十分な理由はない。したがって、総合的に見て本件接続における接続料金の課金方式としては帯域幅課金とすることが適当と考えられる。

一方、ドコモは、日本通信が利用者にPC向け定額制課金によるアプリケーション制限なしのサービスを提供した場合に、ドコモのネットワークに輻輳を生じ他の利用者のサービス利用に悪影響を及ぼす可能性を強く危惧し、通信量に一定の抑制を加えることが可能な従量制の接続料金とするべきであると主張している。現在は固定通信の場合であるが、インターネット上の映像ストリーミングやP2P通信がインターネットサービスプロバイダの設備帯域を圧迫していると指摘されている。利用時間や情報量に上限を設けない定額制サービスは、利用者に使い放題の便利な環境をもたらす一方で、通信事業者側にネットワーク制御や設備増強の大きな負荷を生じさせるものであり、特に、利用者が移動し無線基地局を多数の利用者が共同利用する携帯電話ネットワークにおいては、周波数の制約がある無線基地局への負荷やネットワークの制御に十分な配慮が必要となる。実際にドコモは自社独自のPC向け定額サービスの提供開始に当たりネットワークの保守運用のために、料金とも組み合わせ、様々なアプリケーションや利用方法の制限を設けるとともに各種の通信制御機能を設けている。継続協議とする裁定事項5の疎通制御機能の開発等ネットワークの輻輳への技術的対策が未確定の現段階では、ネットワークの輻輳の懸念が十分に解消されるかどうかは定かではない。

他方で、日本通信はそもそもPC向け定額制課金によるアプリケーション制限なしのサービスの提供の有無自体を明確にしておらず、両当事

者間のこれまでの協議ではこれによるネットワークの輻輳の発生の可能性や対応策について十分な協議は行われていない。このような両当事者間の協議の現状等にかんがみると、現段階で接続料金の課金方式の問題をネットワークの輻輳対策の問題と切り離して確定させることは適当ではないと考えられる。

したがって、接続料金を帯域幅課金とすることには、裁定事項5に含まれる疎通制御機能の開発等ネットワークの輻輳対策について、電気通信の健全な発達の観点に立って両当事者間で十分に協議を行い、協議が調うことを条件とすることが適当である。

なお、今後の当事者間の継続協議に当たっては、円滑な合意形成のために、日本通信が利用者に対して提供するサービスを、①PC向け定額制課金によるアプリケーション制限なしのサービスと、②その他一定のアプリケーション制限ありのサービスに区分して検討することも考えられる。

4 裁定事項4（接続料金の具体的金額）及び5（開発を要する機能、装置構成、開発方法、開発期間、開発費用及び日本通信の負担分）

裁定事項4及び5については、接続に関する細目についての協議が行われるまでには至っておらず、裁定申請要件を具備しているとは認められないことから、裁定を行わないことが適当である。

なお、今後両当事者間において、裁定案に述べる留意事項も踏まえ相互に必要な情報提供を行い、真摯な協議を通じて円滑に合意が形成されることが望まれる。

5 勧告 — MVNOの参入促進のための環境整備について

移動通信サービスの高度化・多様化を推進する観点から、MVNOの参入の促進を図るためには、本件に限らず、MVNOとMNOとの協議が円滑に進むような環境の整備が重要である。

総務大臣においては、本件裁定内容を「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に反映させることのほか、接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する事項について、適時適切に検討を行い、所要の措置を講じられることを勧告する。

別紙

本件の経緯

1 日本通信からの申請

日本通信は、平成19年7月9日付けで、電気通信事業法（以下「事業法」という。）第35条第3項の規定に基づき、総務大臣に対し、裁定事項1から5までについての裁定を申請した。

なお、裁定事項1から5までについての日本通信の裁定申請内容及び見解の概要は、それぞれ次のとおりである。

(1) 裁定事項1

ア 裁定申請内容

「本件相互接続に関するドコモの以下の主張には、合理性があるか。

相互接続において、ドコモの役務提供区間に係る電気通信サービス（エンドユーザー向けサービス）は、エンドユーザーに対してドコモが提供するサービスであり、そのサービスの内容、運用等については、日本通信の意向に関係なく、ドコモが独自に決めることができる。」

イ 見解の概要

ドコモの主張には合理性がない。なぜならば、MNOが当該利用者に提供する電気通信役務の内容は、MVNOが当該利用者に提供する電気通信役務の内容に応じて自然に決定されることであるからである。

(2) 裁定事項2

ア 裁定申請内容

「本件相互接続における料金設定の在り方は、「ぶつ切り料金」、あるいは「エンドエンド料金」（日本通信が料金設定）のいずれとすべきか^(注)。」

(注) 本申請において「エンドエンド」とは、複数の電気通信事業者の設備を接続することにより役務提供する場合において、一の事業者が役務全体（エンドエンド）の利用者料金（エンドユーザー向け料金）を設定することをいい、「エンドエンド料金」とは、上記の場合において利用者料金設定事業者が設定した利用者料金（エンドユーザー向け料金）のことをいう（平成15年6月17日付「料金設定の在り方に関する研究会報告書」60頁（用語集）参照）。

イ 見解の概要

エンドエンド料金とすべきである。その理由は、次のとおりであ

る。

(ア) ぶつ切り料金とする場合におけるドコモの料金には接続に関連しない費用及び利潤が含まれるはずであるため、ぶつ切り料金とすれば事業法第34条第3項第4号に適合しない可能性を否定することができないこと。

(イ) ぶつ切り料金とすれば、日本通信の電気通信役務に関する価格競争力がドコモに握られるが、エンドエンド料金とすれば、本件接続による電気通信役務全体に関する料金を日本通信が単独の判断で臨機応変に設定することにより価格競争に対抗することができること。

(ウ) 日本通信にあつてはドコモが提供していない電気通信役務を提供することを想定しており、ぶつ切り料金よりもエンドエンド料金の方が利用者にとって分かりやすいこと。

(エ) ぶつ切り料金とすれば、ドコモの料金に接続に関連しない費用が含まれるため、料金が不必要に高額に設定されることとなること。

(3) 裁定事項3

ア 裁定申請内容

「本件相互接続における料金体系は帯域幅課金とすべきか^(注)。」

(注) 本申請において「帯域幅課金」とは、電気通信事業者の網間を接続する通信回線の通信速度に応じて、電気通信事業者間の精算金額（相互接続においては接続料の金額）を設定する課金方式をいう。

イ 見解の概要

通信の時間又は量に応じた接続料金よりも、帯域幅に応じた接続料金の方が日本通信の事業の形態に照らして適切であるから、帯域幅課金とすべきである。

(4) 裁定事項4

ア 裁定申請内容

「本件相互接続における料金の具体的金額は、いくらとすべきか。」

イ 見解の概要

適正な原価及び適正な利潤を基本とした接続料金とすべきである。また、接続料金の算定に当たっては、網の構成、網を構成する装置の種類及び取得金額、減価償却の方法及び金額、網の運用費並びにこれらが最適に設計・運用されていること、接続料金の算定方式及び計算の過程並びにその合理性等についての情報の開示及び詳

細な検討が必要である。

(5) 裁定事項 5

ア 裁定申請内容

「本件相互接続に関して開発を要する機能、装置構成、開発方法、開発期間、開発費用及び日本通信の負担分はどうあるべきか。」

イ 見解の概要

本件接続における開発については、その費用についてはドコモの案よりも引き下げることができるとともに、その期間についてもドコモの案よりも短縮することができる。また、開発の目的、範囲、必要性、方法論等についての明確な説明がない。

当該開発の対象たる機能が、ドコモが当然具備しておくべき機能であるから、本件接続における開発に要する費用は、ドコモがこれを負担すべきである。

2 ドコモの答弁

ドコモは、平成19年7月10日付けで、事業法第35条第5項の規定に基づき、日本通信から1の申請があった旨の通知があったことを受け、同月31日付けで、同項の規定に基づき、総務大臣に対し、答弁書を提出した。

裁定事項1から裁定事項5までについてのドコモの見解の概要は、それぞれ次のとおりである。

(1) 裁定事項 1

裁定事項1は、裁定の範囲外の事項である。裁定事項1は極めて観念的かつ抽象的な事項についての裁定を求めるものであり、事業法第35条第3項に規定する裁定の対象に該当しない。

なお、MNOに課される責任、接続と卸電気通信役務との相違等にかんがみると、ドコモが利用者に提供する電気通信役務について、ドコモがその内容、運用等を決定することは当然のことである。

(2) 裁定事項 2

ぶつ切り料金とするのが適切である。ぶつ切り料金は、責任分界点を境として電気通信役務の提供区間が分かれるという接続の原則と整合的なものである。

なお、仮にエンドエンド料金とするのであれば、発側事業者が利用者料金設定権を持つのが自然かつ公平であり、ドコモ契約者発のパケ

ット通信については、ドコモが利用者料金設定権を持つこととなる。

(3) 裁定事項 3

接続料金とは情報がドコモのネットワークを経由することに対する対価であるから、パケット量に応じた従量制課金が公平かつ妥当である。

(4) 裁定事項 4

従量制課金により計算される接続料金は、1パケット当たりA円となる。

エンドエンド料金とした上で、帯域幅課金とする場合の接続料金の月額額は、10Mbpsの帯域幅当たりB円となる。

(5) 裁定事項 5

本件接続を開始するための開発としては、接続を可能にするための開発のほか、本件接続以外の利用者の通信障害、ドコモのネットワークへの過剰な負担を回避するための開発も含まれる。

各開発が日本通信の要望に従った接続を行うために特別に必要な開発であることから、開発に要する費用については、日本通信がその全額を負担するのが公平である。

開発期間については、必要とされる合理的な期間とすべきである。

3 総務大臣からの諮問

総務大臣は、平成19年9月21日付けで、当委員会に対し、事業法第160条第1号の規定に基づき、同法第35条第3項の電気通信設備の接続に関する裁定について諮問した。諮問された裁定案の概要は、次のとおりである。

(1) 裁定事項 1 について

裁定対象と認められないことから、裁定を行わない。ただし、他の裁定事項の前提事項と認められることから当該事項の合理性については、理由中で判断を示す。

(2) 裁定事項 2 について

本件接続における利用者料金の設定は、「エンドエンド料金」とし、日本通信に利用者料金設定権を認めるのが相当である。

(3) 裁定事項3について

本件接続に関してドコモの取得すべき金額（接続料金）の料金体系は、帯域幅課金が相当である。

なお、裁定事項3において判断の対象とする帯域幅課金とは、帯域幅に基づく定額制課金であることを意味するにとどまり、具体的な一定額を算定する方式については裁定事項4の問題として切り分ける。

(4) 裁定事項4及び5について

細目協議にまで至っておらず、裁定申請の要件を欠くことから、裁定を行わない。ただし、協議を継続するに当たって留意すべき点については、理由中で判断を示す。

4 当委員会の審議

当委員会は、平成19年9月21日に会議を開催し、総務大臣から諮問を受けるとともに、本件諮問を担当する総合通信基盤局から諮問の内容についての説明を受けた。また、当委員会は、当事者である日本通信及びドコモからも事情を聴取することが必要と思料し、両当事者に意見書の提出を求め、両当事者から意見書の提出を受けた。

当委員会は、平成19年9月21日、10月12日、同月19日、同月30日、11月22日と5回にわたり会議を開催して審議を重ね、答申を取りまとめた。また、本件答申に併せて、総務大臣に対して勧告することとした。

(6) 裁定について通知

平成19年11月30日総基料第245号（次のとおり）

ア) 日本通信株式会社あて

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第35条第3項の規定に基づき、平成19年7月9日付けで貴社より申請のあった株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの電気通信回線設備との接続に関する裁定申請について、別添のとおり裁定したので、同条第6項の規定に基づき通知します。この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、処分があったこ

とを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この処分があった日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

別 添

裁 定

日本通信株式会社 代表取締役社長 三田 聖二 から、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第35条第3項の規定に基づき、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの電気通信回線設備との接続に関して、協議が不調であったため、裁定の申請が行われた。

総務大臣は、本件日本通信株式会社の申請及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの答弁及び両当事者からの意見についての調査結果並びに平成19年11月22日に電気通信事業紛争処理委員会から受けた答申の内容を踏まえ、下記のとおり裁定する。

記

裁定事項1について

裁定対象と認められないことから、裁定を行わない。ただし、他の裁定事項の前提事項と認められることから当該事項の合理性については、理由中で判断を示す。

裁定事項2について

本件接続における利用者料金の設定は、「エンドエンド料金」とし、日本通信株式会社に利用者料金設定権を認めるのが相当である。

裁定事項3について

本件接続に関してドコモの取得すべき金額(接続料金)の料金体系は、帯域幅課金が相当である。ただし、帯域幅課金とすることに関し、裁定事項5に含まれる疎通制御機能の開発等ネットワークの輻輳対策について、電気通信の健全な発達の観点に立って両当事者間で十分に協議を行い、協議が調うことが求められる。

なお、裁定事項3において判断の対象とする帯域幅課金とは、帯域幅に基づく定額制課金であることを意味するにとどまり、具体的な一定額を算

定する方式については裁定事項4の問題として切り分ける。

裁定事項4及び5について

細目協議にまで至っておらず、裁定申請の要件を欠くことから、裁定を行わない。ただし、協議を継続するに当たって留意すべき点については、理由中で判断を示す。

理 由 (略)

イ) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモあて

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第35条第3項の規定に基づき、平成19年7月9日付けで日本通信株式会社より申請のあった貴社の電気通信回線設備との接続に関する裁定申請について、別添のとおり裁定したので、同条第6項の規定に基づき通知します。

この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この処分があった日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

別 添

(日本通信株式会社あて通知と同じ。略。)

第4章 総務大臣への勧告状況

「接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の勧告」（平成19年11月22日電委第69号）

（1）経過

平成19年	9月21日	総務大臣からの諮問（MVNOとMNO間の接続協定に関する裁定）
	11月22日	総務大臣への答申に併せて勧告（⇒（2））
	11月27日	総合通信基盤局、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」の見直しに関する提案を募集
平成20年	3月13日	総合通信基盤局、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」再改定案に対する意見募集

（2）勧告

総務大臣あて平成19年11月22日電委第69号（勧告に関する部分のみ抜粋）

答申書及び勧告書

平成19年9月21日付け諮問第6号をもって諮問された事案について、電気通信事業法第1条（目的）ほか関連条項の規定の趣旨を踏まえ審議した結果、下記1から4までのとおり答申する。また、本件答申に併せ、同法第162条第1項の規定に基づき、下記5のとおり勧告する。

なお、本件の経緯は、別紙のとおりである。

記

1～4（略）

5 勧告 — MVNOの参入促進のための環境整備について

移動通信サービスの高度化・多様化を推進する観点から、MVNOの参入の促進を図るためには、本件に限らず、MVNOとMNOとの協議が円滑に進むような環境の整備が重要である。

総務大臣においては、本件裁定内容を「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に反映させることのほか、接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する事項について、適時適切に検討を行い、所要の措置を講じられることを勧告する。

別 紙（略）

おわりに

最後に、平成19年度の委員会の活動を通じて明らかになった、電気通信分野の紛争処理に関する留意事項について付言する。

- ・平成19年度において、委員会が処理したあっせん事案は2件であったが、電気通信事業者へのヒアリング等において、電気通信市場が急速に変化する中で、新たな紛争の可能性もあることも確認されたところであり、引き続き委員会の認知度・利便性の向上に努めることが重要である。
- ・平成20年4月から開始される無線局の開設等に関するあっせん・仲裁手続きについて、円滑な施行に向け準備作業を行ってきたが、これまでの委員会の利用者とは異なる者が利用者に含まれることから、広く周知活動を行うことが重要である。
- ・電気通信事業の規制が事前規制から事後規制に移行する中で、事後規制の行政処分（例えば、指定電気通信設備の接続約款の変更命令）の発動の基準が可能な限り明らかにされることは紛争の未然防止という意味で有益である。
- ・事業者間接続等に係る債権保全措置については、平成18年12月に総務省においてガイドラインを策定している。同ガイドラインにも記述されているとおり、過剰な債権保全措置は新規参入阻害や接続拒否等の競争阻害要因にもなりうることから、競争促進の観点から債権保全措置の実際について注視していく必要がある。
- ・現在、大臣部局の行う裁定による紛争解決制度と当委員会の行うあっせん・仲裁制度は、制度的には一応切り離されており、申請者が選択を行う制度となっている。しかし、裁定の申請がなされたものであっても、あっせん・仲裁による紛争解決にふさわしい事案もあり、これらについては、あっせん・仲裁を勧奨するなど、両手続の有機的連携を図ることも一案と考えられる。

これらの事項については、平成20年度以降、委員会の活動を通して対応を検討していくが、大臣部局におかれても政策展開に際して留意されることが望まれる。

【資料編】

資料 1 委員会の模様

資料 2 ネットワークの中立性に関する懇談会 報告書（抜粋）

資料 3 有線放送による放送の再送信に関する研究会 最終とりまとめ（抜粋）

資料 4 無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の創設

資料 5 無線局の開設等に係るあっせん及び仲裁の開始（報道資料）

資料 6 無線局の運用者の変更制度の創設

資料 7 電気通信事業者に対する業務改善命令の要件の見直し

資料 8 電気通信の現状

資料 9 電気通信紛争処理用語集

資料 10 広報用パンフレット

資料 11 電気通信事業紛争処理委員会ウェブページのリニューアル（報道資料）

資料 12 新競争促進プログラム 2010（抜粋）

資料 13 委員会発足以来の紛争処理件数

資料 14 電気通信事業紛争処理委員会の歩み（年表）

委員会の模様

資料 1



第 8 4 回委員会 (19. 11. 22)



第 8 4 回委員会



第 8 5 回委員会 (19. 12. 04)



第 8 5 回委員会



第 8 5 回委員会



第 8 5 回委員会



第 8 5 回委員会



第 8 7 回委員会 (20. 02. 25)

ネットワークの中立性に関する懇談会 報告書（抜粋）

（平成19年9月20日総務省公表）

第2章 ネットワークのコスト負担の公平性

3. ネットワークのコスト負担の公平性に係る検討課題

4) 帯域制御に関する政策対応の方向性

4-2) 紛争処理機能の強化

コンテンツを提供している事業者からは、本懇談会において、一部の特定のISP等が不当な帯域制御を行っていることが懸念される旨の主張がなされた¹⁷。こうした事案については、あくまで一般論として考えれば、通信事業者による不当な差別的取扱いにより、ブロードバンド市場の健全な発展を阻害する可能性も一概に否定できない。【資料30】

通信事業者とコンテンツプロバイダ等の上位レイヤーの事業者との間の紛争事案については、現行制度上は事業者間において解決されることが基本であるが、こうした紛争事案が今後増加することが想定され、かつこうした紛争事案を個別に解決に導くことによってインターネットの供給能力の有効活用が図られることが期待される。

このため、電気通信事業紛争処理委員会を活用した紛争処理手続の拡充の是非も含め、裁判外紛争処理制度（ADR: Alternative Dispute Resolution）の活用について検討することが望ましいと考えられるところであり、行政当局においては07年度中を目途にこうした仕組みについて関係事業者等の意見等を踏まえつつ検討を行い、速やかに措置することが適当である。

この場合、電気通信事業法の枠組みを踏まえ、通信事業者が上位レイヤーの事業者を差別的に取り扱うことにより電気通信の健全な発展が阻害されていないか等の観点から、具体的な制度設計が行われることが求められる。また、その際は公正競争にかかる規範（制度運用方針）の明確化が求められる。

¹⁷ USEN社は、同社が提供する動画配信サービスに係るサーバー及びネットワークについて十分な供給能力を用意しているにもかかわらず、視聴不具合がADSL回線とFTTH回線の別を問わず、同程度発生しており、ISP別に最大で44%、最小で26%の不具合が発生している点を挙げている。この点、同社は、「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」（06年9月報告書）においても、提出意見の中で「当社が行っているコンテンツ配信サービスにおいて、ユーザーからの問い合わせにより、一部の通信事業者から通信帯域の制限を受けていると推測される事態が発生している。」と主張している。

これに対し、JAIPA（日本インターネットプロバイダー協会）は、「当協会が調べた限りでは、ISPでUSEN社の主張のように、同社に対して意図的に通信帯域の制限を行なっているところは見つか」らず、「これはインターネットにおけるルーティングの結果、途中経路などの問題でルートにより速度の違いが生じたものと想像」するとしている。

有線放送による放送の再送信に関する研究会 最終とりまとめ（抜粋）

（平成20年3月19日総務省公表）

第Ⅱ部 対応の方向性

2 課題に関する対応の方向性

(6) 中期的な課題

② 新たな紛争解決の手段

現在の再送信の紛争処理スキームについては、総務大臣に対する裁定申請以外の制度はないが、こうした裁定制度を活用することなく、当事者間の自主性に配慮したあっせんや、当事者双方の合意に基づき申請される仲裁に関する制度を設けることも有意義であると考えられる。なお、あっせん等の制度を設ける場合には、これらが機能するための条件整備（誠実対応義務等）について検討すべきである。

また、情報通信分野については、表現の自由の問題等慎重に対処すべき点多々含まれていることや、放送事業者の利益と受信者の利益との調整が複雑になる中で、この場合のあっせん等の主体としては、放送制度や紛争解決に関する高い専門性を備えた専門組織に委ねることが必要である。その際には、例えば、電気通信事業について、電気通信事業紛争処理委員会⁶³が担当していることを参考に、同様の機関を設けることや同委員会に新たに業務を担わせることも一つの方法と考えられる。この場合には、あっせん等を行う機関に裁定の諮問をすることがあっせん等に当たって整理した事実関係等を有効に活用する等の観点から適当である。

⁶³ 電気通信事業分野においては、電気通信事業者間の接続等に係る紛争の迅速かつ効率的な処理を図るため、「あっせん」「仲裁」を専門的に取り扱うとともに、総務大臣の「裁定」に関する諮問への答申等を行う電気通信事業紛争処理委員会を2001（平成13）年11月30日に総務省に設置。

無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の創設

・ 周波数が逼迫する中、新システムの導入に際して必要な、電波の混信を防止するための既存の無線局等との調整が1年から2年半に長期化する事例が発生、迅速な新サービスの提供が困難となる虞がある。

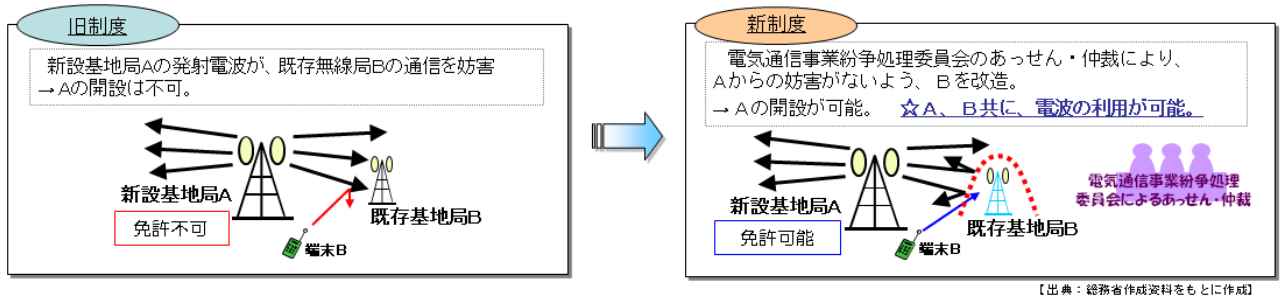
電波法・電気通信事業法の一部改正(平成20年4月1日施行)

- あっせん・仲裁の制度を創設し、無線局を新設する場合等に行う既存無線局との混信防止に関する協議を促進。
- あっせん・仲裁の主体は、電気通信事業紛争処理委員会とする。
- あっせん・仲裁の手続を行うことができる無線局は、次のとおり。
 - ・ 電気通信業務の用に供する無線局
 - ・ 放送の業務の用に供する無線局
 - ・ 地方公共団体の防災行政事務の用に供する無線局
 - ・ 電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線局
 - ・ 鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線局
 - ・ ガス事業に係るガスの供給の業務の用に供する無線局
 - ・ MCA陸上移動通信業務の用に供する無線局

※ あっせん・仲裁等による既存無線局との調整の結果、契約を締結したときは、その内容を免許等申請に際して提出することとする。

※ 無線局の免許人等は、混信防止に関する協議の申入れがあったときは、電波の公平かつ能率的な利用を確保する見地から、誠実に協議を行うとともに、相当の期間内に当該協議が調うよう努めなければならないこととする。

(無線局運用規則の一部改正)



[参考①] 無線局の開設手続

免許制

包括免許制

登録制

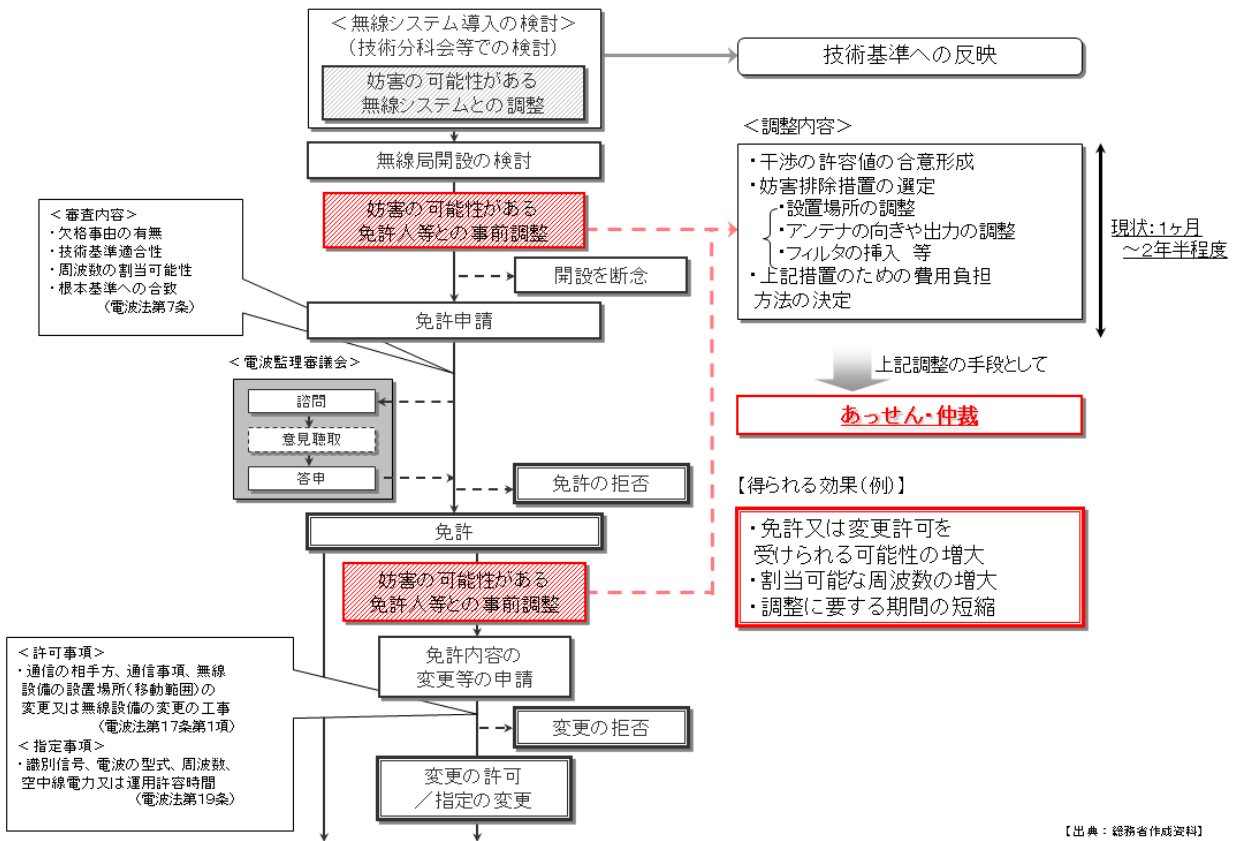
免許等不要制度
(微弱電波の無線)

(市民ラジオ)
(小電力無線局)

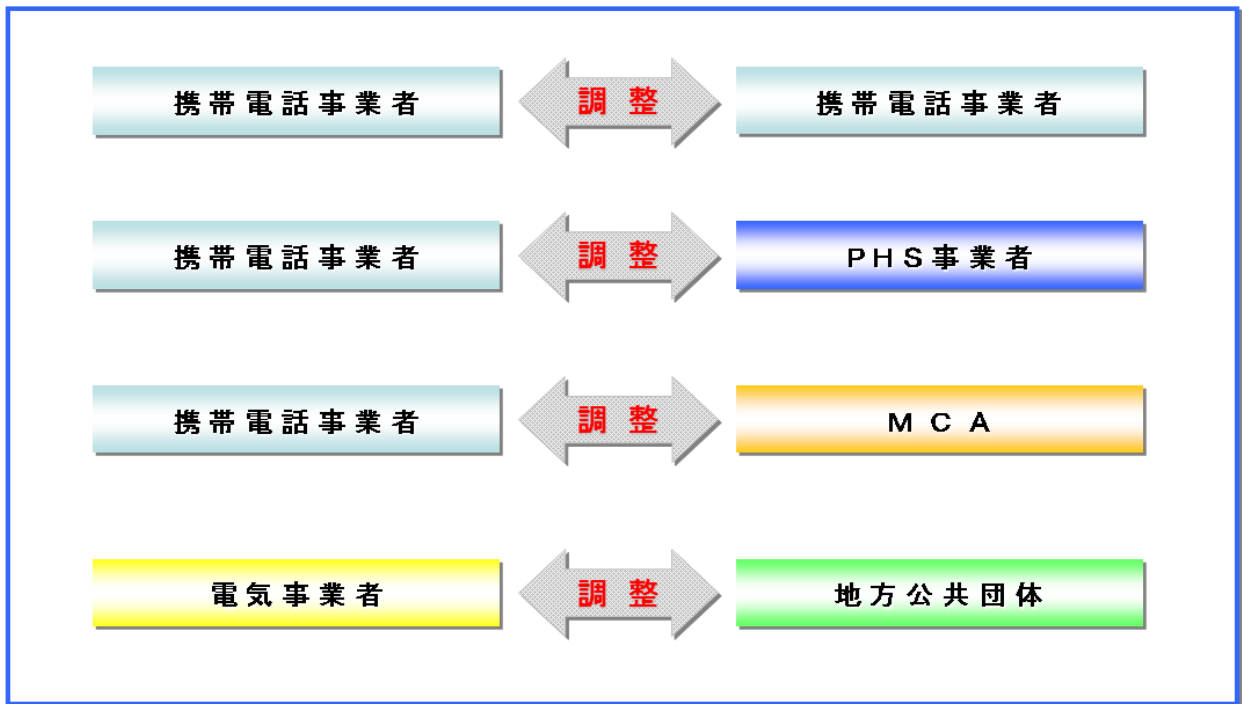
	① 免許	② 包括免許	③ 登録	④ 免許・登録の不要なもの	
特徴	個々の無線局としての監理が必要な無線局	基地局等に電波の発射が制御される無線局で、同一規格の無線局を複数開設する場合(技術基準適合表示)	高出力で電波が届く範囲は広いが、混信防止の機能を有すること等により、混信排除が可能な無線局(技術基準適合表示)	空中線電力が10mW以下で、電波が届く範囲が限られる無線局(技術基準適合表示)	放射する電波が著しく微弱な無線局
開設審査	<ul style="list-style-type: none"> ・欠格事由の有無 ・技術基準適合性 ・周波数の割当可能性 ・無線局の開設の根本的基準への合致 ・財政的基礎(放送をする無線局に限る。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・欠格事由の有無 ・周波数の割当可能性 ・無線局の開設の根本的基準への合致 	<ul style="list-style-type: none"> ・欠格事由の有無 ・周波数割当計画への適合性等 	-	-
主な用途	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話基地局 ・人工衛星局 ・航空機局 ・船舶局 ・TVラジオ放送局 	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話端末 ・業務用無線(共同利用型) ・VSAT地球局 	<ul style="list-style-type: none"> ・無線LAN(高出力)の基地局等 ・PHS基地局(10mW以下) ・電子タグの読み取り機(高出力) 	<ul style="list-style-type: none"> ・コードレス電話 ・無線LAN(低出力) ・ワイヤレスマイク(ラジオマイク) ・自動車レーダ ・電子タグの読み取り機(低出力) 	<ul style="list-style-type: none"> ・キーストロー ・コードレスマウス
無線局数 (平成19年12月末)	約350万局 (約3.3%)	約1億251万局 (約96.7%)	4,359局 (約0.0%)	不明	不明
年間件数 (平成18年)	約150万件	7,334件	1,605件	-	-

【出典：総務省作成資料】

[参考②] 無線局開設手続とあっせん・仲裁(免許局の場合)

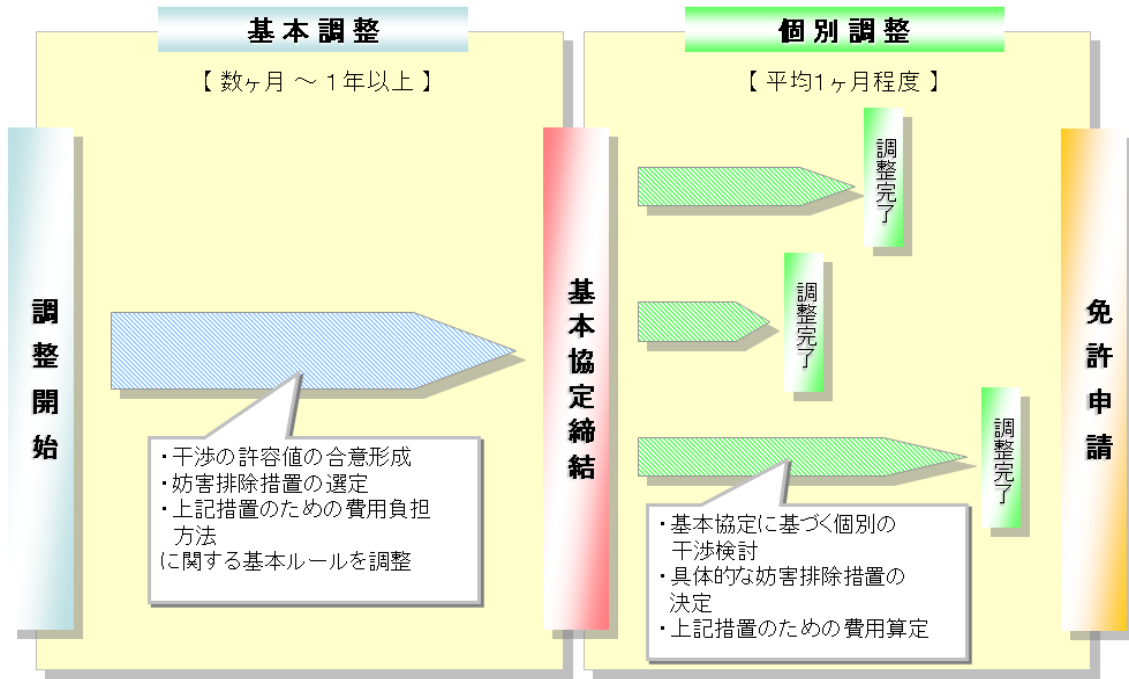


[参考③] 無線局間の調整の実績(最近の事例)



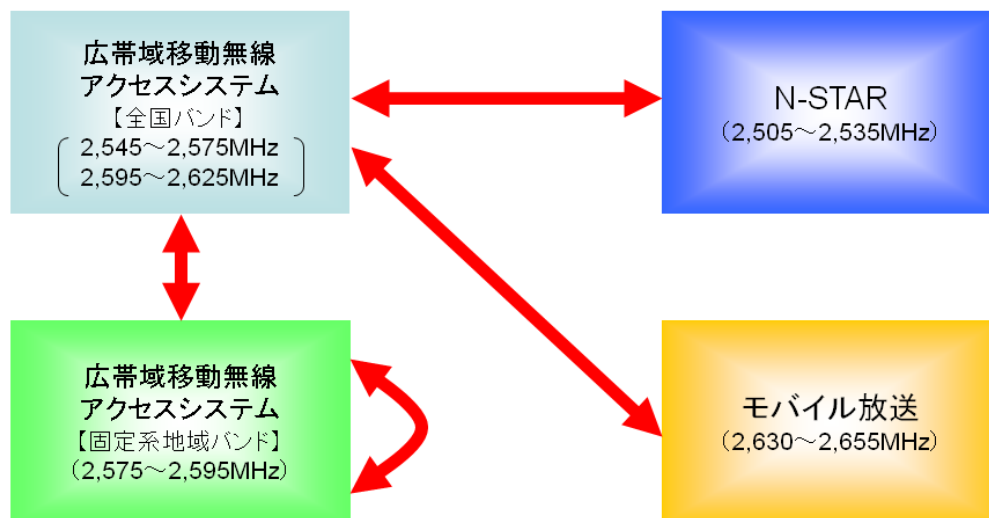
[参考④]無線局間の調整の流れ(携帯電話・PHSの例)

- 携帯電話事業者やPHS事業者においては、混信防止のための基本的ルールを調整し、協定を締結。
- 当該協定に基づいて個別の基地局ごとに干渉を検討、必要に応じて個別に措置。



[参考⑤]今後想定される調整事案の例

広帯域移動無線アクセスシステム
(WiMAX、次世代PHS)



[参考⑥] 無線局間の調整における主な論点

無線局の開設等に際して既存無線局との間で行われる調整が難航する場合には、概ね大半は次の3つの論点について意見が衝突している模様。

- ・干渉許容レベルについての認識差の調整
- ・妨害回避策の選定
(出力の低減、アンテナの方向の変更、干渉低減フィルタの追加、周波数変更等から選定)
- ・上記回避策のための費用の負担方法の決定

(「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」事務局アンケート・ヒアリング結果による。)

【出典：総務省作成資料】

[参考⑦] 無線局等間の調整事項と申請手続等との関係(免許局間の場合)

無線局等間の調整対象となるのは、無線設備(工事設計)や免許状記載事項に係る事項が多く、調整の結果、これらに変更が生じる場合には、無線局開設の免許等又は変更許可等の手続が必要となる。

調整事項	免許状記載事項			工事設計/無線設備 (§6Iの等、§17)				無線設備系統図	運用上の取り決め
	設置場所 (§6I④、§17)	指定事項 (§6I⑤等、§19)		空中線			送信機		
		空中線電力	周波数	運用許容時間	型式名	利得			
離隔距離をとる	○								
アンテナの向きの変更		○						○	
アンテナの種類変更 (例:指向特性を強いものに変更)		○			○	○			○
フィルタの挿入								○	
空中線電力を下げる		○						○	○
周波数の変更			○					○	
運用時間が重ならないようにする				○					○

(条項番号は、電波法のもの。)
【出典：総務省作成資料】

無線局の運用者の変更制度の創設

- ・ 従来の制度では、無線局の免許人等のみが無線局を運用することを義務づけ。
- ・ 混信の防止が比較的容易な一定の無線局については、免許人等以外の者が設備の貸与等を受けて運用ができる場合を認めて、新しいサービス提供形態等の創出を後押しすることが有意義。



電波法の一部改正

- 免許人等以外の者が、無線局を運用できる制度を創設。
- 免許人等が他者に無線局を運用させるときは、実際の運用者が運用責任を、免許人等が監督責任を負う。
- 次を新制度の適用対象とする。
 - ① 登録制対象の無線局(例:PHS基地局(10mW以下)、5GHz帯無線アクセスシステム(FWA等))
 - ② 非常時の通信を行う簡単に操作できる無線局
 } 平成20年4月1日 施行
- (③ 簡単な操作で運用することにより混信等を与えないで運用できる無線局(例:携帯電話の超小型基地局)
(本年2月5日に国会に提出した電波法の一部改正案により追加を提案中))



電気通信事業法施行規則の一部改正(平成20年4月1日施行)

免許人等と実際の運用者との双方が電気通信事業者である場合に、無線局の運用に係る双方間の契約に関する紛争について、電気通信事業紛争処理委員会のあっせん・仲裁の対象とする。

【出典：総務省作成資料をもとに作成】

【参考】無線局の運用の特例のイメージ

○登録制対象の無線局の場合【例: PHS基地局(10mW以下)】

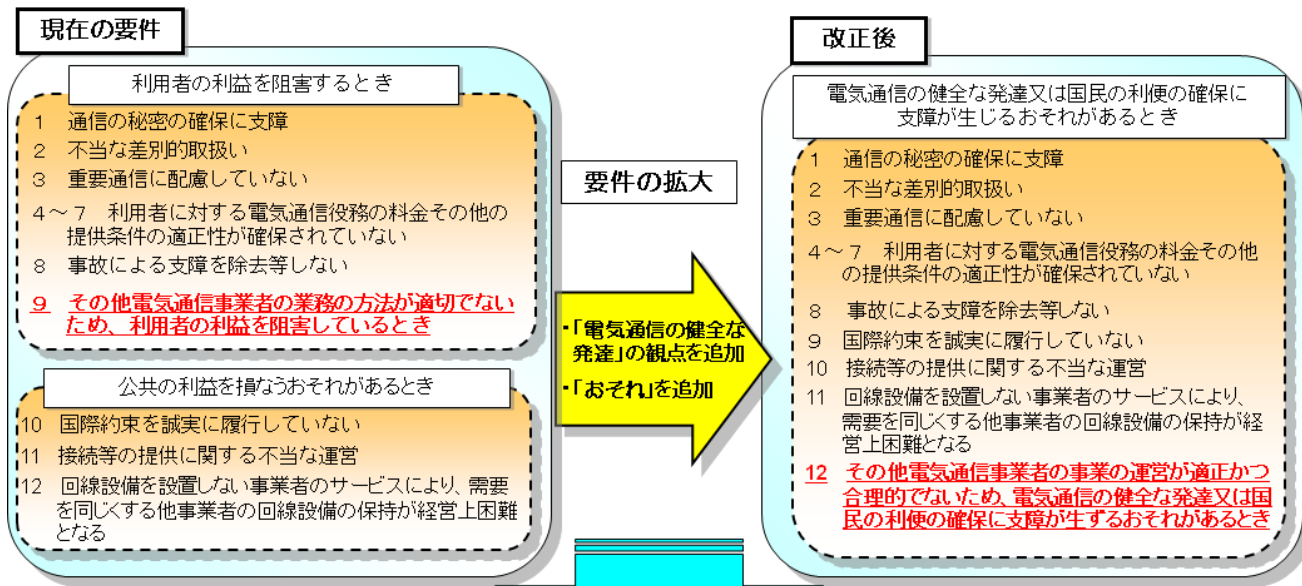
○簡易な操作で運用することにより混信等を与えないで運用できる無線局の場合【例: 携帯電話の超小型基地局】

※ 本年2月5日に国会に提出した電波法の一部改正案により追加を提案中

出力	20mW
ユーザ数	4
大きさ	135 × 154 × 40mm
重量	約 0.6kg

【出典：総務省作成資料】

電気通信事業者に対する業務改善命令の要件の見直し(第29条第1項12号)



※ 電気通信事業法(抄)
(目的)

第1条 この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もって電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

(報告及び検査)

第166条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気通信事業者等に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、電気通信事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気通信設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

【出典：総務省作成資料】



電気通信の現状

目次

- 1 電気通信市場の現状
- 2 電気通信事業に関する規律
- 3 電気通信市場の変化と今後の競争政策
- 4 電波利用の現状

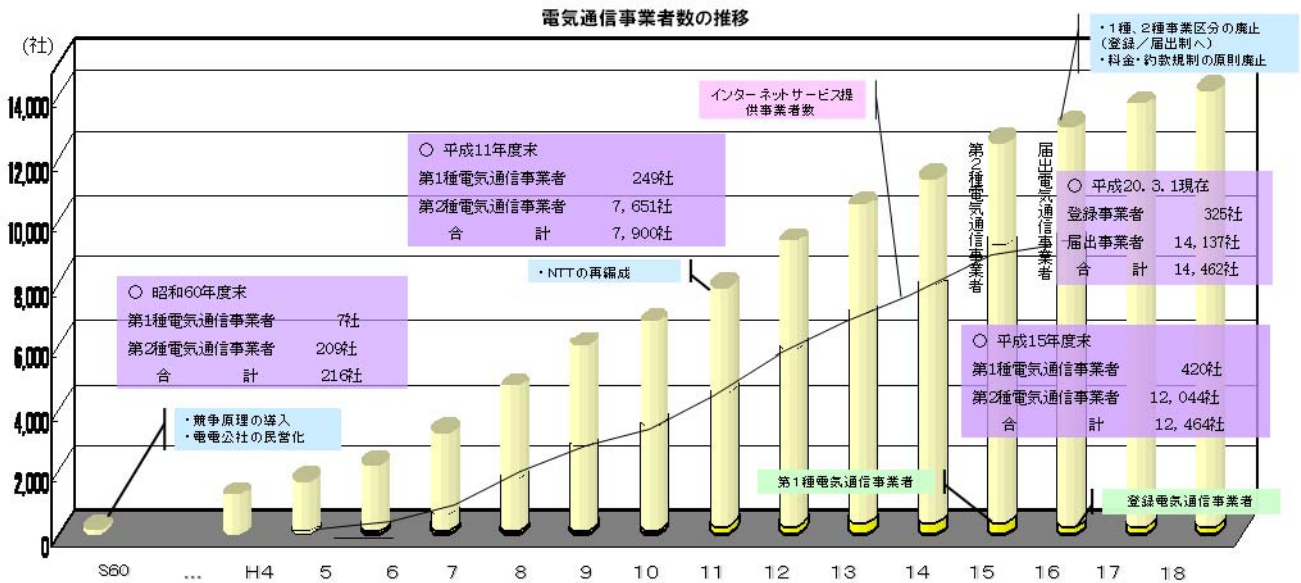
1 電気通信市場の現状

- 1-1 電気通信事業者数の推移
- 1-2 国内の電気通信業界の主な変遷
- 1-3 電気通信サービスの契約数の推移
- 1-4 P S T Nに係る通信量の推移
- 1-5 ブロードバンドアクセスサービスの加入数の推移
- 1-6 国内電気通信市場の規模
- 1-7 市場集中度とN T Tグループのシェア
- 1-8 料金の低廉化
- 1-9 多様化する料金体系
- 1-10 ブロードバンド料金等国际比較

1-1 電気通信事業者数の推移



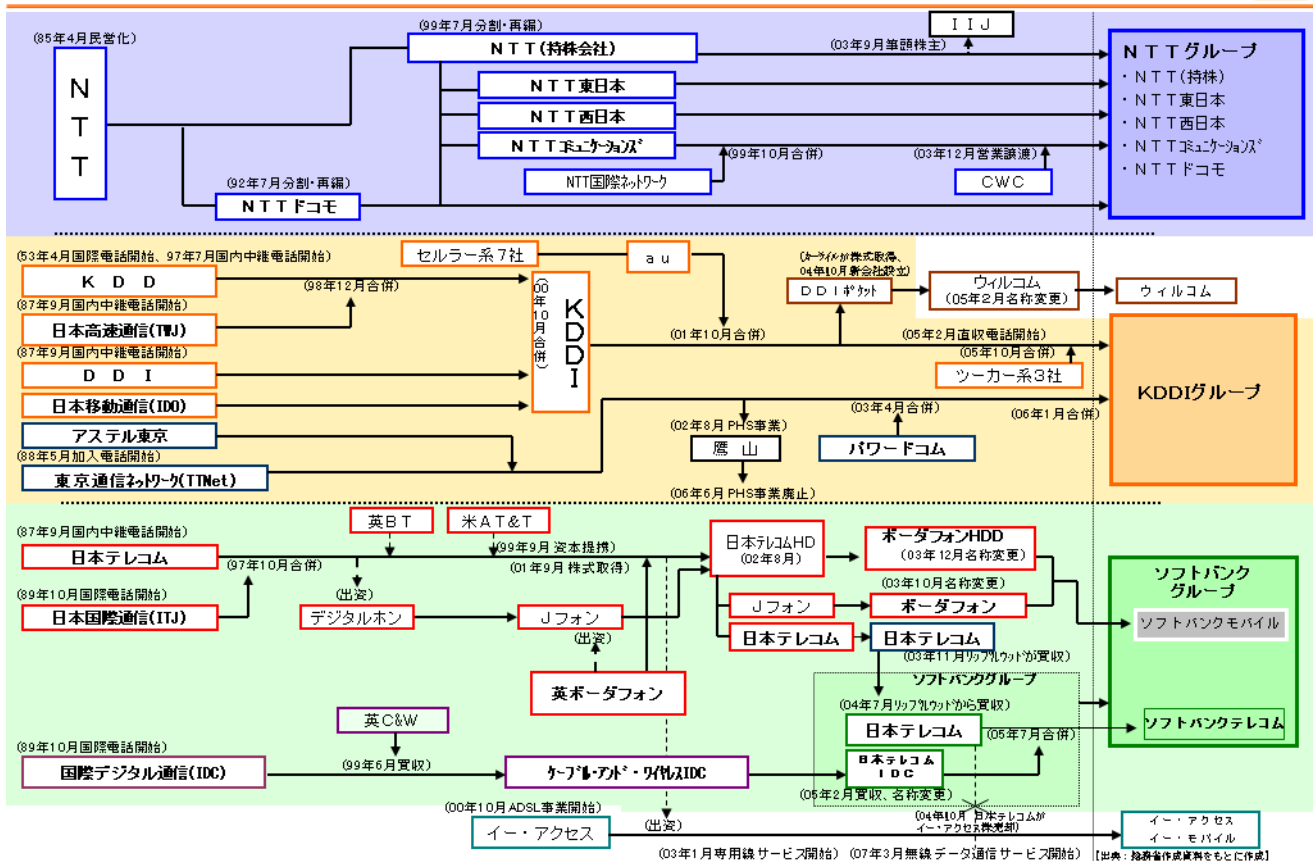
○ 昭和60年以降、電気通信事業者数は大幅に増加し、平成20年3月1日現在、1万4千462社が参入。その内、約98%は届出電気通信事業者。



注: 登録事業者とは、電気通信回線設備を設置する事業者のうち総務省令で定める規模(端末系伝送路設備の設置の区域が一の市町村を超えるか、又は中継伝送路設備の設置区域が一の都道府県を超えるもの)以上の事業者。
届出事業者とは、それ以外の事業者。

【出典：総務省作成資料をもとに作成】

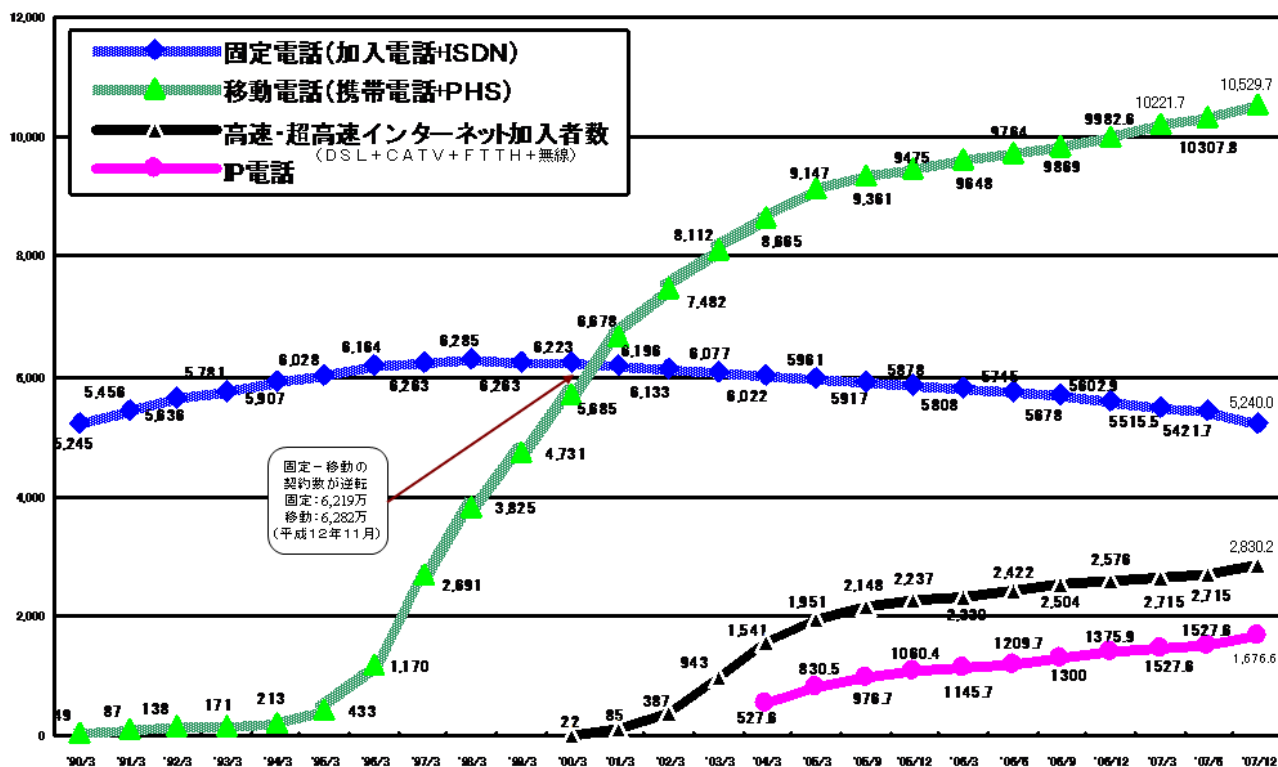
1-2 国内の電気通信業界の主な変遷



1-3 電気通信サービスの契約数の推移



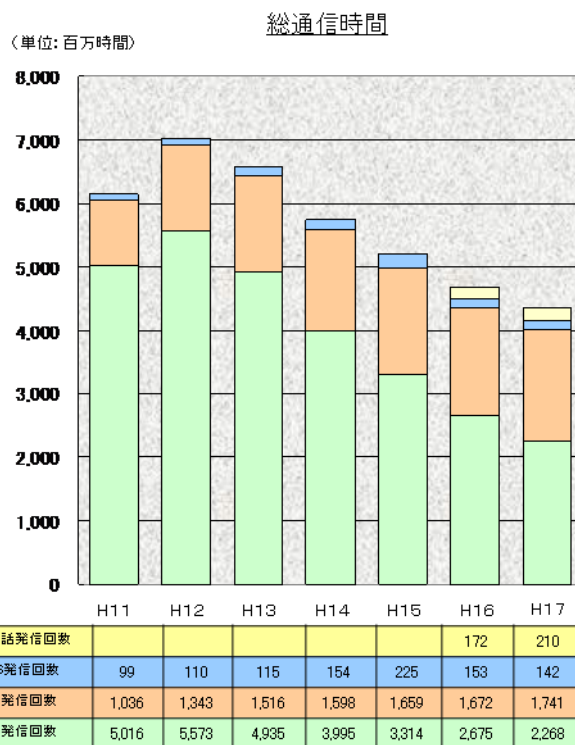
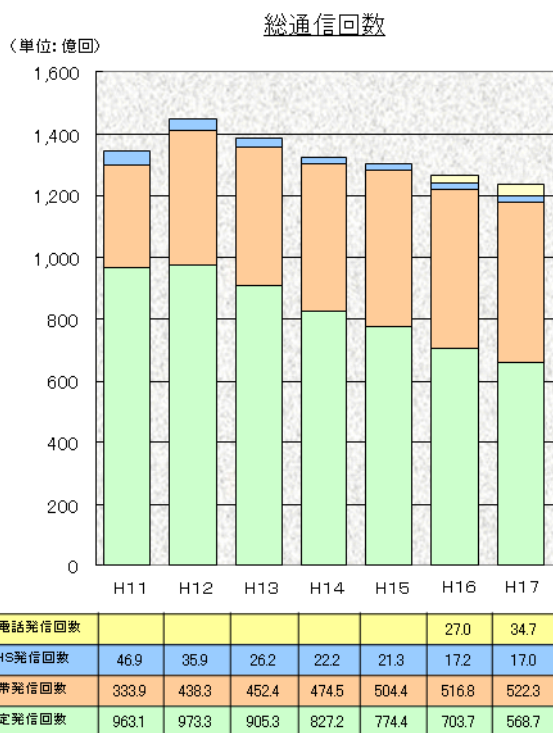
(単位:万契約)



注:平成16年6月末分より電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた加入者数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた加入者数を集計。

【出典:総務省作成資料】

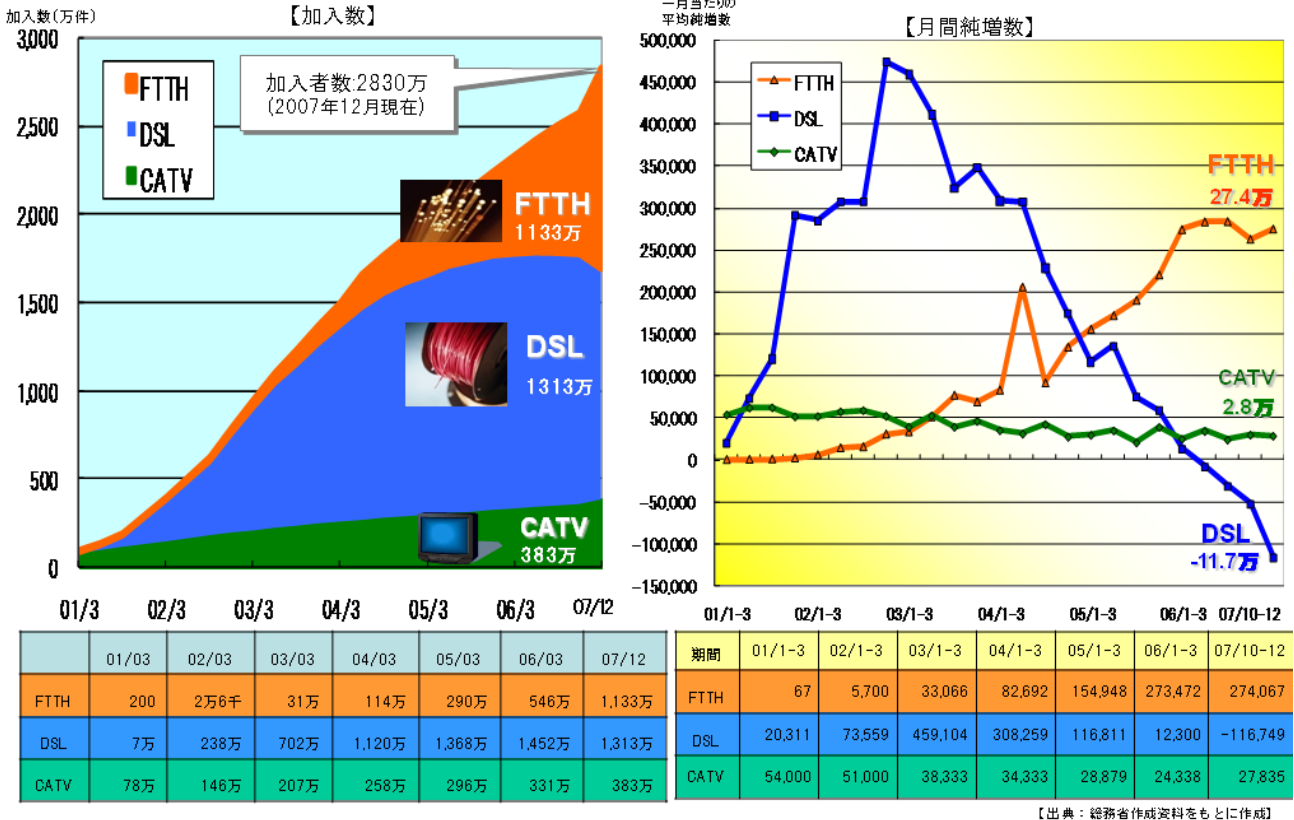
1-4 PSTNに係る通信量の推移



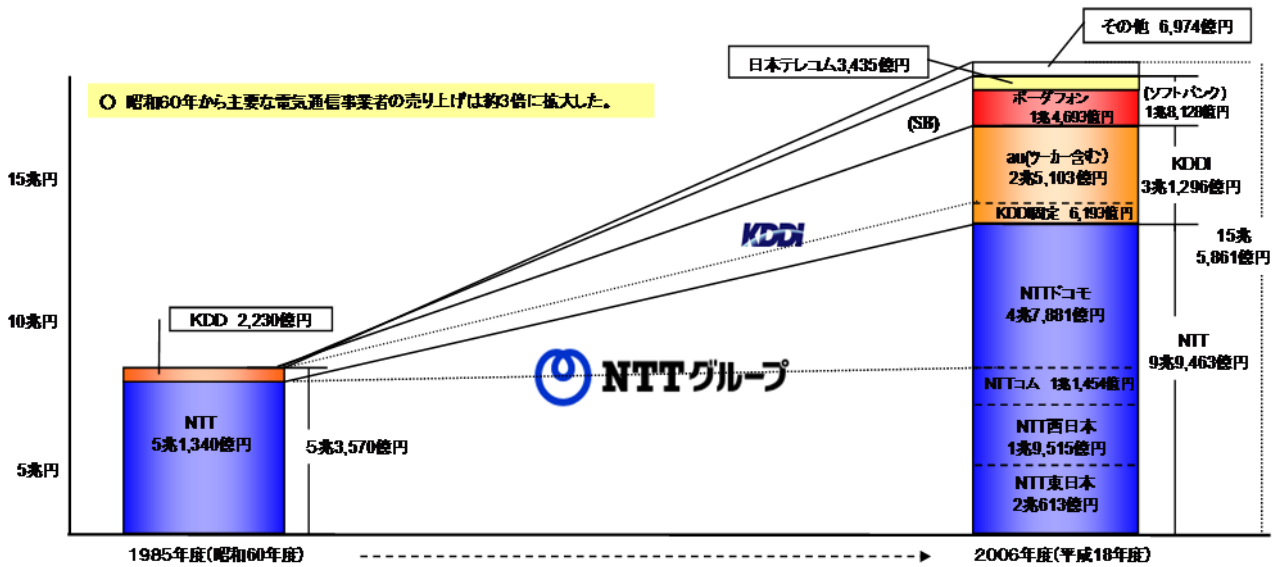
※1 固定加入電話、公衆電話及びHSDNの合計
 ※2 PSTNとは、回線交換網。電話交換機によって構成される通信網。

【出典:第97回(07.09.12)接続委員会資料】

1-5 ブロードバンドアクセスサービスの加入数の推移



1-6 国内電気通信市場の規模 (平成18年度)



注1 基礎的電気通信役務を提供する事業者等が電気通信事業会計規則に基づき提出する財務諸表(健全売上)、認定電気通信事業者が電気通信事業会計規則に基づき提出する会計報告(電気通信事業及び電気通信事業以外の事業の営業収益の合計値(東京電力については電気通信事業の営業収益のみ))により作成。
 注2 NTTドコモの売上高及びKDDIの固定・auのセグメント別の売上高は、決算短信により作成。

[出典：総務省作成資料]

1-7 市場集中度とNTTグループのシェア (電気通信事業分野における競争状況の評価2006より)

- 固定電話(加入)、FTTH、専用サービス等の市場集中度が高い。これらの市場では、NTTグループのシェアがいずれも6割を超えており、NTTグループの存在感が圧倒的。
- なお、NTTグループのシェアは、固定電話(加入)、中継電話、携帯電話・PHS及びADSLを除く全ての市場で上昇傾向。

領域	主な西定市場 (部分市場を含む)	06年度の評価結果	
		市場集中度(HHI)	NTTグループのシェア
固定電話	固定電話(加入) (NTT加入電話、直取電話、CATV電話、 OABJ-IP電話における加入部分)	8,202 ↓	90.4% ↓
	中継電話 (NTT加入電話、直取電話、CATV 電話、OABJ-IP電話の通話部分)	5,061 ↓	69.2% ↓
	O50-IP電話	3,304 ↑	37.9% ↑
	OABJ-IP電話	5,842 ↑	75.6% ↑
移動体通信	携帯電話・PHS	3,796 ↓	52.8% ↓
インターネット 接続	ブロードバンド	2,246 ↑	42.5% ↑
	ADSL	3,049 →	38.5% →
	FTTH	5,093 ↑	67.5% ↑
	CATV インターネット	1,060 ↑	-
	ISP <small>※5万契約以上の事業者を 対象とした調査による</small>	1,597 ↑	27.6% ↑
法人向けネット ワークサービス	新型WANサービス	2,230 ↑	69.1% ↑
	専用サービス	8,238 ↑	94.7% ↑

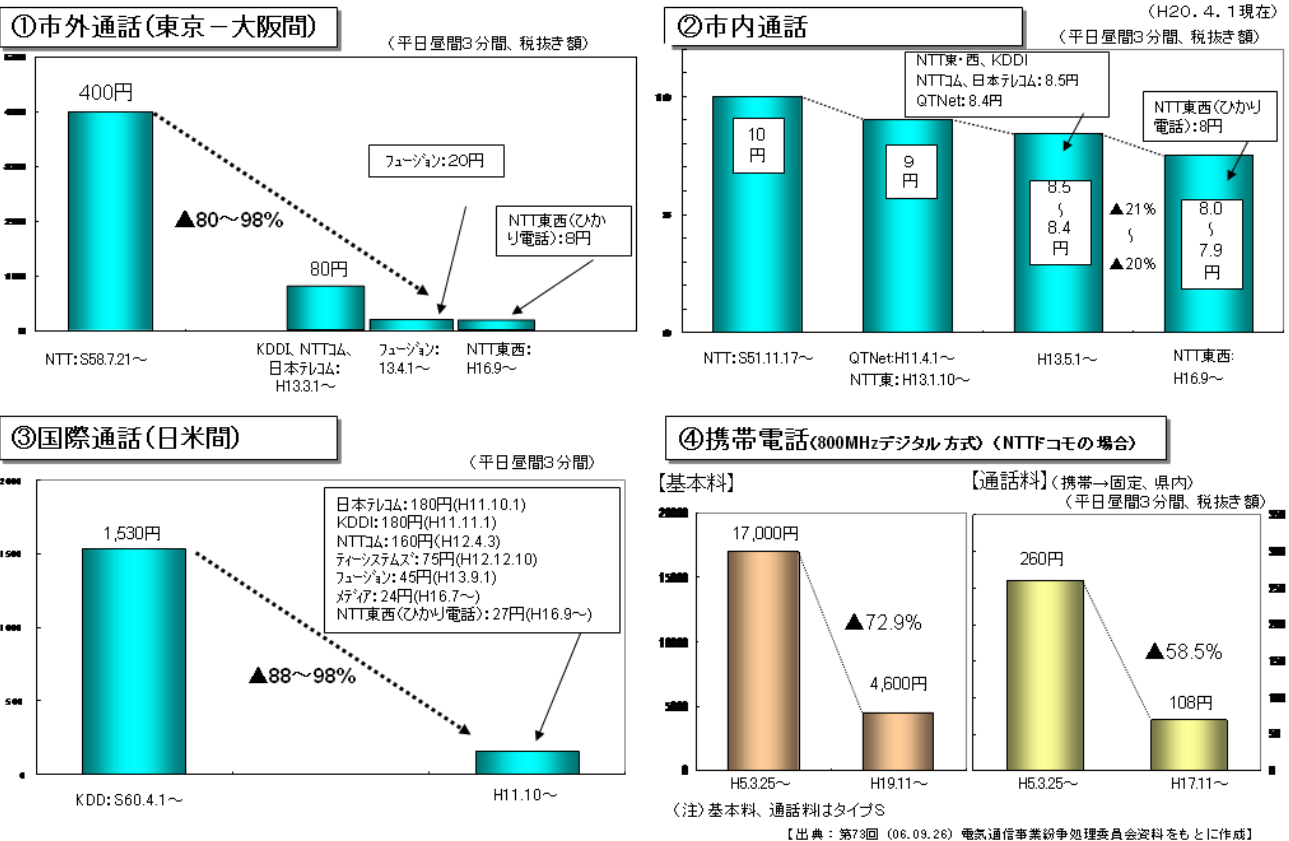
(※) 市場集中度を示すハーフィンダル指数(HHI)は、0(完全競争)~10,000(完全独占)の値をとり、市場集中度が高いほど10,000に近づく。なお、公正取引委員会では、企業合併後のHHIが1500以下の場合には「競争を実質的に制限することとは通常考えられない」、HHIが2500以下の場合(かつ市場シェアが35%以下の場合)は「競争を実質的に制限することとなるおそれ小さい」と通常考えられる」としている。

(注1) 市場集中度指数の算出にあたっては、全国レベルではNTT東西を1社とみなし、その他のNTTグループの会社は別会社とみなしている(ブロードバンド・ISPにおいては、ソフトバンクグループを1社とみなしている)。なお、固定電話、移動体通信及びブロードバンドは当該年度の12月時点、中継電話は当該年度の3月時点、法人向けネットワークサービスは当該年度の9月時点のデータ。ブロードバンド及びCATVインターネットのHHIは、上位3社のみの計。

(注2) 表中の矢印(↑↓)は昨年度値との比較を示す。

【出典：第79回(07.06.28)電気通信事業競争処理委員会資料】

1-8 料金の低廉化





■通信量によらない料金体系（従量制⇒定額制）

- 1999年 NTT東西 ISDNで定額制プラン開始（試験サービス）（8,000円/月（+ISP料金））
- 2001年 ソフトバンク ADSLで定額制プラン開始（2,830円/月）
- 2001年 有線ブロードネットワークス FTTHで定額制プラン開始（5,800円/月）
- 2003年 au 携帯電話でパケット定額制プラン開始（4,200円/月（+基本料））
- 2004年 NTTドコモ 携帯電話でパケット定額制プラン開始（3,900円/月（+基本料））
- 2004年 ホーダフォン 携帯電話でパケット定額制プラン開始（3,900円/月（+基本料））
- 2005年 ウィルコム PHSで定額制プラン開始（2,900円/月 【ウィルコム間通話】及び電子メール）

■距離によらない料金体系（距離区分⇒全国一律）

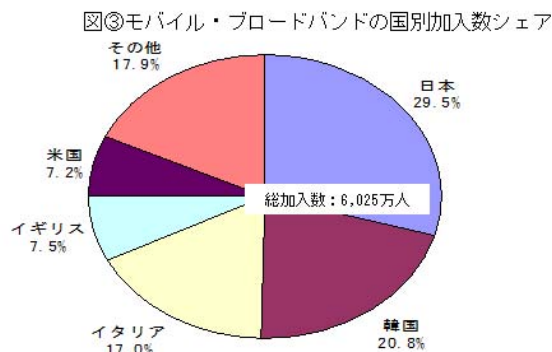
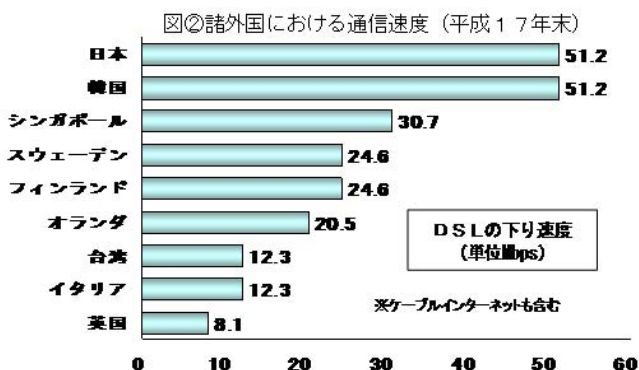
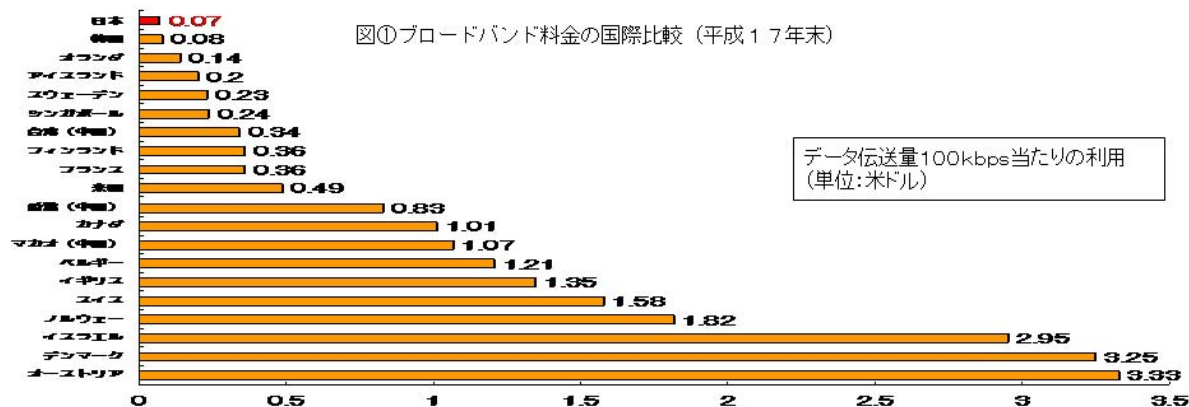
- 2001年 FUSION 中継電話で全国一律料金プラン開始（全国一律20円/3分）
- 2003年 ソフトバンク 050IP電話で全国一律料金、加入者間無料プラン開始（全国一律7.99円/3分 加入者間無料）
- 2003年 平成電電 ドライカハを利用した新型直収電話で全国一律プラン開始（全国一律6.8円/3分 別途300円/月で加入者間無料）
- 2004年 日本テレコム 新型直収電話で市外一律料金プラン開始（市内8,295円/3分 市外15,645円/3分）
- 2004年 NTT-COM 中継電話で県内、県間一律料金プラン開始（県内8.4円/3分 県間15.75円/3分）
- 2005年 NTT東西 加入電話で県内一律料金プラン開始（県内7.5円/3分+100円/月（プラン2））
- 2005年 KDDI 新型直収電話で県内、県間一律料金プラン開始（県内8.4円/3分 県間15.75円/3分）

■サービス区分によらない料金体系（役務別料金⇒セット料金）

- 2000年 NTTドコモ、2001年 au、Jフォン（当時）
携帯電話のプラン料金に含まれる無料通話分を通話のみならずパケット通信にも適用（3,900円/月（うち無料通話料1,100円：ドコモおはなしプラスMの例））
- 2003年 KDDI 電話、データ通信、放送サービスのバンドル料金プラン開始（3サービス込みで7,297円/月+通話料）

【出典：第67回（05.12.05）電気通信事業紛争処理委員会資料】

1-10 ブロードバンド料金等国際比較

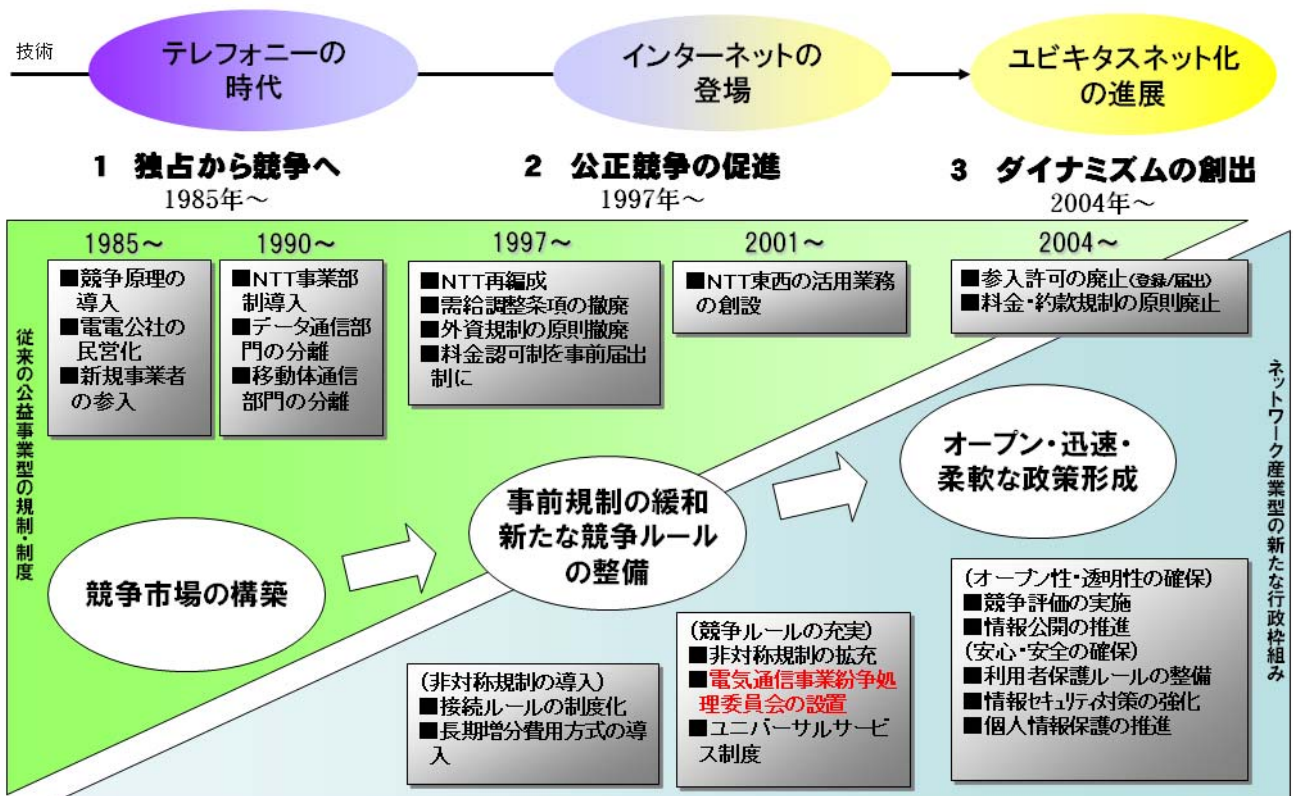


【出典：図①及び②は電気通信事業分野における競争状況の評価2006（07.07.13）資料、図③は平成19年版情報通信白書をもとに作成】

2 電気通信事業に関する規律

- 2-1 電気通信事業に関する規律の変遷(1)
- 2-2 電気通信事業に関する規律の変遷(2)
- 2-3 現行の電気通信事業法による規律の概要
- 2-4 指定電気通信設備制度の枠組み
- 2-5 指定電気通信設備の範囲
- 2-6 第一種指定電気通信設備との接続に関する規律
- 2-7 コロケーションルールの概要
- 2-8 第二種指定電気通信設備との接続に関する規律
- 2-9 市場支配力を有する電気通信事業者に対する禁止行為
- 2-10 固定電話接続料の推移
- 2-11 接続料の算定方式
- 2-12 NTTドコモの接続料金の推移
- 2-13 「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の概要
- 2-14 平成11年(1999年)のNTT再編成
- 2-15 NTT法の枠組み

2-1 電気通信事業に関する規律の変遷(1)

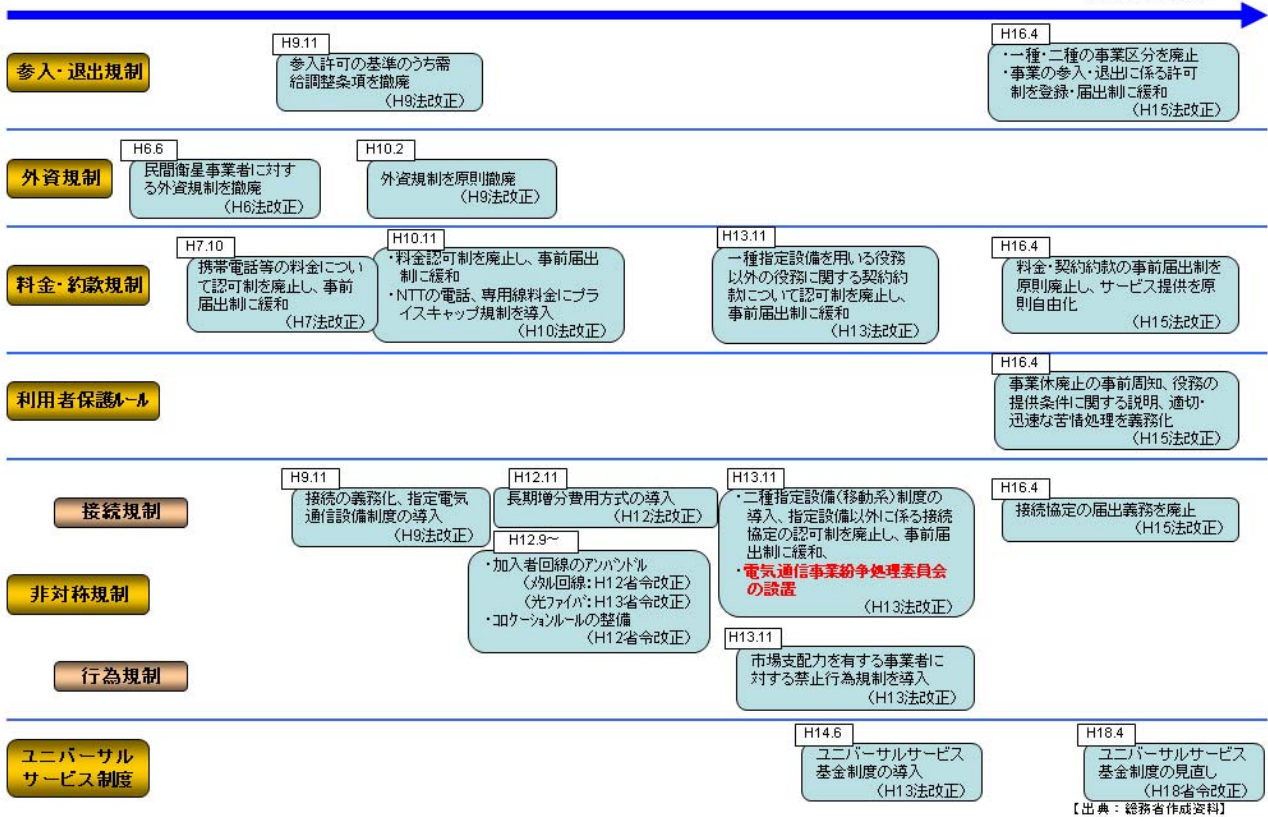


【出典：総務省作成資料】

2-2 電気通信事業に関する規律の変遷(2)



(年月は施行時点)



【出典：総務省作成資料】

2-3 現行の電気通信事業法による規律の概要



		電気通信事業者	
		第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(固定系)	第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(移動系)
参入・退出規制 外資規制	【参入】	届出 (①端末系伝送路設備の設置区域が同一市町村の区域を超える場合、②中継系伝送路設備の設置区間が一都道府県の区域を超える場合は登録)	
	【退出】	事後届出 (利用者に対しては予め相当の期間をおいて周知が必要)	
料金・約款規制	【外資規制】	なし (NTT特株に対しては3分の1の外資規制)	
	【基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス:国民生活に不可欠であるためあまなく日本全国における提供が確保されるべき役務)】	契約約款の作成、届出	
利用者保護	【指定電気通信役務(※1)】	保障契約約款の作成、届出	
	【特定電気通信役務(※2)】	プライスカップ規制(上限価格規制)	
非対称規制	接続規制	事業休廃止の際の利用者に対する事前周知義務、電気通信役務の提供条件に関する説明義務、苦情等に関する適切・迅速な処理義務	
	行為規制	電気通信回線設備を設置する全ての事業者に対し、接続請求応諾義務	・接続約款の認可、公表 ・接続会計の整理 等
ユニバーサルサービス制度	【加入電話基本料、公衆電話、緊急通報】	なし	
	【制度の仕組み】	適格電気通信事業者に対し、基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合に、その費用の一部に充てるための交付金を交付	

(※1)指定電気通信役務＝第一種指定設備を用いて提供する役務であって、他の事業者による代替的な役務が十分に提供されない(役務:NTT東西の加入電話・ISDN、専用線、Bフレックス、フレックスISDN、オプティック等)

(※2)特定電気通信役務＝指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい(役務:NTT東西の加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金、通話料・通信料、番号案内料)、専用線専用料)

【出典：総務省作成資料】

2-4 指定電気通信設備制度の枠組み



	第一種指定電気通信設備(固定系)	第二種指定電気通信設備(移動系)
対象設備	<p>不可欠設備として指定された固定通信用の電気通信設備</p> <p>加入者回線及びこれと一体として設置される電気通信設備</p>	<p>不可欠性はないが、(電波の有限性により物理的に更なる参入が困難となる)移動体通信市場において、相対的に多数の加入者を収容している設備</p> <p>基地局回線及び移動体通信を提供するために設置される電気通信設備</p>
指定要件	<p>都道府県ごと、占有率が50%を超える加入者回線を有すること</p> <p>各都道府県でNTT東西を指定</p>	<p>業務区域ごと、占有率が25%を超える端末設備を有すること</p> <p>NTTドコモ・KDDI、沖縄セルラー</p>
サービス規制	<p>指定電気通信役務: 保障契約約款 (特定電気通信役務: プライスキャップ規制)</p>	
接続関連規制	<p>接続約款の認可</p> <p>接続料の算定方法などについて法定要件あり</p> <p>接続会計の整理</p>	<p>接続約款の届出</p>
行為規制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定業務以外への情報流用の禁止 ■ 各事業者の公平な取扱い ■ 設備製造業者・販売業者の公平な取扱い ■ 特定関係事業者(NTTコム)との間のファイアウォール 	<p>[収益ベースのシェアが25%を超える場合に指定]NTTドコモ</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 特定業務以外への情報流用の禁止 ■ 各事業者の公平な取扱い ■ 設備製造業者・販売業者の公平な取扱い

【出典：総務省作成資料をもとに作成】

2-5 指定電気通信設備の範囲



○ 現行制度は、オープン化の対象となる具体的な設備を、実現される機能を念頭に置きつつ指定。

第一種指定電気通信設備の指定内容

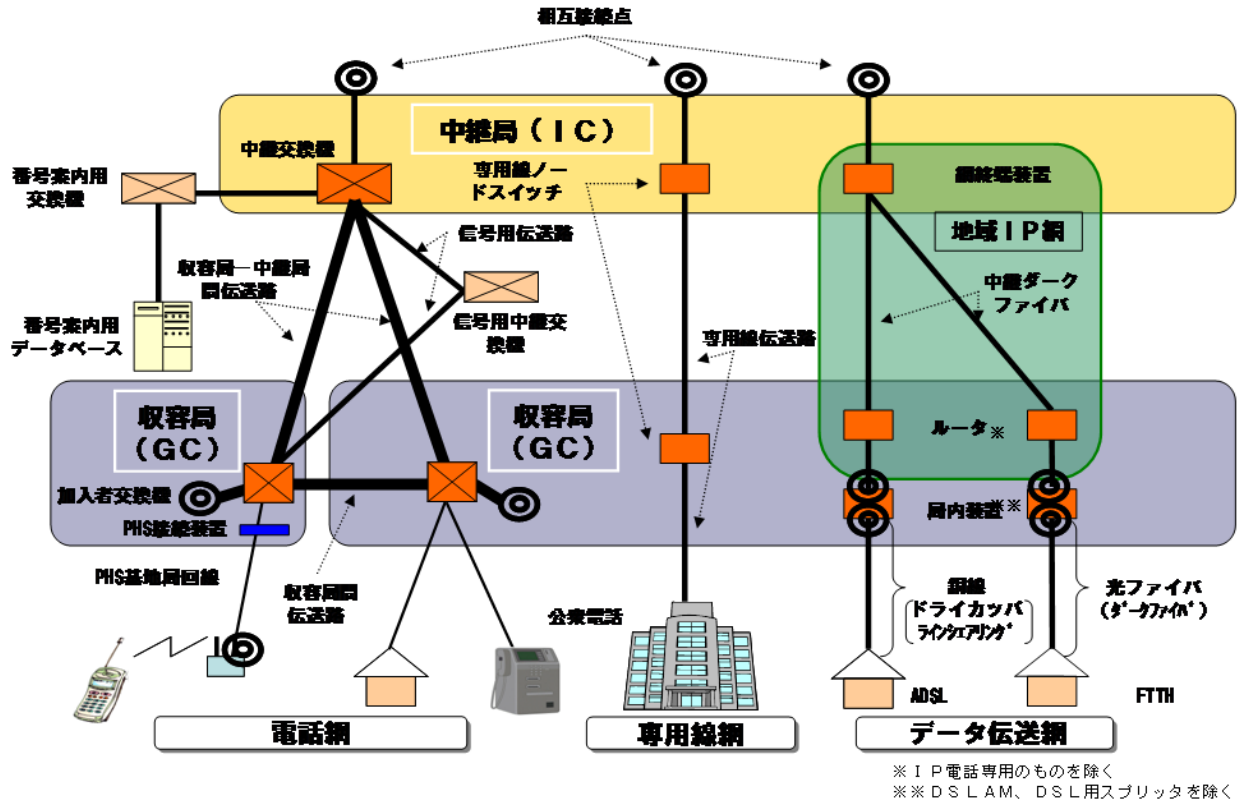
1. 固定端末系伝送路設備(加入者側終端装置、主配線盤等を含む)
2. 第一種指定端末系交換等設備及び第一種指定中継系交換等設備 ただし、以下の設備を除く。 ・専らIP電話の役務の提供の用に供されるルータ (コクレーションできない局舎に設置される場合を除く) ・他の電気通信事業者の設備への振り分け機能を有さないルータ (当該ルータと対向するルータが振り分け機能を有する場合を除く) ・DSLAM G.992.1/G.992.2 Annex C 準拠に限る。)及びDSL用スプリッタ (コクレーションできない局舎に設置される場合を除く)
3. 第一種市内伝送路設備及び第一種指定中継系伝送路設備
4. 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
5. 番号案内に用いられる番号案内データベース、サービス制御(統括)局
6. PHS事業者との接続に用いられるPHS加入者モジュール及び端末認証用のサービス制御(統括)局
7. 公衆電話機及びこれに付随する設備
8. 番号案内又は手動通信に用いられる交換機、案内装置及び伝送路設備
9. 相互接続点までの伝送路設備

第二種指定電気通信設備の指定内容

交換設備	1. 特定移動端末設備と接続される伝送路設備を直接収容するもの(第二種指定端末系交換設備)
	2. 第二種指定端末系交換設備以外の交換設備であって業務区域内における特定移動端末設備との通信を行うもの(第二種指定中継系交換設備) ルータにあっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものを除く。
伝送路設備	3. 第二種指定中継交換設備の交換設備相互間に設置される伝送路設備
	4. 特定移動端末設備へ電波を送り、又は特定移動端末設備から電波を受ける無線局の無線設備(第二種指定端末系無線基地局)
	5. 第二種指定端末系無線基地局と、第二種指定端末系交換設備が設置されている建物(第二種指定端末系交換局)との間に設置される伝送路設備
	6. 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されている建物との間に設置される伝送路設備
その他	7. 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
	8. 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
	9. 他の電気通信事業者の電気通信設備と1.-8. に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備 (3.-8に掲げるものを除く。)

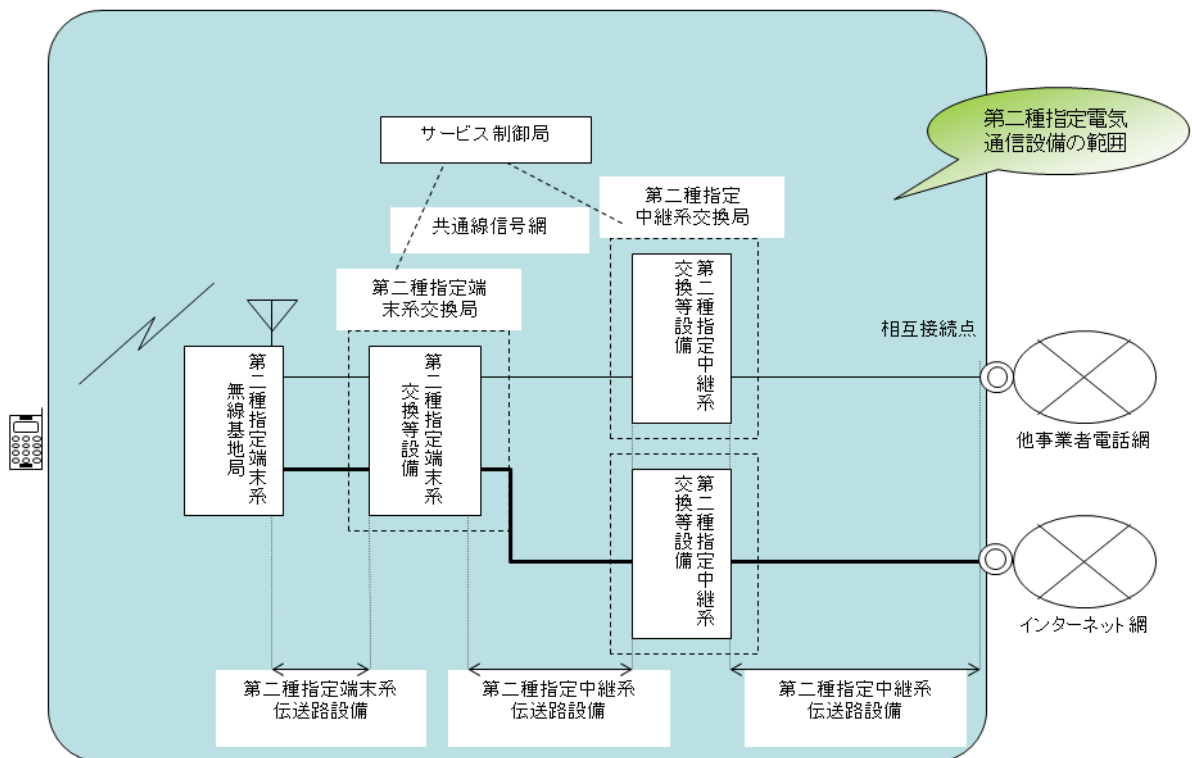
【出典：第7回(07.5.25)新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料】

(参考) 第一種指定電気通信設備の範囲 (概念図)



【出典：第1回 (06.12.15) 新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料】

(参考) 第二種指定電気通信設備の範囲 (概念図)



【出典：第1回 (06.12.15) 新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料をもとに作成】



区 分	内 容
<ul style="list-style-type: none"> ■接続約款の作成・認可(第21項)、公表(第111項) 	<p>▶ 接続料、接続箇所における技術的条件等の接続条件について接続約款を定め、認可を受けること(新たに指定された設備については3か月以内に認可申請(第16項)。接続約款を変更する場合も同様。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #E0FFE0;"> <p>【認可の要件(第4項)】</p> <ul style="list-style-type: none"> □標準的な技術箇所における技術的条件、機能ごとの接続料、事業者間の責任に関する事項等が適正・明確に定められていること □接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして接続料規則で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること <li style="text-align: center;">加入者交換機能等の接続料の原価は長期増分費用方式(LRIC)により算定 □接続条件が、第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと □特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと </div> <p>▶ 認可接続約款の実施の日から営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットにより公表すること。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■接続約款の届出(第7項) 	<p>▶ 接続約款の条件のうち、付加的な機能の接続料等一定の軽微な事項については、その実施前(新たに指定された設備については3か月以内(第17項))に届出を行うこと。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■接続約款の変更認可申請命令(第6項) ■変更命令(第81項) 	<p>▶ 公共の利益の増進に支障があると認めるときは接続約款の変更認可申請命令(届出約款の場合は変更命令)が可能。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■認可接続約款等に基づく接続協定の締結(第9項) 	<p>▶ 原則として、認可接続約款に基づき接続協定を締結すること。</p> <p>▶ 認可接続約款等により難い特別な事情があるときは、認可を受けて接続約款等に基づかない接続協定を締結することができる。(第10項)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■通信量等の記録(第12項) ■接続会計の整理・公表(第13項) 	<p>▶ 接続料規則で定める機能ごとに通信量、回線数等を記録すること</p> <p>▶ 接続会計規則により接続会計を整理し、接続に関する収支状況等について公表すること。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■接続料の再計算義務(第141項) 	<p>▶ LRICによる接続料については接続約款認可後5年以内(現行接続料規則上1年ごと)に、それ以外の接続料については毎事業年度の接続会計を整理したときに、それぞれ接続料を再計算すること。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■接続に必要な情報の提供の努力義務(第151項) 	<p>▶ 第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な情報の提供に努めること。</p>

【出典：第1回(06.12.15)新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料】

(参考) 接続約款に規定すべき主な事項



電気通信事業法第33条第4項第1号

- 標準的な接続箇所における技術的条件
- 機能ごとの接続料
- 事業者間の責任に関する事項
- 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別
- その他第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項

電気通信事業法施行規則第23条の4第2項

- 他事業者が接続の請求等を行う場合の手続
- 建物・管路・とう道へのコロケーションに係る事項

- ☑ 他事業者がコロケーション可能な空きスペースに関する情報開示を受けるための手続
 - ☑ 他事業者がNTT東西に対しコロケーションを請求し回答を受ける手続
(他事業者による当該請求に係る建物への立入りの手続を含む。)
 - ☑ 他事業者が工事/保守を行う場合の手続
 - ☑ NTT東西が工事/保守を行う場合に他事業者が立会う手続
 - ☑ コロケーションの請求からその実現までに要する標準的期間(調査申込～設置工事)
 - ☑ NTT東西が設置する建物等の場前に関して他事業者が負担すべき金額
(正味固定資産価額を基礎として接続料原価の算定方法に準じて算定)
 - ☑ 他事業者のコロケーション設備についてNTT東西が工事/保守を請け負う場合に他事業者が負担すべき金額 等
- 他事業者が電柱等に設備を設置する際の手続等

- ☑ 他事業者が接続に必要な装置をNTT東西の電柱等に設置するための手続
 - ☑ 他事業者が負担すべき金額 等
- 他事業者が現存するNTT東西の屋内配線を利用する際の条件等

- ☑ 他事業者が現存するNTT東西の屋内配線に関し工事を行う場合の手続
 - ☑ 他事業者が負担すべき金額 等
- NTT東西が第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合の費用
(能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額)
- NTT東西及び他事業者が利用者に対して負うべき責任に関する事項
- 重要通信の取扱方法
- 協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法

【出典：第1回(06.12.15)新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料】

2-7 コロケーションルールの概要



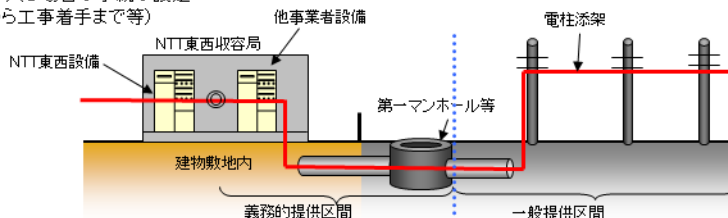
「コロケーション」とは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の建物等において、接続事業者が接続に必要な装置を設置することをいう。

- コロケーションに関する手続について以下のことをNTT東西の接続約款に記載。（電気通信事業法施行規則第23条の4第2項第2号）
- ① コロケーションの空き場所等（スペース、MDF端子、受電電力容量及び発電電力容量）に関する情報開示
- ② コロケーションの調査申込みに対する回答を受ける手続の設定
- ③ 接続事業者が自前工事・保守を行う場合及び当該建物へ立ち入る場合の手続の設定
- ④ 標準的期間の設定（調査申込みから回答まで、設置申込みから工事着手まで等）

コロケーションの義務がある区間

通信用建物、その通信用建物から工事可能なもっとも近いマンホール等までの間の管路又はどう道並びにその通信用建物の敷地内にある電柱

コロケーションルールの整備



97年11月	接続約款にコロケーションの条件を規定。
99年8月	接続約款の認可申請の際、コロケーションの在り方について検討を行う旨の電気通信審議会（当時）からの答申を受け、「コロケーションが必要な装置かどうかは接続事業者側の判断を基本として合理的な範囲内で決すること」とした。
00年9月	コロケーションの需要が高まるにつれ、更なるルール整備の必要性が認識され、コロケーションに係る以下の事項を接続約款に規定。 ・コロケーションに関する手続（情報開示、請求から回答までの手続、接続事業者が自ら工事及び保守する場合の手続） ・標準的処理期間 ・工事保守費用
00年9月 -12月	接続約款の認可申請の際の電気通信審議会の答申による要望事項を受けて、NTT東西に対して以下の改善を求めた。 ・各通信用建物に空き場所があるかどうかの情報を無償で提供 ・コロケーションの場所は役務提供を阻害しない範囲内でもっとも低廉になる条件にあることを基本とすること。 ・空き場所がない場合は立ち入りを受け入れること 等
01年12月	特定事業者によるコロケーションスペースの大量保留により、他事業者のコロケーションスペースの確保が困難となるビルが生じたこと等から、コロケーションスペースの保留期間の短縮化等について接続約款に規定。
02年3月	コロケーションのためのリソース（スペース、電力容量、MDF端子）が枯渇しているビルにおける配分上限値の設定を接続約款に規定。
03年5月	コロケーション申込み後の保留解除における違約金を接続約款に規定。
07年11月	コロケーションスペース等の過剰保留を抑制する仕組み及び電柱におけるコロケーション手続の整備を接続約款に規定。

【出典：第87回（07.01.23）接続委員会資料をもとに作成】

2-8 第二種指定電気通信設備との接続に関する規律



区分	内容
■接続約款の作成・事前届出（第2項）	<p>▶接続料、接続箇所における技術的条件等の接続条件について接続約款を定め、その実施前に届け出ること（新たに指定された設備については3か月以内に届出（第6項））。接続約款を変更する場合も同様。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【接続約款に規定すべき事項（電気通信事業法施行規則第23条の9の3）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所、接続箇所における技術的条件 ■接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額 ■電気通信事業者間の責任に関する事項 ■接続協定の締結及び解除の手続 ■接続請求を受けた日から接続開始までの標準的期間 ■利用者に対して負うべき責任に関する事項 ■重要通信の取扱方法 ■その他、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項 ■他事業者との協議が調わない場合におけるあっせん又は仲裁による解決方法 </div>
■接続約款の公表（第5項）	▶届け出た接続約款の実施の日から営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットにより公表すること（電気通信事業法施行規則第23条の9の4による第23条の8の準用）。
■接続約款の変更命令（第3項）	<p>【次の場合に接続約款の変更を命ずることが可能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶接続箇所における技術的条件、電気通信事業者間の責任に関する事項、役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていないとき。 ▶接続料が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものであるとき。 ▶他の電気通信事業者に対し不当な条件を付すものであるとき。 ▶特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
■接続約款に基づく接続協定の締結（第4項）	▶届け出た接続約款に基づき接続協定を締結すること。

【出典：第1回（06.12.15）新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料】

2-9 市場支配力を有する電気通信事業者に対する禁止行為



いわゆる「市場支配力を有する電気通信事業者」(*)による他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがある行為を類型化し、禁止している。

なお、禁止行為の具体例については、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に列挙・公表。

(*) 第一種指定電気通信設備（固定系）を設置する事業者（NTT東日本、NTT西日本を指定）
第二種指定電気通信設備（移動系）を設置する事業者のうち、市場シェア等を勘案して個別に指定（NTTドコモ9社を指定）

○ 禁止行為の3類型とその具体例

【法第30条第3項第1号】 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供	【具体例】 ○ 他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た情報を、当該情報の本来の利用目的を超えて社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供するような行為
【法第30条第2項第2号】 電気通信業務についての特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与	【具体例】 ① 優先接続（マイライン）等における利用者登録作業についての不公平な取扱い ② 自己の関係事業者のネットワークを利用した通話のみについての割引サービス等の設定 ③ 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供 ④ 自己の関係事業者と一体となった排他的な業務 ⑤ 自己の関係事業者に対する料金等の提供条件についての有利な取扱い ⑥ 特定の電気通信事業者のみに対して基本料請求代行を認めること ⑦ 自己の関係事業者に対する卸電気通信役務の提供に関する有利な取扱い ⑧ ブラウザフォンサービスにおける不公平なポータルサービス利用条件の設定等
【法第30条第3項第3号】 他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉	【具体例】 ① 他の電気通信事業者の提供する電気通信役務の内容等の制限 ② コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉 ③ 電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉

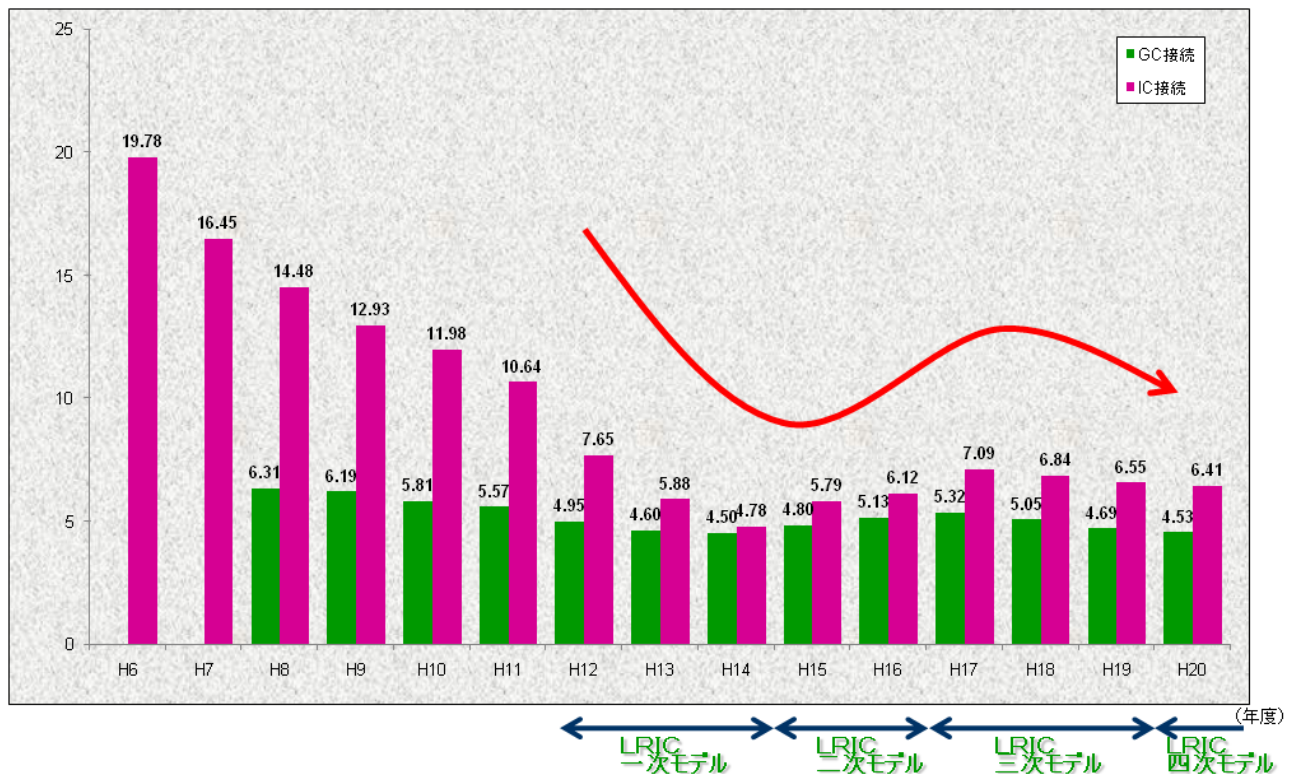
【出典：第7回（07.5.25）新しい競争ルール在り方に関する作業部会資料】

2-10 固定電話接続料の推移



(円/3分)

[3分換算料金 単位：円]



【出典：第97回（07.09.12）接続委員会資料をもとに作成】



算定方式		算定概要	主な対象機能
長期増分費用方式 (LRIC)		<ul style="list-style-type: none"> 仮想的に構築された効率的なネットワークのコストに基づき算定 前年度下期+当年度上期の通信量を使用 ボトムアップ方式のLRICモデルを使用 	<ul style="list-style-type: none"> 電話網 (加入者交換機、中継交換機、加入者交換機-中継交換機回線、信号網等) PHS基地局回線
実際費用方式	将来原価方式	<ul style="list-style-type: none"> 新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービスに係る設備に適用 接続料の急激な変動を緩和する必要があると認められる場合にも適用 原則5年以内の予測需要・費用に基づき算定 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者回線(加入ダークファイバ)※2 IP関連装置(GE-PON、局内/局外スプリッタ等)
	実績原価方式	<ul style="list-style-type: none"> 前々年度の実績需要・費用に基づき算定 当年度の実績値が出た段階で、それにより算定した場合との乖離分を翌々年度の費用に調整額として加算 ※1 	<ul style="list-style-type: none"> 地域IP網 IP関連装置(メディアコンバータ等) 中継光ファイバ回線(中継ダークファイバ) 加入者回線(ドライカッパ) 専用線 公衆電話
キャリアズレート		<ul style="list-style-type: none"> 届け出ている小売料金から営業費相当分を控除するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ISDN加入者回線(INS1500) 専用線

※1 実績原価方式については、本年7月の接続料規則の改正により、08年度接続料算定から事後精算制度が廃止され、事前に接続料が確定する方式(直近の実績に基づき接続料を算定)に変更される。

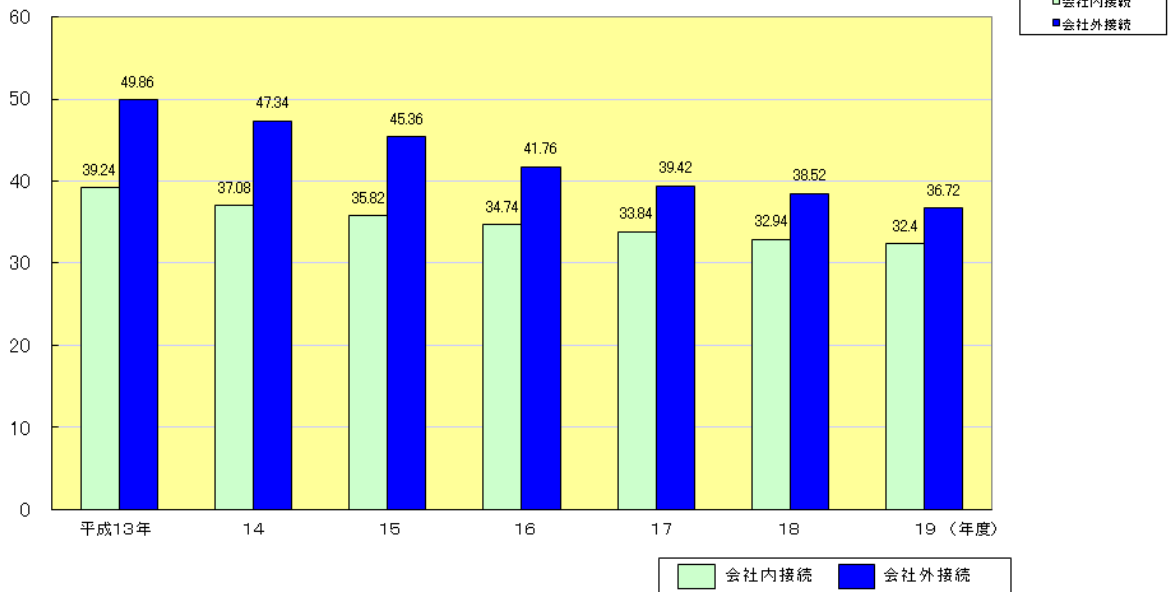
※2 加入ダークファイバの現行接続料は、01~07年(7年間)の原価・需要の予測値に基づき算定。 【出典：第103回(08.01.15)接続委員会資料】

2-12 NTTドコモの接続料金の推移



NTTドコモ接続料金の推移

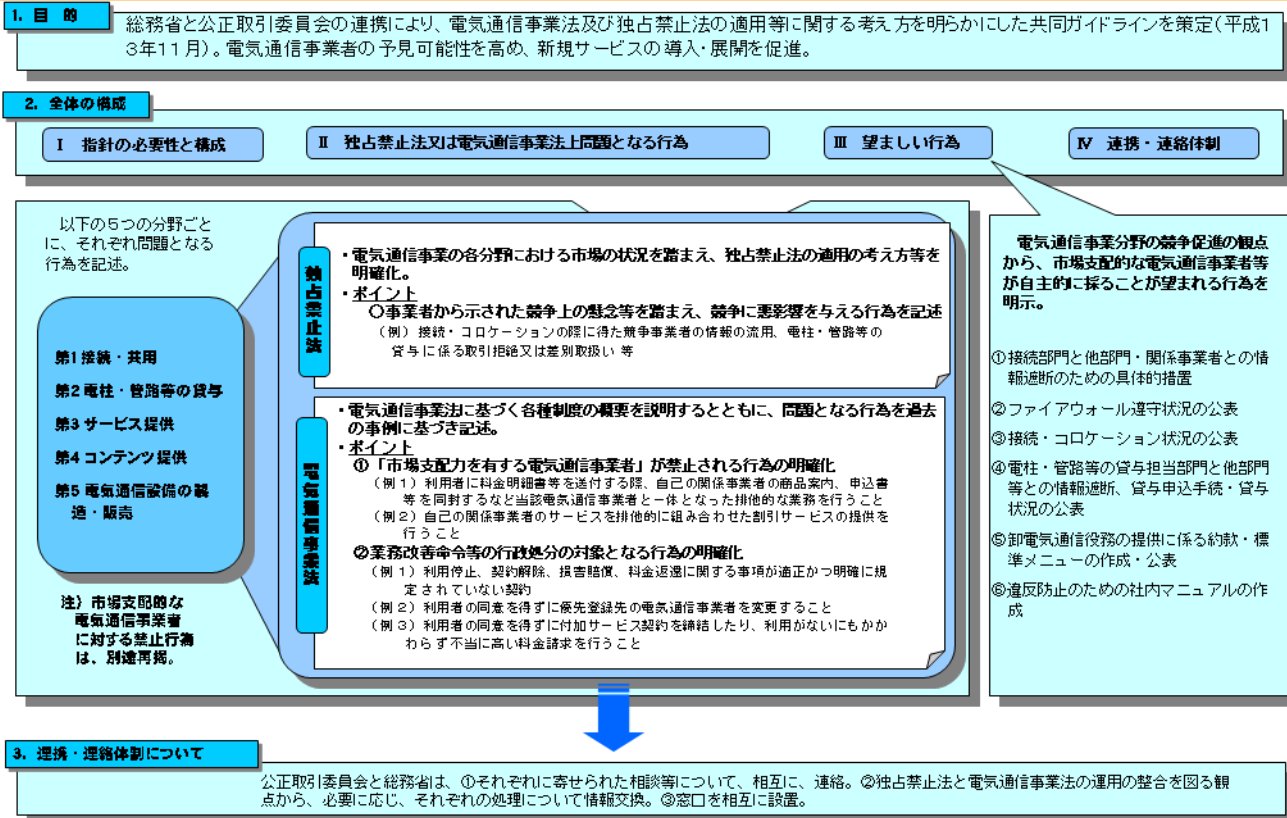
(円/3分)



※ 会社外接続は、複数のドコモ地域会社を経由する通話に適用。会社内接続は、それ以外の通話に適用。

【出典：平成19年版情報通信白書をもとに作成】

2-13 「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の概要

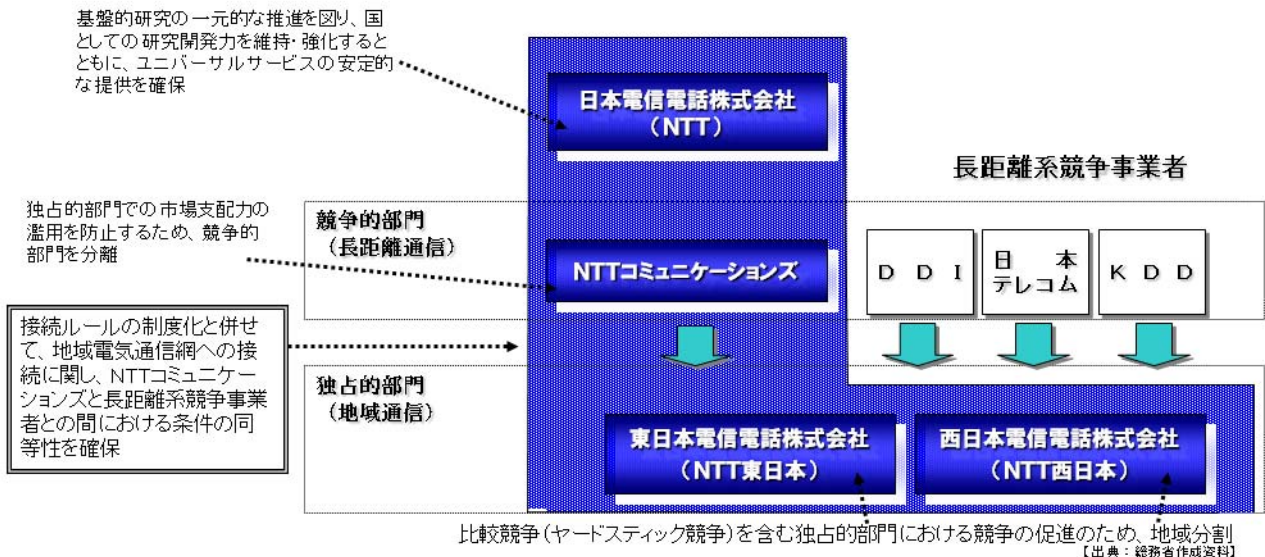


2-14 平成11年(1999年)のNTT再編成



日本電信電話株式会社の再編成(1997年NTT法改正、1999年7月再編成)

独占的事業者と行政の間の情報の非対称性を踏まえ、行為規制のみでは抜本的な解決を図ることができない公正競争上の問題(内部相互補助、情報流用等)に対処するため、構造的措置を実施



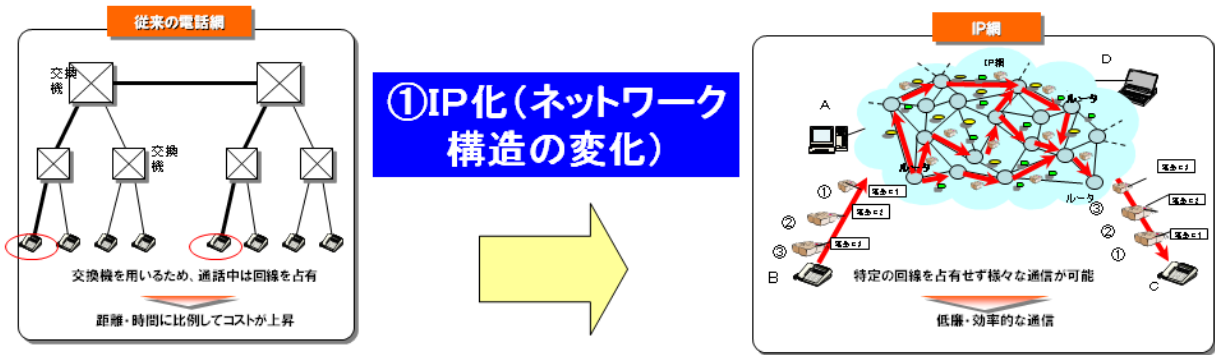


	日本電信電話株式会社 (持ち株会社)	東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社 (地域会社)
目的 (第1条)	◇東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図る。 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行う。	◇地域電気通信事業を経営する。
事業 (第2条)	◇地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使 ◇地域会社に対する必要な助言、あっせんその他の援助 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究等	◇地域(=同一の都道府県内)電気通信業務 ◇総務大臣の認可※を受けて、地域電気通信業務を営むために保有する設備・技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務 ※ 総務大臣は、地域会社が当該業務を営むことにより地域電気通信業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、認可しなければならない 等
責務 (第3条)	◇国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保 ◇電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及	
株式 (第4条～第6条)	◇3分の1以上の政府保有義務 ◇3分の1までの外資規制	◇全ての株式を日本電信電話株式会社が保有

【出典：総務省作成資料】

3 電気通信市場の変化と今後の競争政策

- 3-1 ネットワーク構造の変化
- 3-2 通信インフラ高度化の進展
- 3-3 次世代ネットワークの概要
- 3-4 新競争促進プログラム2010の改定(2007年10月23日)
- 3-5 モバイルビジネス活性化プラン(2007年9月21日)
- 3-6 MVNOの参入促進による新規市場の創出
- 3-7 競争セーフガード制度(2007年度開始)
- 3-8 競争セーフガード検証結果(2008年2月18日)
- 3-9 債権保全措置に関するガイドラインの概要(2006年12月22日策定)



②ブロードバンド化

ブロードバンド加入者: 約2,830万加入(H19.12末現在)

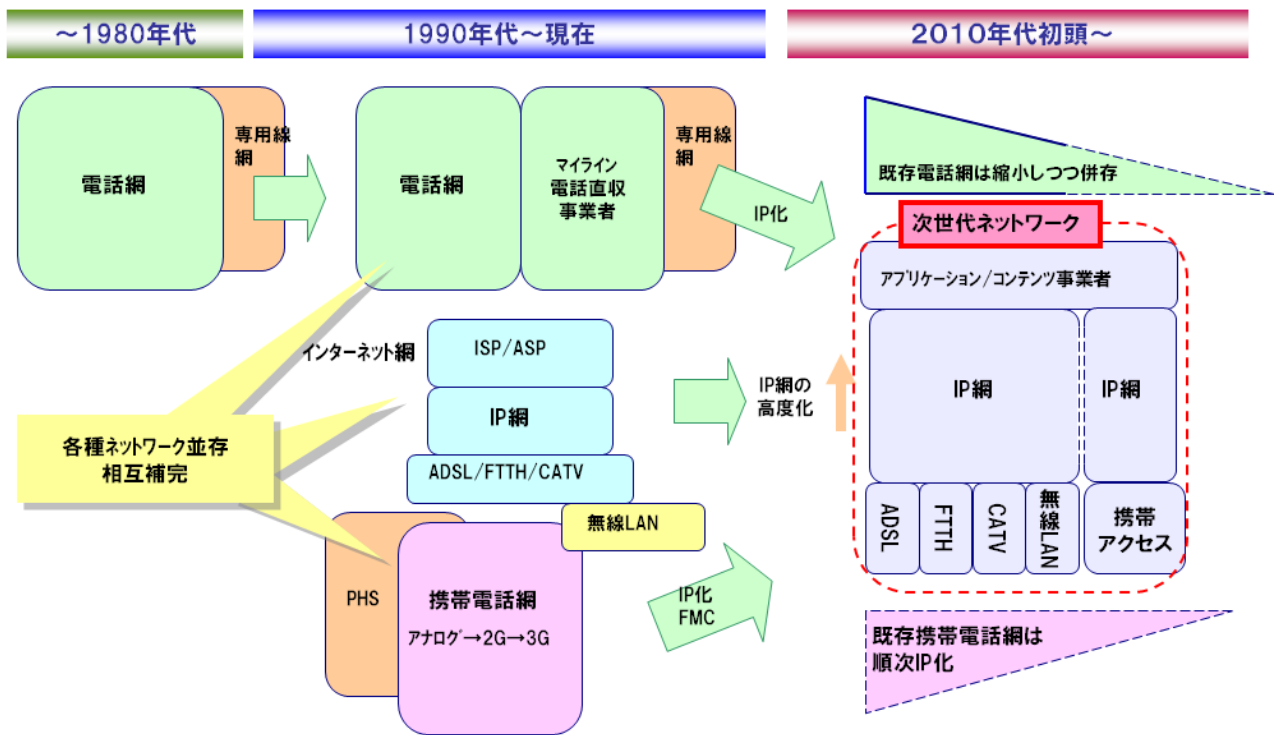
③モバイル化

携帯電話加入数: 約1億272万加入(H20.3末現在)
 ※ 我が国の人口: 約1億2,777万人(H17国勢調査)

競争環境の変化に対応した競争ルールの検討

- 2006(H18)年9月19日 「新競争促進プログラム2010」公表
- 2007(H19)年10月23日 プログラムの改訂とプログレスレポートの公表

【出典：総務省作成資料をもとに作成】



【出典：総務省作成資料】

3-3 次世代ネットワークの概要



1. 導入の意義

【従来の電話網】
 ・高品質な音声中心のサービス（品質保証）
 ・回線交換
 ・信頼性・安定性の重視（高価格）
 ・社会インフラとしてキャリアが、運用（高性能、不透明なネットワーク）

【インターネット】
 ・音声から映像まで多様なサービス（ベスト・エフォート）
 ・パケット交換
 ・経済性・柔軟性の重視（低価格）
 ・分散型オープンネットワーク（単純で、透明なネットワーク）

（・交換機の更改困難）

- ・品質保証
- ・社会インフラとしての可用性
- ・災害対策・緊急通報の確保

【次世代ネットワーク】

両者のいいとこ取り

- ・ある程度の品質・信頼性
- ・多様なサービスを提供可能なIP技術
- ・大容量で、セキュリティ面の課題も克服

- ・トリプル・クアドロプレイサービス提供
- ・増加が続くトラフィックへの対応
- （・セキュリティ課題の解決が必要）

2. 電話網・インターネットとNGNの比較

	品質	網設計	網機能	管理・標準化
電話網	詳細に規定	単一サービス (音声電話網)	回線交換	キャリア・ITU
インターネット	ベストエフォート	マルチサービス網 (多目的網)	IPベース	ISP・ICANN, IETF
NGN	サービス毎に規定	マルチサービス網 (多目的網)	IPベース	キャリア・ITU, IETF, 3GPP等

【出典：第1回（07.11.22）重要通信の高度化の在り方に関する研究会資料をもとに作成】

3-4 新競争促進プログラム2010の改定



新競争促進プログラム (06年9月19日)

ブロードバンド市場全体の競争ルールの包括的見直しのためのロードマップ(2010年代初頭までに実施)

各施策の検討結果を踏まえ、具体的なルール整備等を実施。

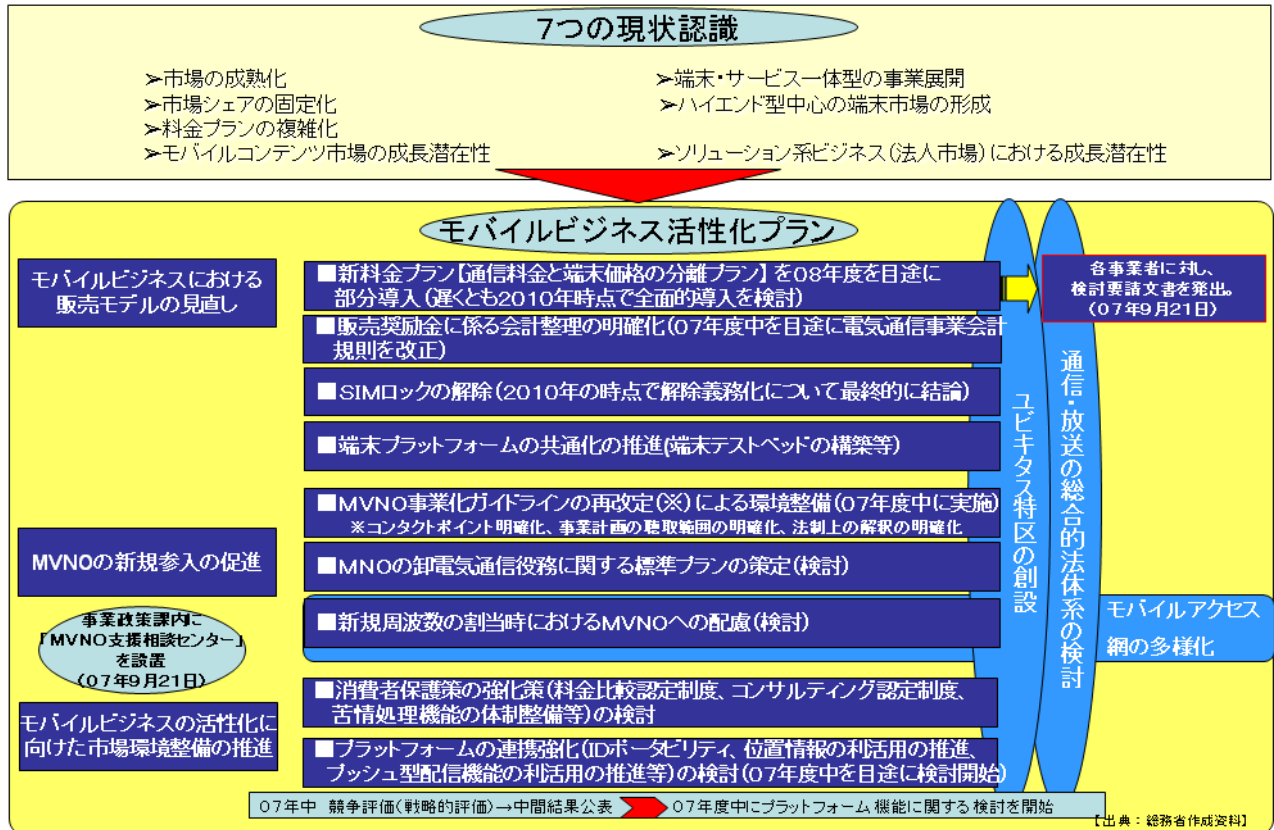
1. 設備競争の促進	各事業者が自らネットワーク設備を敷設するための環境整備の推進
2. 指定電気通信設備制度(ドミナント規制)の見直し	市場支配力を有する事業者への非対称規制の整備による公正競争環境の整備
3. NTT東西の接続料の算定方法の見直し	他事業者に不可欠なNTT東西の地域網の接続料の算定方式の見直し
4. 移動通信市場における競争促進	移動通信市場への新規参入の促進等を通じたモバイルビジネスの活性化
5. 料金政策の見直し	料金体系の複雑化、市場実勢の変化等を踏まえたプライスカップ規制等の見直し
6. ユニバーサルサービス制度の見直し	ブロードバンド時代に対応したユニバーサルサービス制度の見直し
7. ネットワークの中立性の在り方に関する検討	ネットワークのIP化に対応した政策課題の整理及び採るべき政策の方向性の検討
8. 紛争処理機能の強化	事後規制型行政への移行、市場のブロードバンド化に伴う紛争処理機能の在り方の再検討
9. 市場退出ルールの見直し	事業者の市場退出等に対応し得る制度(債権保全制度)の整備
10. 競争ルールの一層の透明性の確保等	テレコム競争政策ポータルサイトの開設等、プログラムの進捗状況等に関する随時の情報提供

本プログラムのフォローアップ・改定(毎年1回)

- ✓進捗状況(プログレスレポート)を取りまとめ、情報通信審議会に報告・公表。
- ✓併せて、市場構造の変化が急速に進展すると見込まれることから、プログラムの見直し(リボルビング)を実施。

プログレスレポート(第一次)及び新競争促進プログラム(改定)の公表
(07年10月23日)

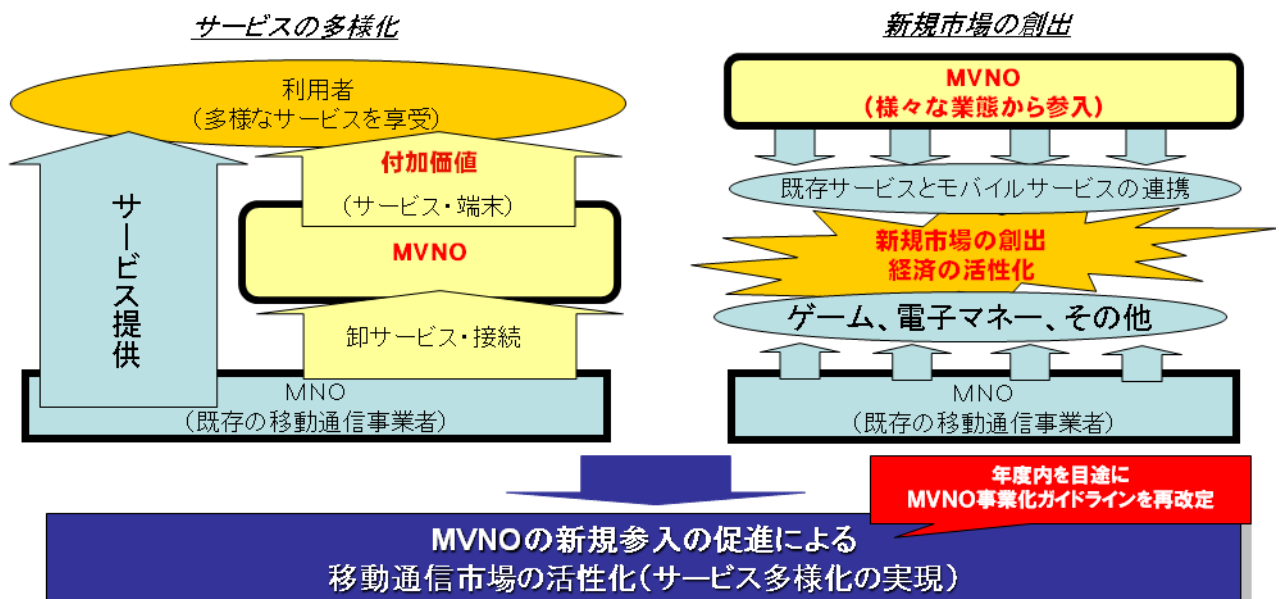
【出典：第97回（08.02.25）電気通信事業紛争処理委員会資料】



3-6 MVNOの参入促進による新規市場の創出



- MVNO (Mobile Virtual Network Operator) は **自らは無線設備を設置しないで通信サービスを提供。**
- MNOは単に通信サービスを提供する枠を越え、音楽・ゲーム配信などのコンテンツ・アプリケーションレイヤーへの進出、金融サービスとの連携など、**垂直統合型のビジネスを展開。**
- MVNOとして他業態から移動通信市場への参入を促し、**新しいビジネスモデルの登場を期待。**
- MNOとMVNOとの**"win-win"の関係**を構築。



【出典：第87回(08.02.25)電気通信事業紛争処理委員会資料】



(背景)

- 近年、電気通信事業者の経営破綻等により、当該事業者と接続等を行っている事業者が接続料等の債権を回収できなくなる事案等が発生。
- 債務の支払いを怠るおそれがある場合には、あらかじめ預託金の預入れ等の債権保全措置を講じることで接続停止や損失の回避が可能。
- しかし、預託金の水準如何によっては、新規参入阻害等の競争阻害要因となることが懸念。



こうした事情を踏まえ、

- ① 電気通信事業の適正かつ合理的な運営の確保
- ② 電気通信事業者間の公正な競争の確保

との観点から、電気通信事業者が債権保全措置を講じる際の指針として「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」を策定。

(ガイドラインの内容)

- ✓ 債権保全の方式(預託金、債務保証等)
- ✓ 預託金の預入れ等の可否を判断するに当たって考慮すべき事項(過去の支払実績、財務状況等の客観的指標によること)
- ✓ 預託金の水準(預託金、必要かつ最小限とすべき)
- ✓ その他(預託金等の返還、紛争処理手続等)

新競争促進プログラム2010(06年9月)

(9) 市場退出ルールの見直し

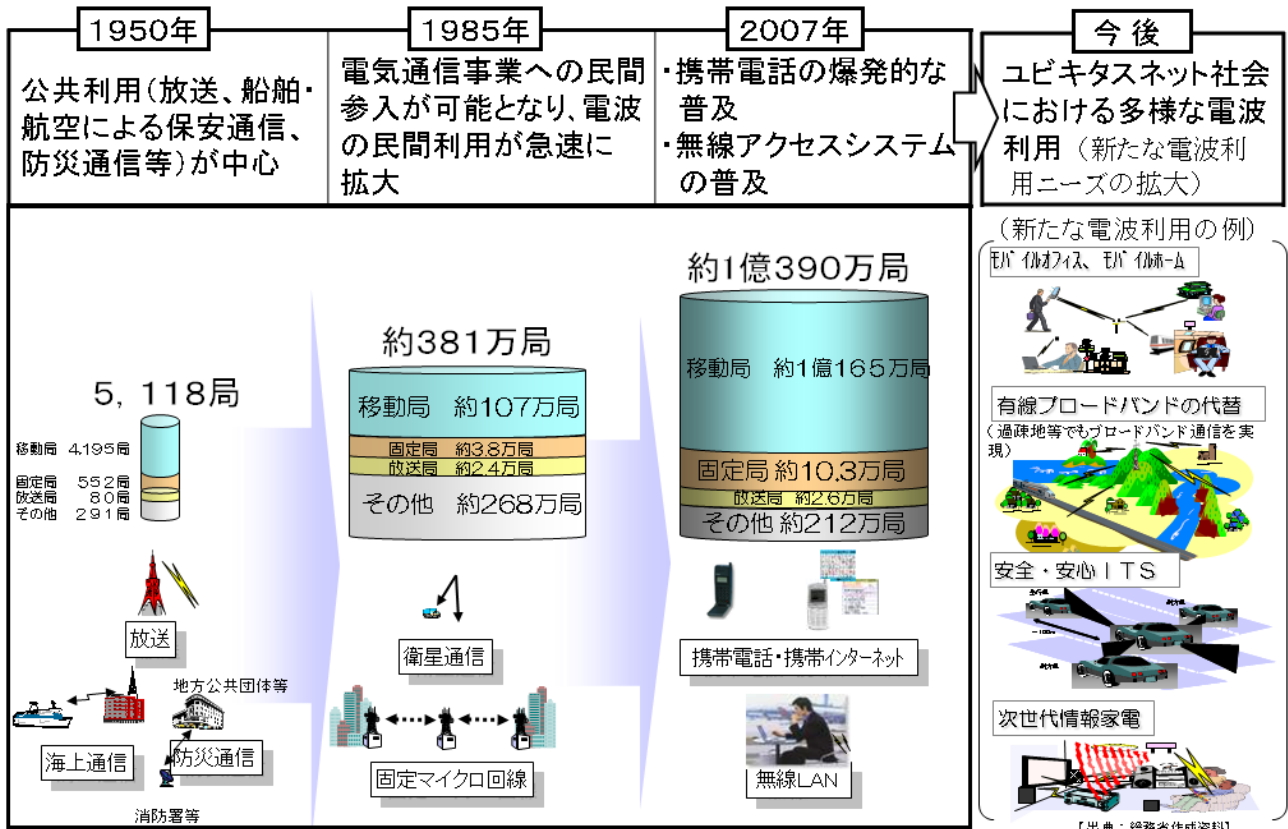
電気通信事業の休廃止について、当該事業者の経営判断のみならず、接続事業者の対応に依存する部分があることを踏まえ、市場退出に関するセーフガード措置(例えば預託金制度)について一定のルールを確立するため、06年度中を目途にガイドラインを策定する。

【出典：電気通信事業紛争処理委員会事務局作成資料】

4 電波利用の現状

- 4-1 我が国の電波利用の変遷～無線局数及び主な利用の推移～
- 4-2 柔軟な電波利用環境の実現に向けた取組の推進
- 4-3 広帯域移動無線アクセスシステムの導入
- 4-4 広帯域移動無線アクセスシステムへの免許付与

4-1 我が国の電波利用の変遷 ～無線局数及び主な利用の推移～

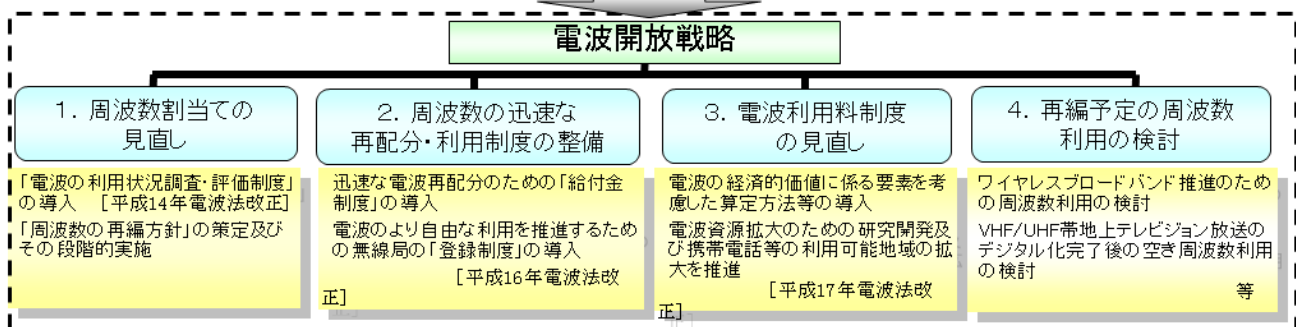


4-2 柔軟な電波利用環境の実現に向けた取組の推進

「電波政策ビジョン」の提言 - 情報通信審議会 答申(平成15年7月) -

目標：世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境の構築

今後のニーズの高まりに迅速に対応



今後の取組

- ✓ 電波開放戦略を踏まえた周波数の再編・新たな電波利用システムの導入に向けた取組の推進
⇒2.5GHz帯への広帯域移動無線アクセスシステムの導入 等
- ✓ 平成20～22年度に向けた電波利用料制度の見直し [次期通常国会提出予定]
⇒①電波利用公益事務として新しいニーズに対応した電波利用料の使途の追加
②負担の一層の公平性を確保する観点から料額を見直し
- ✓ 電波利用をより迅速かつ柔軟に行うための制度の創設
⇒①実験無線局制度の拡大、無線局の開設等に係る斡旋・仲裁制度の導入、電波の「二次取引」制度の創設等 [平成19年電波法改正]
②電波の「二次取引」制度の携帯電話等への拡大の検討 [次期通常国会へ向け検討] 等

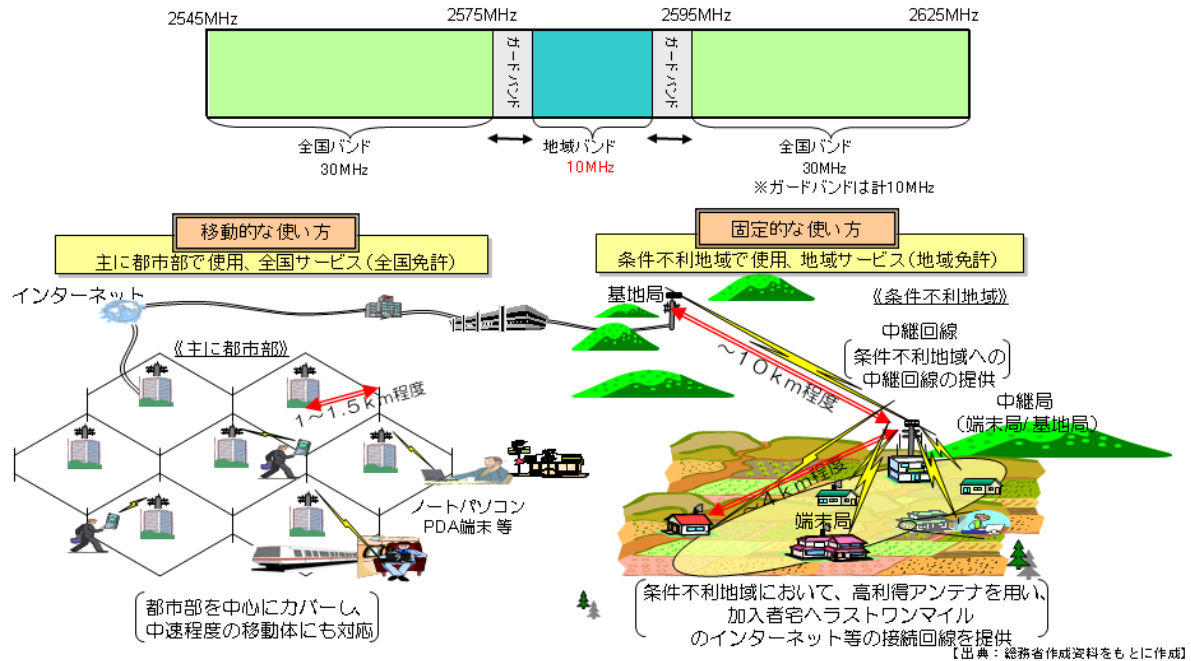
【出典：総務省作成資料】

4-3 広帯域移動無線アクセスシステムの導入

広帯域移動無線アクセスシステムとは

- ◆ 広帯域移動無線アクセスシステムとは、無線LANやADSLのようなブロードバンドのサービスを、携帯電話のように屋外や移動環境下で提供する新しいシステム。
- ◆ 移動的な使い方である主に都市部で使用する全国サービス(全国免許)と、固定的な使い方である条件不利地域で使用する地域サービス(地域免許)の2つの形態がある。

(2. 5GHz帯の電波使用)



4-4 広帯域移動無線アクセスシステムへの免許付与

免許方針と免許付与の状況

(1) 全国バンド(移動的な使い方)

- ・全国単位で、電気通信事業者に対し、30MHzずつ最大2社に周波数を割り当て。
- ・技術間競争及び新規参入の促進により、新たな無線サービスの展開と市場の活性化を図るため、既存の携帯電話事業者及びそのグループ会社以外の者に割り当て(※ただし、3分の1以下の出資による事業参加は許容)。
- ・認定後3年以内にサービス開始、認定後5年以内に各管内のカバー率50%以上の達成などを要件。
- ・MVNOによる無線設備の利用促進のための計画の策定を義務付け。

▶ 平成19年12月21日、総務省は、ワイヤレスブロードバンド企画株式会社と株式会社ウィルコムの開設計画を認定。

(2) 地域バンド(固定的な使い方)

- ・原則市町村単位で、各地域において地方公共団体、電気通信事業者、CATV事業者などに10MHzずつ周波数を割り当て。
- ・光ファイバやADSLが利用できない「ブロードバンド・ゼロ地域」の解消に向け、地方公共団体、電気通信事業者、CATV事業者等による無線ブロードバンドの導入を促進し、地域の公共の福祉の増進に寄与。

▶ 平成20年3月頃に基地局・中継局免許申請の受付を開始後、審査を行い、6月頃に技術基準適合証明を受けていない設備には予備免許付与、技術基準適合証明を受けた設備には免許付与する予定。

【出典：総務省作成資料をもとに作成】

電気通信紛争処理用語集

この用語集は、電気通信設備の接続等に関する紛争や無線局開設等に伴う混信防止に関する紛争において用いられることの多い用語及び紛争処理一般に関する用語を対象としています。

なお、用いられる文脈によっては、同じ用語であってもこの用語集の説明とは異なる意味合いで用いられることがあります。

あっせん

第三者が紛争当事者の間に入り、紛争について紛争当事者の互譲により紛争を解決すること。

あっせんを行う第三者は、第三者が双方の主張の要点を確かめ、相対立する当事者に話し合いの機会を与える、相互の誤解を解くなどして、当事者の話し合いを促します。紛争当事者の和解による紛争の解決をめざすものであり、法律的又は技術的な争点について当事者間の歩み寄りが期待できる事案に適しています。

アンバンドル

電気通信設備を機能ごとに細分化し、他事業者が接続する際、必要な機能のみを選択して、使用できるようにすること。

接続事業者は、不要な機能を使用しないことで、支払う接続料を抑えることができます。

エンド・(ツー・)エンド料金

複数の電気通信事業者が電気通信設備を接続して、ユーザに電気通信サービスを提供する事業形態において、料金設定方法として一の事業者が役務全体（エンド・エンド）に対して設定した利用者料金。

（⇔「ぶつ切り料金」の項を参照）

卸電気通信役務

電気通信事業者が、ユーザではなく、電気通信事業者だけを対象に提供するサービス。

卸電気通信役務の提供者を「卸電気通信事業者」と呼ぶ。また、卸電気通信役務の提供条件や料金は、事業者間の相対契約で決められる。

感度抑圧

電波干渉の形態の一つで、受信機において希望波（受信機が目的とする電波）と近

接する周波数の電波が強い場合に、希望波の正常な受信が抑制されること。

感度抑圧に対しては、一般的には、受信側にフィルタを挿入するなどの対策がとられる。

管路

通信ケーブルを通すために道路の地下に埋設したパイプ。

ケーブルを通すスペースしかないため、管路にケーブルを敷設したり、撤去する場合は、マンホール内で作業する。

キャリアーズ・レート

電気通信事業者が他の電気通信事業者と相互接続する際に設定する接続料金。

営業・宣伝費用などを控除して算定されるため、ユーザ料金よりも安く設定される。

キャリア・センス

搬送波（無線通信において情報を乗せるための基本的な伝送波）を受信することにより自分が発信しようとする周波数・チャンネルが空いているか否かを検知する機能。コードレス電話などでは、この機能により空きチャンネルが選定されている。

空中線

アンテナのこと。空間に電波として電力を放射し、又は空間を伝搬している電波を吸収して電力を得る装置。

クロージャ

通信事業者の局とユーザ宅を結ぶ加入者線に設置し、銅線ケーブルや光ファイバ・ケーブルの分岐、接続などの配線を行うための箱。

電柱上に設置するタイプやマンホールなどの地中に置くタイプがある。

広帯域移動無線

「BWA」の項を参照のこと。

コロケーション

指定電気通信設備を保有する電気通信事業者の建物・局舎、管路、とう道、電柱等に、接続事業者が接続に必要な装置を設置すること。

サーバ

ネットワーク上でサービスや情報を提供するコンピュータ。

インターネットでは、ウェブサーバ、メールサーバ等がある。

裁定

当事者間で意見の一致をみない事項について第三者がその是非等を裁断して決定すること。

実際費用方式

「接続料」の算定方式の一つで、電気通信事業者が電気通信設備の構築・維持管理に実際に要する費用から年間経費を計算し、これを元に1回線当たりや1通話当たりの接続料を算定する方式。

ジャンパ線

MD F（主配線盤）に收容された端末回線や加入者交換機からの回線等に用いられる銅線ケーブル。

周波数

電波、音波などの1秒間の振動数。

その単位は、以前はサイクルで表記されたが、現在はヘルツ（Hz）で統一されている。

振幅

信号の振動の幅。

信号の振動の山の頂点から谷の底までの距離の半分。

スプリアス

電波を送信する場合に、必要とする周波数帯以外にも発射されてしまう電波。

「不要発射」とも呼ばれる。

接続料

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、取得すべき金額（電気通信事業法第33条第2項参照）。

接続会計

接続料算定の適正化のために設けられた電気通信事業固有の会計。

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者にその作成及び公表が義務づけられている。

接続約款

電気通信事業者が電気通信設備の接続条件を定めるために作られた約款。

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、その公表が義務づけられている。

セル

移動通信システムにおいて、一つの基地局から発射される電波が届くエリア、ゾーン。

小さなゾーンが集まってサービス地域をカバーする様子が細胞(cell)を連想させるため、セルと呼ばれる。

第一種指定電気通信設備

他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の発達に欠くことのできない電気通信設備として指定された固定通信用の電気通信設備。

都道府県の区域内で、特定の電気通信事業者が全体の2分の1を超える固定端末系伝送路設備を設置している場合の当該設備などが該当し、具体的には、現在、NTT東西地域会社の加入者回線や、加入者・中継交換機などが指定されている。

第一種指定電気通信設備を設置する事業者には、接続約款の認可等の接続関連規制、情報流用の禁止などの行為規制などの規制が課せられる。

第3世代携帯電話

ITU（国際電気通信連合）の定めた「IMT-2000」規格に準拠したデジタル方式の携帯電話。

アナログ方式の第1世代携帯電話、デジタル方式の最初の方式である第2世代携帯電話に続く携帯電話の方式であり、我が国ではNTT DoCoMoの「FOMA」シリーズ、auの「CDMA2000 1x」、「CDMA 1x WIN」シリーズ、SoftBankの「SoftBank 3G」シリーズなどが該当する。

第二種指定電気通信設備

不可欠性はないが、電波の有限性により物理的に更なる参入が困難となる移動体通信市場において、相対的に多数の加入者を収容している設備。

特定の電気通信事業者の業務区域内で接続される携帯電話端末設備の割合が全体の25%を超える場合の当該事業者の伝送路設備が該当し、具体的には、現在、NTTドコモの伝送路設備・中継交換機などが指定されている。

第一種指定電気通信設備を設置する事業者には、接続約款の届出が課せられる他、収益ベースのシェアが25%を超える場合には、情報流用の禁止などの行為規制も課せられる。

第4世代携帯電話

2010年頃の標準化を目指してITU（国際電気通信連合）において検討されている第3世代携帯電話の後継システム。2005年10月に名称を「IMT-Advanced」とすることで合意がされた。

高速移動時で100Mbps、静止時や低速移動時で1Gbpsの伝送速度を実現することを目標としている。

ダークファイバ

敷設されているが使用されていない光ファイバ。

光信号がまったく通っていない状態にあることから、ダーク（暗い）ファイバと呼ばれる。

地域IP網

NTT東西地域会社が、「フレッツ・ISDN」や「フレッツ・ADSL」、「Bフレッツ」を提供するために都道府県単位の構築したIPネットワーク。

ISPは、地域IP網に設けられたPOI（相互接続点）に接続することで、県下全域を自らのサービス・エリアとしてカバーすることができる。

仲裁

当事者の合意に基づき第三者の判断によってその当事者間の紛争を解決すること。

当事者は不満があっても、原則としては仲裁判断に従わなければなりません。

仲裁廷

仲裁合意に基づき、その対象となる民事上の紛争について審理し、仲裁判断を行う1人の仲裁人又は2人以上の仲裁人の合議体（仲裁法第2条参照）。

長期増分費用方式

「LRIC」の項を参照のこと。

直加入電話

NTT東西地域会社の交換機を経由せず、直接、加入者と事業者との間を結ぶ固定電話サービス。

NTT東西通信会社から、加入者回線を借り受け、電話局間の幹線網や交換機は独自に用意したものを利用して提供されることが多い。

電波遮へい

高速道路等のトンネルや地下街等の閉塞地域といった人工的な構築物により、携帯

電話等の通信サービスに利用される電波が遮へいされて、通信サービスに障害が発生すること。

とう道

地中で通信ケーブルを収容するトンネル。

管路と同様に通信ケーブルを通すためのものだが、ケーブルを通せるだけのスペースしかない管路に対し、人が入れるほどの広さを持つ。

登録(無線局の)

あらかじめ他の無線局に混信を与えないように一定の条件を満たす無線局について、無線局の免許制度で行っている事前審査を簡略化して、登録手続により開設することができる制度。

登録の対象となる無線局は、5 GHz 帯無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局、空中線電力が10 mW 以下のPHSの基地局などがある。

トランジット

ISPが他のISPからのトラフィックをインターネット全体に中継すること。

一般にISP間に上流・下流の関係が生じ、トランジット・サービスを受けるISPは、トランジット・サービスを提供するISPに対してトランジット費用を支払う。
(⇔ 「ピアリング」参照)

ネットワークの中立性

IP化が進展する中でのネットワークの利用の公平性(通信レイヤーの他のレイヤーに対する中立性)及びネットワークのコスト負担の公平性(通信網増強のためのコストシェアリングモデルの中立性)。

波長

電波の1周期の長さ(距離)。

波長=光速度÷周波数の関係にある。

番号ポータビリティ

加入電話や携帯電話の利用者が、加入している事業者を変更しても、これまでと同じ番号を引き続き使用できる制度。

搬送波(キャリア)

無線通信において、情報を乗せるための基本的な伝送波。

ピアリング

I S P間で互いに相手方 I S Pあてのトラフィックを交換し合うこと。
一般に、ピアリングにおいては、I S Pは対等な関係にある。
(⇔ 「トランジット」の項を参照)

フィルタ

無線通信において、希望する周波数帯域の信号を通過させたり、阻止する装置。
電波の干渉を回避するためにも用いられ、干渉を与える側の無線機又は受信機に挿入される。

フェムトセル

一つの携帯電話基地局が、オフィスや宅内といった半径数メートル～数十メートル程度の非常に狭いエリア・セルをカバーするシステム。
「フェムト」は1000兆分の1を表す数の単位であり、非常に小さいことを示している。

ぶつ切り料金

複数の電気通信事業者が電気通信設備を接続して、ユーザに電気通信サービスを提供する事業形態において、当該複数事業者が各々自己の役務提供区間について、それぞれ設定した利用者料金。
(⇔ 「エンド・(ツー・) エンド料金」の項を参照)

プラットフォーム

様々なネットワークサービス提供のため、共通的に利用可能な整備された機能。
一般に、認証機能、課金機能、著作権管理機能などが該当する。

ブロードバンド

FTTH、DSL、ケーブルインターネットなど、高速通信を可能とする回線ブロードバンドに対し、低速の回線をナローバンドという。

ベストエフォート

ユーザが利用できる通信の伝送帯域を、ネットワークが混雑したときには、保証しないタイプのサービス。
これに対し、伝送速度を保証するサービスの型は「ギャランティ型」と呼ばれる。

包括免許(無線局の)

同じ類型に属する無線局について、個々の無線局ごとに免許を受けることなく、一

つの免許を受けることによって、複数の無線局を開設することが可能となる制度。

対象となる無線局は、発射する電波が通信の相手方の無線局により自動的に制御される無線局で、技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用するもの(特定無線局)であり、具体的には電気通信事業用としては携帯電話の陸上移動局などが該当する。

防災行政無線

地震、火災、天災等の発生時等において、国、地方自治体等の公共機関が円滑な防災情報の伝達等を行うことを目的とした無線通信。

ボトルネック設備

その設備を利用しなければ事業の遂行やサービスの提供ができない、若しくは著しく困難になってしまうような設備。

マイクロセル

移動無線システムにおける半径が数百 m のセル。

具体的には、PHSのセルなどが該当し、通常の携帯電話のセルに比べてセルの半径が小さいため、マイクロセルと呼ばれる。

(⇔「マクロセル」、「フェムトセル」の項を参照)

マイライン(優先接続)

電話をした場合にユーザが事前に登録した電話会社に自動的に通話をつなぐ電話会社選択サービス。

ユーザ側で事業者識別番号をダイヤルする必要がなくなる。平成13年5月に開始された。

マクロセル

移動無線システムにおける規模大きなセル。

携帯電話において、セルの半径は1.5km～数kmで、PHSなどのセルに比べて大きいため、マクロセルと呼ばれる。

(⇔「マイクロセル」、「フェムトセル」の項を参照)

無線従事者

無線設備の操作又はその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう(電波法第2条第6号参照)。

無線局の無線設備の操作は、簡易な操作であって総務省令(電波法施行規則第33条)で定めるものを除き、無線従事者又は主任無線従事者の監督を受けた者でなければ行ってはならない。

無線LAN

無線を使って構築される LAN。

通信方式は、2.4GHz帯を用いる IEEE802.11b（最大伝送速度 11Mbps）やIEEE802.11g（最大伝送速度 54Mbps）、5GHz帯を用いるIEEE802.11a（最大伝送速度 54Mbps）、2.4GHz帯及び 5GHz帯を用いた 100Mbps以上の実行速度を達成するIEEE802.11n（現在はドラフト版）等がある。

メディア・コンバータ

光ファイバと銅線ケーブルの間などでデータ伝送のメディア変換を行う装置。

免許不要局

免許を受けることなく、自由に開設することが認められた無線局。

発射する電波が著しく微弱な無線局、市民ラジオの無線局及び空中線電力が 0.01W 以下の小電力無線局で総務省告示の条件に適合するもの(コードレス電話、特定小電力無線局等)については免許は不要で、その開設は自由である。

予備免許(無線局の)

無線局の開設に先立って与えられる免許。

申請書の内容が定められた条件を満たしている場合、予備免許が与えられる。その後、申請者は工事に着手し、落成後の検査に合格すれば免許が与えられる。

ライン・シェアリング

他の通信事業者が敷設済みの銅線を借りて ADSL サービスなどを提供する仕組みの一つで、電話サービスに利用しない周波数帯域を貸し出す形態。

ルータ

異なるネットワーク同士を接続するネットワーク機器。

ネットワークを流れてきたデータについて、あて先アドレスから通信経路を選択し、他のネットワークへ中継を行う。

ローミング

携帯電話などで、ユーザが直接契約している電気通信事業者のサービス・エリア外において、他の電気通信事業者の通信サービスを受けられるようにすること。

ADR

Alternative Dispute Resolution の略。裁判以外の紛争解決手段。

行政機関や民間機関によるあっせん、仲裁及び民事調停・家事調停、訴訟上の和解などがある。

BWA

Broadband Wireless Access の略。広帯域移動無線アクセス。屋外や移動環境下でブロードバンドアクセスを可能にする無線システムの総称。

CDMA

Code Division Multiple Access の略。符号分割多元接続。

無線通信で、同じ周波数帯の電波を複数のユーザで効率的に共用する多元接続方式の一つでスペクトラム拡散を基盤技術とする。CDMA 方式のメリットは、①信号の秘匿性が高く盗聴に強い、②妨害波や干渉波の影響を受けにくい等がある。

DSL

Digital Subscriber Line の略。デジタル加入者回線。電話用のメタリックケーブルにモデム等を設置することにより、高速のデジタルデータ伝送を可能とする方式の総称。

DSLAM

Digital Subscriber Line Access Multiplexer の略。複数の DSL 回線を束ね、ルータなどの通信機器と接続して高速・大容量なバックボーンへの橋渡しを行う集線装置。

FDD

Frequency Division Duplex の略。移動通信システムにおいて基地局と移動機の間での双方向通信を実現する通信方式の一つ。

上り回線と下り回線で、異なる周波数を利用する。

FMC

Fixed-Mobile Convergence の略。固定通信 (Fixed) と移動通信 (Mobile) の間で、料金請求、端末、ネットワークなどを組み合わせてサービスを提供すること。

FTTH

Fiber To The Home の略。各加入者宅まで光ファイバを敷設することにより実現する、数 10～最大 100Mbps 程度のブロードバンドサービス。

FTTR

Fiber To The Remote Terminal の略。加入者宅の近くまで光ファイバを引き、そこから宅内までを VDSL などの高速 DSL でつなぐブロードバンドサービス。

IP

Internet Protocol の略。インターネットによるデータ通信を行うための通信規約。

IP電話

通信ネットワークの一部又は全部において IP（インターネットプロトコル）技術を利用して提供する音声電話サービス。

IPv6

Internet Protocol-version 6 の略。現在広く使用されているインターネットプロトコル（IPv4）の次期規格。

IPv4 に比べて、アドレス数の大幅な増加、セキュリティの強化及び各種設定の簡素化等が実現できる。

ISP

Internet Service Provider の略。インターネット接続サービスを提供している電気通信事業者。

単に、プロバイダーと呼ばれることもある。

IX

多数の ISP が効率的にトラフィックを交換するために設けられたポイント・設備。

LAN

Local Area Network の略。企業内、ビル内、事業所内等においてコンピュータやプリンタ等の情報機器を接続するネットワーク。

LLU

Local Loop Unbundle の略。地域通信網（ローカル・ループ）を設備ごとにアンバンドルし、他の電気通信事業者に開放すること。

LRIC

Long-Run Incremental Cost の略。長期増分費用方式。接続料を、実際の費用発生額（ヒストリカルコスト）ではなく、現在と同じ加入数規模とトラフィックに対する処理能力を備えたネットワークを現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と

技術で新たに構築した場合の費用（フォワード・ルッキング・コスト）に基づいて算定する方式。

MCA

Multi-Channel Access の略。1つの制御局から発する複数の周波数を多数のユーザが利用することで周波数の有効利用を図る無線システム。

MCAでは、通信に際しては多数のチャンネルの中から空きチャンネルを自動的に選択する。

MDF

Main Distribution Frame の略。主配線盤。外部から引き込んだ加入者線の束を収容し、内部に配線する設備。

電話局やオフィス・ビル、集合住宅に設置されている。

MVNE

Mobile Virtual Network Enabler の略。

MVNO との契約に基づき当該 MVNO の事業の構築を支援する事業を営む者（当該事業に係る無線局を自ら開設・運用している者を除く。）。

MNO

Mobile Network Operator の略。移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設・運用している者。

MVNO

Mobile Virtual Network Operator の略。①MNO の提供する電気通信役務としての移動通信サービスを利用して、又は MNO と接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、②当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設（開設された無線局に係る免許人等の地位の承継を含む。）・運用していない者。

NGN

Next Generation Network の略。PSTN（公衆交換電話網。電話交換機によって構成される通信網）に代わるパケットベースのネットワーク。

電気通信サービスの提供を目的として、広帯域かつ QoS 制御が可能な伝送技術を活用したパケットベースのネットワーク。

NNI

Network - Network Interface の略。ネットワーク間を接続するためのインタフェース。

NTSコスト

Non-Traffic Sensitive Cost の略。電気通信サービス提供に必要な経費のうち、通信量（トラフィック）に依存しない費用。

PSTN

Public Switched Telephone Networks の略。電話交換機によって構成される通信網。

QoS

Quality of Service の略。主にネットワークサービスの品質。

ネットワークサービスの場合、到達保証や通信帯域、遅延時間などの安定性が指標となる。

SNI

Application Server-Network Interface の略。各種アプリケーションサーバ類とネットワークを接続するためのインタフェース。

TDD

Time Division Duplex の略。移動通信システムにおける無線基地局と移動機の間での双方向通信を実現する方式の一つで、非常に短い時間周期で上り方向の通信と下り方向の通信を切り替えて、上りと下りで同じ周波数を利用するもの。

VoIP

Voice over Internet Protocol の略。IP ネットワーク上で音声をやり取りするための技術の総称。

IP 電話やインターネット電話と呼ばれるサービスはこの技術を用いる。

WDM

Wavelength Division Multiplexing の略。光ファイバの両端に波長を多重化する装置をつなぎ、光ファイバ上の伝送情報量を飛躍的に増大する技術。

WiMAX

Worldwide Interoperability for Microwave Access の略。数 km～数 10km 程度の広範囲をカバーし、最大約 75Mbps(20MHz 帯)の高速通信が可能な無線通信規格。

電気通信事業者間の トラブルに 強い味方



「電気通信事業者」相談窓口
電気通信事業者紛争処理委員会

お気軽にお問い合わせください!



「電気通信事業者」相談窓口のご案内



〒100-8926
東京都千代田区豊洲2-1-2中央合同庁舎 2号館4階
経済省電気通信事業者紛争処理委員会事務局内
TEL:03-5253-5500 FAX:03-5253-5197
E-mail:soudan@ml.soumu.go.jp
ウェブサイト:http://www.soumu.go.jp/hunso

電気通信事業者の皆様
こんなトラブルや相談
ありませんか？

局舎や電柱の利用を拒否された

接続に係る費用負担や費用按分で当事者間では合意できない

事業者間の協議が進まない


接続や電気通信サービスの契約の取次ぎを拒否された

過去の類似事例やその解決策を知りたい

接続のための工事や手続を改善してほしいが、応じてくれない

次世代ネットワーク(NGN)、MVNOとMNOの接続などに関するトラブル

あっせんや仲裁の手続(制度概要・申請方法等)を知りたい



あります!

「電気通信事業者」 相談窓口

電気通信事業者
紛争処理委員会
による
あっせん

※電気通信事業者紛争処理委員会では、あっせんのほかに仲裁による紛争処理も行っています。

- 97 -

相談窓口

まずこちらに御相談ください。

「電気通信事業者」相談窓口では、委員会の事務局職員が電気通信事業者間のトラブルに関する相談を幅広く受け付け、アドバイスや参考情報の提供を行っています。



ポイント

電気通信設備の接続・共用、卸電気通信サービスの提供等をめぐるトラブルの相談に応じます。当窓口のアドバイスにより、本格的な紛争になる前に解決したケースもあります。

相談は**無料**ですのでお気軽に

(((「電気通信事業者」相談窓口)))

【相談専用電話】03-5253-5500

FAX 03-5253-5197

【相談専用メールアドレス】

e-mail:soudan@ml.soumu.go.jp

○電話やインターネットに関する消費者の苦情・相談窓口は、総務省電気通信消費者相談センター（電話：03-5253-5900）です。

あっせん

電気通信事業者間の紛争を簡易で迅速に解決するため、あっせんを行います。



あっせんは、専門家3人程度からなるあっせん委員が紛争当事者の間に入って両者相互の歩み寄りを促すことにより、紛争の迅速な解決を図るものです。任意の手続きですので、あっせんに従うことを強制されることはありません。

〈対象となる紛争の例〉

電気通信設備の接続・共用に関する協定（料金、接続条件、支払等）に関する紛争

卸電気通信サービスの提供に関する契約（料金、提供条件等）に関する紛争

接続に必要な装置の設置・工事・保守、土地・建物、電柱等の利用、情報の提供等に関する紛争

あっせんは、これまで48件の利用があります。平均して1ヶ月半程度で紛争処理を終えており、専門性を活かした迅速な紛争処理を実現しています。また、約6割（29件）の事案は、あっせんにより紛争が解決しております。（平成19年末現在）

紛争解決に至った事例

ADSL事業者が、他事業者の中継ダークファイバとの接続を申請したが、「空き回線がない」という理由で断られたことから、当委員会にあっせんを申請。当委員会からあっせん案を示すことで、2ヶ月後に解決しました。

○平成20年には、無線局を新設する場合等に行う既存無線局との混信防止に関する紛争についても、電気通信事業紛争処理委員会があっせんを開始する予定です。

そこが知りたい!

あっせんに関するQ&A

Q 利用できるのは誰ですか。また、どこに申請手続きをするのかなど、詳しく知りたいのですが、どうすればいいでしょうか。

A 利用できるのは、電気通信事業者です。あっせんに関心がある場合は、まずは「電気通信事業者」相談窓口（電話03-5253-5500）にご相談下さい。または、電気通信事業紛争処理委員会のウェブサイトや電気通信事業紛争処理マニュアルを御覧下さい。

Q 相談やあっせんを受けるのに利用料の支払いは必要ですか。

A 相談やあっせんの利用は無料です。

Q 企業名などは公開されますか。

A あっせん手続は、原則として非公開で行われます。ただし、あっせんの終了後には、他の事業者の参考になるよう、当事者に御了解いただいた範囲で事案の概要等を公開しています。

電気通信事業紛争処理委員会ウェブサイト
URL:<http://www.soumu.go.jp/hunso>



トップページ



電気通信事業紛争処理マニュアル
ホームページ（印刷版）は紛争当事者のみならず第三者からも入手可能です。

電気通信事業紛争処理委員会（現委員長 龍岡貴見学習院大学法科大学院教授、元福岡高等裁判所長官）は、平成13年11月30日に電気通信事業者間の接続等に関する紛争を迅速・公正に処理する専門組織として総務省に設置されました。委員会では、あっせんや仲裁のほかに、総務大臣が業務改善命令等の行政処分を行う場合に総務大臣から諮問を受けて審議・答申を行ったり、競争ルールの改善等について総務大臣に勧告を行っています。

委員会は、元裁判官、弁護士、学識経験者（通信工学、会計学、産業分析）からなる5人の委員から構成されます。このほか、あっせん・仲裁に参画する特別委員が8人任命されています。

○あっせんの申請窓口

担当	連絡先
総務省総合通信基盤局 総務課	電話：03-5253-5827

○あっせんの申請経由窓口

あっせんの申請は、総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して行うことができます。

総合通信局等	窓口課等
北海道総合通信局	情報通信課電気通信事業課 電話：011-708-2311（内線4706）
東北総合通信局	情報通信課電気通信事業課 電話：022-221-0630
関東総合通信局	情報通信課電気通信事業課 電話：03-6238-1675
信越総合通信局	情報通信課電気通信事業課 電話：026-234-9948
北陸総合通信局	情報通信課電気通信事業課 電話：076-233-4422
東海総合通信局	情報通信課電気通信事業課 電話：052-871-9403
近畿総合通信局	情報通信課電気通信事業課 電話：06-6942-8519
中国総合通信局	情報通信課電気通信事業課 電話：082-222-3378
四国総合通信局	情報通信課電気通信事業課 電話：089-936-5042
九州総合通信局	情報通信課電気通信事業課 電話：096-326-7824
沖縄総合通信事務所	情報通信課電気通信事業課 電話：098-865-2302

平成20年4月1日
電気通信事業紛争処理委員会

電気通信事業紛争処理委員会ウェブページのリニューアル

電気通信事業紛争処理委員会では、委員会の利用を促進するため、今般、次のとおり、委員会ウェブページ(URL : <http://www.soumu.go.jp/hunso/index.html>) のリニューアルを行いましたので、お知らせします

【トップページのイメージ】

【主な変更点】

①委員会の利用案内を充実
(主な事例、よくある質問、申請様式のダウンロードの追加等)

②情報の探しやすさ、サイトの使いやすさを改善
(トップページでの新着情報及び次回委員会の案内、検索機能及びサイトマップの追加、フレームの廃止等)

③デザインの刷新等
(用語集等の基礎資料の追加、ロゴマーク・バナーの作成等)

(連絡先) 電気通信事業紛争処理委員会事務局
 担当：小森上席調査専門官、山田調査専門官
 電話：(代表) 03-5253-5111
 (内線) 5686
 (直通) 03-5253-5686
 FAX：03-5253-5197

新競争促進プログラム2010（抜粋）

（平成18年9月19日総務省公表、平成19年10月23日改定）

2. 具体的施策

(9) 紛争処理機能の強化

I P化の進展に伴いビジネスモデルの多様化が進展することが見込まれる中、ブロードバンド市場における迅速かつ円滑な紛争処理を確保するため、紛争処理機能の強化を図る。

具体的には、意見申出制度（電気通信事業法第172条）について、申出者の秘密保護に合理的な根拠があると認められる場合には、当該申出者を特定できる情報を開示しない仕組みを導入することとし、07年中に当該仕組みに関するガイドラインを策定する。

また、電気通信事業者とコンテンツプロバイダ等の上位レイヤーの事業者等との間の紛争事案を紛争処理機能の中で取り扱えるようにするほか、土地等（電柱・管路などを含む）の使用に係る紛争事案について、現行の裁定に加えて、あっせん・仲裁を可能とする仕組みとする等、紛争処理機能の取扱範囲の拡充についても、可能な限り速やかに所要の制度整備を行う。

(10) 消費者保護策の強化

ブロードバンド化やI P化の進展による料金やサービスの多様化、マルチステークホルダーが関与するビジネスモデルの普及等が進展する中、急激な市場環境変化に対応した消費者保護策の強化に向けた具体的施策を検討するため、07年度中に新たな検討の場を設置し、08年中を目途に検討結果を取りまとめる。

具体的には、通信サービスに関する利用者保護のための基本的ルールの内実、消費者保護を業務とする関係機関との連携も含めた苦情処理体制の拡充、料金比較手法に関する認定の仕組みの内実、ADR（Alternative Dispute Resolution：裁判外紛争処理制度）を含む紛争処理機能の強化等を含め、多角的な観点から検討を行う。また、当該検討に際しては、広く提案募集を行うなど、関係各方面の意見等を十分に踏まえて行う。

委員会発足以来の紛争処理件数

(平成20年4月1日現在)

1 あっせん 48件 (あっせん及び仲裁の平均処理期間約44日)

- 「接続に係る費用負担」に関する件 (34件)
- 「接続に必要な工作物の利用」に関する件 (4件)
- 「接続の諾否」に関する件 (3件)
- 「設備の利用・運用」に関する件 (3件)
- 「接続協定の細目」に関する件 (2件)
- 「電気通信役務の提供に係る契約の取次ぎ」に関する件 (1件)
- 「接続に必要な設備の設置」に関する件 (1件)

2 仲裁 3件 (※いずれも、他方事業者が申請を行わず、仲裁は実行されず、あっせんや大臣命令に移行。)

- 「接続に係る費用負担」に関する件 (2件)
- 「接続に必要な設備の設置」に関する件 (1件)

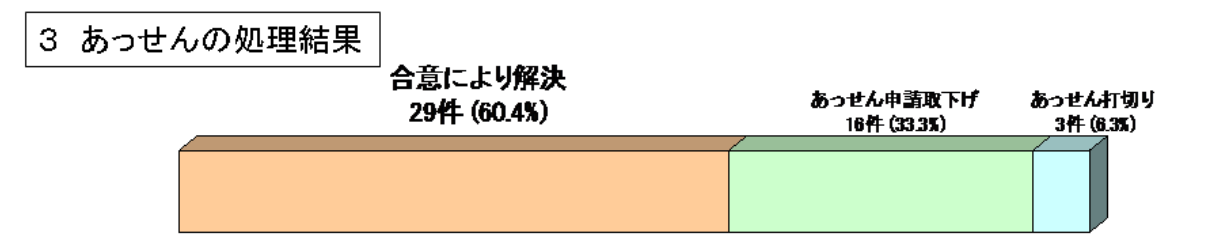
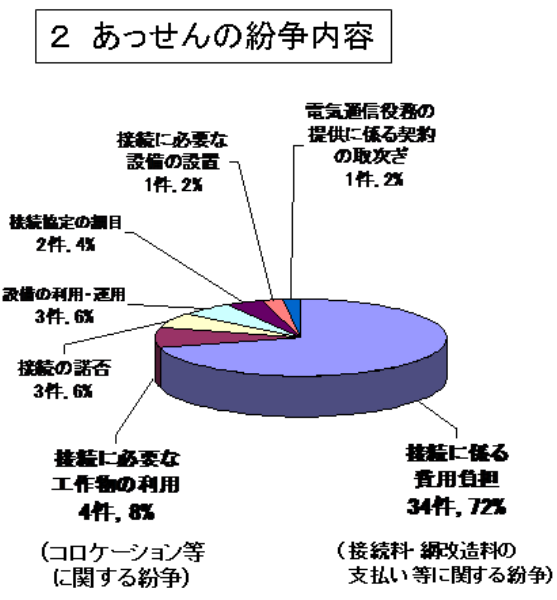
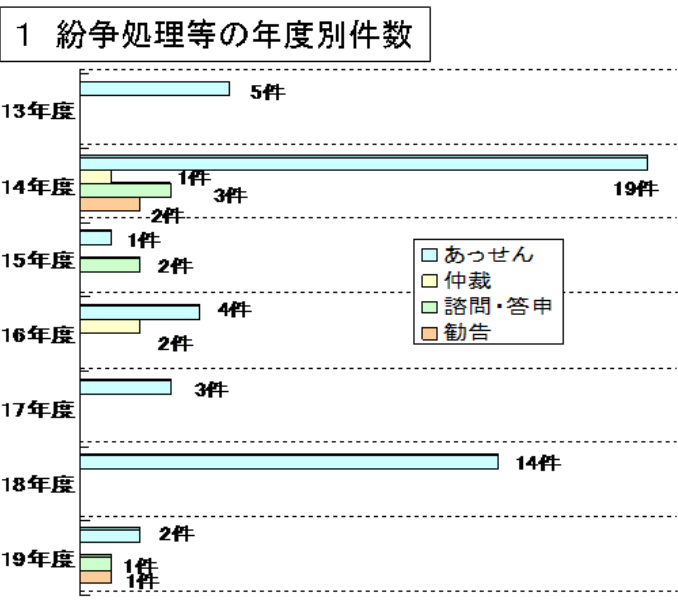
3 諮問・答申 6件 (諮問から答申まで平均約33日)

- 業務改善命令 (2件)
- 料金設定権に関する裁定 (1件)
- 土地等の使用に関する認可 (1件)
- 接続に関する協議再開命令 (1件)
- MVNOとMNO間の接続協定の細目の裁定 (1件)

4 勧告 3件

- コロケーションのルール改善に向けた勧告 (1件)
- 接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告 (1件)
- 接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の勧告 (1件)

(参考) 紛争処理件数の内訳



電気通信事業紛争処理委員会の歩み（年表）

年 月		電気通信事業紛争処理委員会の出来事		委員会に関連する主な出来事
平成 13 年 (2001 年)	11 月	電気通信事業紛争処理委員会発足（香城委員長・森永委員長代理選任） 運営手続の整備（電気通信事業紛争処理委員会運営規程の決定） 紛争処理マニュアルの策定（「IT 時代の公正な紛争解決に向けて」）	6 月	電気通信事業紛争処理委員会の設置を定める「電気通信事業法等の一部を改正する法律」の成立
平成 14 年 (2002 年)	1 月	あっせんによる初の紛争解決		
	2 月	コロケーションのルール改善について、総務大臣に勧告		
	4 月	総務大臣に初めての年次報告提出		
	11 月	接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備について、総務大臣に勧告		
平成 15 年 (2003 年)	6 月	「競争環境の変化と電気通信事業者間紛争」の公表	7 月	「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律」の成立（平成 16 年 1 月施行）
	10 月	仲裁手続の整備（電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則の決定）	8 月	仲裁法の成立（平成 16 年 3 月施行）
平成 16 年 (2004 年)	5 月	英語版ウェブページの開設	12 月	「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の制定（平成 19 年 4 月施行）
	11 月	第二期目の活動開始 あっせん・仲裁手続の改善（あっせん・仲裁委員の欠格事由の具体化、答弁書の提出期間の指定、代理人・補佐人の規定整備など、運営規程・仲裁準則の改正）		
	12 月	「第一期 3 年間を総括して」の公表 「電気通信事業紛争処理相談窓口」の開設		
平成 17 年 (2005 年)	4 月	「諸外国の紛争処理制度の比較」とりまとめ		
平成 18 年 (2006 年)	6 月	「電気通信事業者」相談窓口の開設	9 月	総務省「新競争促進プログラム 2010」公表
	10 月	「電気通信事業における紛争処理等の将来像」の公表 ウェブページのリニューアル実施		
平成 19 年 (2007 年)	2 月	森永委員長・田中委員長代理選任	9 月	総務省「モバイルビジネス活性化プラン」公表
	11 月	MVNO の参入促進のための環境整備について、総務大臣に勧告	12 月	無線局の開設等に伴う混信防止に関するあっせん・仲裁制度の創設を含む「放送法等の一部を改正する法律」の成立（平成 20 年 4 月施行）
		第三期目の活動開始（龍岡委員長・坂庭委員長代理選任）		
平成 20 年 (2008 年)	2 月	パンフレットの作成・配布		
	4 月	無線局の開設等に伴う混信防止に関するあっせん・仲裁制度の開始 ウェブページのリニューアル実施		